昭27.1.16.

官報

主要目次

政　令
○日本政府在外事務所増置令の一部改正　一七七頁
條　約
○国際労働機関憲章　一七七
省　令
○通商産業省組織規程の一部改正　一八二
規　則
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正　一八二
告　示
○村の境界変更（埼玉県）　一八三
○町村の境界変更（同）　一八四
○村の境界変更（同）　一八四
○村を町とする処分（秋田県天王町）　一八五
○所属未定地編入（滋賀県）　一八五
○村の廃置分合（和歌山県）　一八五
○町村の境界変更（大分県）　一八五
○石動信用組合第一回だいこく割増定期貯金の細目等　一八六
○電気用品の型式承認　一八九
○船舶用機関等施設状況報告書の様式指定　一九〇
○柴山郵便局に電報配達事務開始　一九四
○亀代郵便局等に電報受付事務開始　一九四
○熊本南健軍郵便局に電報受付及び電報配達事務開始　一九四
○秋津郵便局の電報配達事務廃止　一九四
○入道崎郵便局等に国際電報及び内国欧文電報の受付及び配達事務開始　一九四

政　令

日本政府在外事務所増置令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年一月十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第二号

日本政府在外事務所増置令の一部を改正する政令

内閣は、日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）第二条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

日本政府在外事務所増置令（昭和二十六年政令第三百七十号）の一部を次のように改正する。

表中「

在コロンボ日本政府在外事務所	セイロン	コロンボ

」を

「

在コロンボ日本政府在外事務所	セイロン	コロンボ
在ブエノスアイレス日本政府在外事務所	アルゼンティン	ブエノスアイレス

」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　木村篤太郎
外務大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田勇人
文部大臣　天野貞祐
厚生大臣　橋本龍伍
農林大臣　広川弘禪
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　村上義一
郵政大臣　佐藤栄作
電気通信大臣　佐藤栄作
労働大臣　吉武恵市
建設大臣　野田卯一
経済安定本部総裁　吉田　茂

條　約

国際労働機関憲章をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年一月十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

條約第一号

国際労働機関憲章

前　文

世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、

そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、一日及び一週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によつて改善することが急務であるから、

また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、

締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。

第一章　組織

第一條

1　この憲章の前文及びこの憲章の附属書となつている千九百四十四年五月十日にフィラデルフィアで採択された国際労働機関の目的に関する宣言に掲げた目標を達成するために、ここに常設機関を設置する。

2　国際労働機関の加盟国は、千九百四十五年十一月一日にこの機関の加盟国であつた国並びにこの條の第三項及び第四項の規定に従つて加盟国となる他の国とする。

3　国際連合の原加盟国及び国際連合憲章の規定に従い国際連合総会の決定によつて国際連合の加盟国となることを認められた国は、国際労働機関憲章の義務の正式の受諾を国際労働事務局長に通知することによつて、国際労働機関の加盟国となることができる。

4　また、国際労働機関の総会は、出席し且つ投票する政府代表の三分の二の賛成投票を含む会期に参加している代表の三分の二の賛成投票によつて、この機関への加盟を承認することができる。この加盟は、国際労働事務局長に新加盟国の政府によるこの機関の憲章の義務の正式の受諾の通知があつた時に効力を生ずる。

5　国際労働機関の加盟国は、脱退する意思を国際労働事務局長に通告しなければ、この機関から脱退することができない。この通告は、事務局長が受領した日の後二年で効力を生ずる。但し、この時にその加盟国が加盟国としての地位から生ずるすべての財政的義務を果していることを條件とする。この脱退は、加盟国がいずれかの国際労働條約を批准しているときは、その條約で定めた期間中は、その條約から生じ又はその條約に関係するすべての義務の継続的効力に影響を及ぼさない。

6　いずれかの国がこの機関の加盟国でなくなつた場合には、その再加盟については、それぞれこの條の第三項又は第四項の規定によるものとする。

第二條

この常設機関は、次のものからなる。

(a)　加盟国の代表者の総会

毎日文庫

明治二十[illegible]年三月三十一日　第三種郵便物認可

昭27.1.16. 第7504号

(b) 第七條に規定するように構成する理事会 及び

(c) 理事会の監督を受ける国際労働事務局

第三條

1 加盟国の代表者の総会の会合は、必要に応じて随時に、且つ、少くとも毎年一回開催する。総会は、各加盟国の四人の代表者で構成する。そのうちの二人は政府代表とし、他の二人は各加盟国の使用者及び労働者をそれぞれ代表する代表とする。

2 各代表は、顧問を伴うことができる。顧問は、会合の議事日程の各議題について二人をこえてはならない。婦人に特に関係がある問題が総会で審議されるときは、顧問のうちの少くとも一人は、婦人でなければならない。

3 非本土地域の国際関係に責任をもつ各加盟国は、自国の各代表に対する顧問として更に次の者を任命することができる。

(a) 前記の地域の自治権の範囲内にある事項について前記のいずれかの地域の代表者として加盟国が指名する者 及び

(b) 非自治地域に関する事項について自国の代表に助言するために加盟国が指名する者

4 二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域の場合には、それらの加盟国の代表に助言する者を指名することができる。

5 加盟国は、各自の国に使用者又は労働者をそれぞれ最もよく代表する産業上の団体がある場合には、それらの団体と合意して選んだ民間の代表及び顧問を指名することを約束する。

6 顧問は、これを伴う代表が要請し且つ総会議長が特別に許可する場合を除いて、発言してはならない。また、顧問は、投票することができない。

7 代表は、議長にあてた通告書によつて、その顧問の一人を代理者に任命することができる。この顧問は、代理者として行動しているときは、発言し且つ投票することを許される。

8 代表及びその顧問の氏名は、各加盟国の政府が国際労働事務局に通知する。

9 代表及びその顧問の委任状は、総会の審査を受けなければならない。総会は、この條に従つて指名されなかつたと認める代表又は顧問の承認を出席代表の投票の三分の二によつて拒絶することができる。

第四條

1 総会の審議に付されるすべての事項について、各代表は、個別的に投票する権利をもつ。

2 ある加盟国が、指名権をもつにもかかわらず、民間代表の一人を指名しないときは、他の民間代表は、総会に出席し且つ発言することを許されるが、投票することを許されない。

3 総会が第三條に従つてある加盟国の代表の承認を拒絶したときは、その代表が指名されなかつたものとして、この條の規定が適用される。

第五條

総会の会合は、前回の会合において総会自体が行うことのある決定に従うことを條件として、理事会が決定する場所で開催する。

第六條

国際労働事務局の所在地の変更は、総会が出席代表の投票の三分の二の多数によつて決定する。

第七條

1 理事会は、次の三十二人で構成する。

政府を代表する十六人
使用者を代表する八人 及び
労働者を代表する八人

2 政府を代表する十六人のうち、八人は、主要産業国たる加盟国が任命し、八人は、前記の八加盟国の代表を除く総会における政府代表によつてこのために選定された加盟国が任命しなければならない。代表者を出す十六加盟国のうち、六国は、ヨーロッパ以外の国でなければならない。

3 理事会は、必要に応じて、どの国がこの機関の主要産業国たる加盟国であるかを決定し、且つ、理事会の決定前に主要産業国たる加盟国の選定に関するすべての問題を公平な委員会が審議することを確保する規則を定める。どの国が主要産業国たる加盟国であるかに関する理事会の宣言に対して加盟国が行う提訴は、総会が判定する。但し、総会への提訴は、総会がその提訴を判定する時まで宣言の適用を停止するものではない。

4 使用者を代表する者及び労働者を代表する者は、総会における使用者代表及び労働者代表がそれぞれ選挙しなければならない。使用者の代表者二人及び労働者の代表者二人は、ヨーロッパ以外の国に属する者でなければならない。

5 理事会の任期は、三年とする。理事会の選挙が何らかの理由によつてこの期間の満了の時に行われないときは、理事会は、この選挙が行われる時まで在任する。

6 欠員の補充及び代理者の任命の方法並びに他の類似の問題は、総会の承認を條件として、理事会が決定することができる。

7 理事会は、随時に、その構成員の中から議長一人及び副議長二人を選挙する。そのうちの一人は政府を代表する者とし、一人は使用者を代表する者とし、一人は労働者を代表する者としなければならない。

8 理事会は、その議事手続を規定し、且つ、その会合の時期を定める。特別会合は、理事会における代表者の少くとも十二人が書面でその要請をしたときに開催する。

第八條

1 国際労働事務局に事務局長を置く。事務局長は、理事会によつて任命され、且つ、理事会の指示の下で、国際労働事務局の能率的な運営及び他の委託されることのある任務について責任を負う。

2 事務局長又はその代理者は、理事会のすべての会合に出席しなければならない。

第九條

1 国際労働事務局の職員は、事務局長が理事会の承認した規則に基いて任命する。

2 事務局長は、事務局の業務の能率を充分に考慮しつつできる限り、国籍の異なる者を選任しなければならない。

3 前項の者のうちの若干人は、婦人でなければならない。

4 事務局長及び職員の責任は、性質上もつぱら国際的なものである。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当つて、いかなる政府からも又はこの機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、この機関に対してのみ責任を負う国際的職員としての地位を損ずる虞のあるいかなる行動も慎まなければならない。

5 この機関の各加盟国は、事務局長及び職員の責任のもつぱら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果すに当つてこれらの者を左右しようとしないことを約束する。

第十條

1 国際労働事務局の任務は、労働者の生活状態及び労働條件の国際的調整に関するすべての事項についての資料の収集及び配布、特に国際條約の締結を目的として総会に提出することが提案されている事項の審査並びに総会又は理事会が命ずることのある特別の調査の実施を含む。

2 事務局は、理事会が与える指示に従つて、次のことを行う。

(a) 総会の会合のための議事日程の各種の議題に関する書類を準備すること。

(b) 総会の決定に基いて行う法律及び規則の立案並びに行政上の慣行及び監督制度の改善に関して、政府の要請があつたときに、可能なすべての適当な援助をこれに与えること。

(c) 條約の実効的な遵守に関して、この憲章の規定により事務局に要求される任務を遂行すること。

(d) 国際的な関係をもつ産業及び雇用の問題を取り扱う出版物を、理事会が望ましいと認める言語で編集し且つ刊行すること。

---

3 一般に、事務局は、総会又は理事会が委託する他の権限及び任務をもつ。

第十一條

労働問題を取り扱う加盟国の官庁は、国際労働事務局の理事会における自国政府の代表者を通じて、又は、このような代表者がない場合には、資格のある他の公務員で政府がこのために指名するものを通じて、事務局長と直接に連絡することができる。

第十二條

1 国際労働機関は、この憲章の條項の範囲内で、専門的責任をもつ公的国際機関の活動を調整する任務をもつ一般的国際機関及び関係分野において専門的責任をもつ公的国際機関と協力しなければならない。

2 国際労働機関は、公的国際機関の代表者が投票権なしにこの機関の審議に参加するための適当な取極をすることができる。

3 国際労働機関は、使用者、労働者、農業者及び協同組合員の国際機関を含む承認された民間国際機関との望ましいと認める協議のための適当な取極をすることができる。

第十三條

1 国際労働機関は、適当と思われる財政上及び予算上の取極を国際連合と締結することができる。

2 前記の取極が締結されるまでの間は、又は有効な前記の取極がないときはいつでも、

(a) 各加盟国は、それぞれ総会又は理事会の会合に出席する自国の代表及びその顧問並びに代表者の旅費及び滞在費を支給する。

(b) 国際労働事務局及び総会又は理事会の会合のすべての他の経費は、国際労働事務局長が国際労働機関の一般資金から支出する。

(c) 国際労働機関の予算の承認並びに分担金の割当及び徴収のための取極は、総会が出席代表の投票の三分の二の多数によつて決定しなければならず、且つ、政府代表者の委員会が予算及びこの機関の加盟国間における経費の割当のための取極を承認することについて規定しなければならない。

3 国際労働機関の経費は、この條の第一項又は第二項(c)による有効な取極に従つて、加盟国が負担する。

4 この機関に対する分担金の支払が遅滞しているこの機関の加盟国は、その遅滞金の額がその時までの満二年間にその国から支払われるべきであつた分担金の額に等しいか又はこれをこえるときは、総会、理事会若しくは委員会において又は理事会の構成員の選挙において投票権をもたない。但し、総会は、支払の不履行が加盟国にとつてやむを得ない事情によると認めたときは、出席代表の投票の三分の二の多数によつて、その加盟国に投票を許すことができる。

5 国際労働事務局長は、国際労働機関の資金の適正な支出について理事会に対して責任を負う。

第二章　手続

第十四條

1 総会のすべての会合の議事日程は、理事会が、加盟国の政府、第三條の適用上承認された代表的団体又は公的国際機関によつて行われることのある議事日程に関する示唆を考慮して定める。

2 理事会は、総会による條約又は勧告の採択の前に予備的な会議又は他の方法で完全な技術的準備及び最も関係の深い加盟国の充分な協議を確保するために、規則を作成しなければならない。

第十五條

1 事務局長は、総会の事務総長として行動し、且つ、議事日程を加盟国及び、民間代表が指名されているときはこの加盟国を通じて、その民間代表に、総会の会合の四箇月前に到達するように送付しなければならない。

2 議事日程の各議題に関する報告は、総会の会合に先だつて充分に検討することができるような時期に加盟国に到達するように発送しなければならない。理事会は、この規定の適用のための規則を作成しなければならない。

第十六條

1 いずれの加盟国政府も、議事日程中のある議題の存置に対して正式に異議を申し立てることができる。このような異議の理由は、事務局長にあてた陳述書に記載し、事務局長は、これをこの機関のすべての加盟国に通報しなければならない。

2 もつとも、このような異議があつた議題は、総会において出席代表の投票の三分の二の多数が審議することに賛成であるときは、議事日程から除くことができない。

3 総会が出席代表の投票の三分の二の多数によつていずれかの事項を総会で審議すべきことを決定したとき（前項の場合を除く。）は、その事項は、次回の会合の議事日程に入れなければならない。

第十七條

1 総会は、議長一人及び副議長三人を選挙する。副議長のうちの一人は政府代表とし、一人は使用者代表とし、一人は労働者代表とする。総会は、その議事手続を定めなければならず、且つ、いずれかの事項について審議し且つ報告する委員会を設けることができる。

2 この憲章に別段に明白に規定された場合あるいは総会に権限を与える條約若しくは他の文書の條項又は第十三條に基いて採択された財政上及び予算上の取極の條項によつて別段に明白に規定された場合を除き、すべての事項は、出席代表の投票の単純過半数によつて決定する。

3 表決は、投票総数が総会に参加している代表の半数に達しないときは無効とする。

第十八條

総会は、その設置する委員会に投票権をもたない技術的専門家を置くことができる。

第十九條

1 総会が議事日程のある議題に関する提案を採択することに決定したときは、総会は、その提案が(a)国際條約の形式をとるべきか、又は(b)取り扱われた問題若しくはその問題のある面がそのときに條約として適当と認められない場合には事情に応ずる勧告の形式をとるべきかを決定する。

2 いずれの場合にも、総会がそれぞれ條約又は勧告を採択するための最終的の投票においては、出席代表の投票の三分の二の多数を必要とする。

3 一般に適用する條約又は勧告を作成する場合には、総会は、気候條件、産業組織の不完全な発達又は他の特殊の事情によつて産業條件が実質的に異なる国について充分な考慮を払い、且つ、これらの国の事態に応ずるために必要と認める修正があるときは、その修正を示唆しなければならない。

4 條約又は勧告は、その二通を総会議長及び事務局長の署名によつて認証しなければならない。そのうちの一通は、国際労働事務局の記録に寄託し、他の一通は、国際連合事務総長に寄託する。事務局長は、條約又は勧告の認証謄本を各加盟国に送付する。

5 條約の場合には、

(a) 條約は、批准のためにすべての加盟国に送付する。

(b) 各加盟国は、総会の会期の終了後おそくとも一年以内に、又は例外的な事情のために一年以内に不可能であるときはその後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にも総会の会期の終了後十八箇月以内に、條約を当該事項について権限のある機関に提出することを約束する。

(c) 加盟国は、條約を前記の権限のある機関に提出するためにこの條に従つて執つた措置、権限があると認められる機関に関する細目及びこの機関が執つた措置を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(d) 加盟国は、当該事項について権限のある機関の同意を得たときは、條約の正式の批准を事務局長

昭27.1.16.　第7504号

に通知し、且つ、條約の規定を実施するために必要な措置を執る。

(e)　加盟国は、当該事項について権限のある機関の同意を得なかつたときは、條約で取り扱われている事項に関する自国の法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔をおいて、国際労働事務局長に報告する以外には、いかなる義務も負わない。この報告には、立法、行政的措置、労働協約又はその他によつて條約の規定のいずれがどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているかが示され、且つ、條約の批准を妨げ、又は遅延させる障害が述べられていなければならない。

6　勧告の場合には、

(a)　勧告は、国内立法又はその他によつて実施されるようにすべての加盟国に審議のために送付する。

(b)　各加盟国は、立法又は他の措置のために、総会の会期の終了後おそくとも一年以内に、又は例外的な事情のために一年以内に不可能であるときはその後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にも総会の会期の終了後十八箇月以内に、勧告を当該事項について権限のある機関に提出することを約束する。

(c)　加盟国は、勧告を前記の権限のある機関に提出するためにこの條に従つて執つた措置、権限があると認められる機関に関する細目及びこの機関が執つた措置を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(d)　加盟国は、勧告を前記の権限のある機関に提出することを除き、勧告で取り扱われている事項に関する自国の法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔をおいて、国際労働事務局長に報告する以外には、いかなる義務も負わない。この報告には、勧告の規定がどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているか、及びこれらの規定を採択し、又は適用するに当つて必要と認められ又は認められるこれらの規定の変更が示されていなければならない。

7　連邦の場合には、次の規定を適用する。

(a)　連邦政府が、憲法制度上、連邦による措置を適当であると認める條約及び勧告については、連邦の義務は、連邦でない加盟国の義務と同一とする。

(b)　連邦政府が、憲法制度上、全部又は一部について、連邦による措置よりも連邦を構成する邦、州又は県による措置を適当であると認める條約及び勧告については、連邦政府は、

(一)　その憲法及び関係のある邦、州又は県の憲法に従つて、立法又は他の措置のために総会の会期の終了後十八箇月以内に條約及び勧告が連邦、邦、州又は県の適当な機関に提出されるための有効な取極をしなければならない。

(二)　関係のある邦、州又は県の政府の同意を條件として、條約及び勧告の規定を実施するための調整された行動を連邦国家内で促進することを目的として連邦の機関と邦、州又は県の機関との間で定期的協議を行うように措置しなければならない。

(三)　條約及び勧告が連邦、邦、州又は県の適当な機関に提出されるためにこの條に従つて執つた措置、適当と認められる機関に関する細目及びこの機関が執つた措置を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(四)　連邦政府が批准しなかつた各條約については、連邦及びこれを構成する邦、州又は県の当該條約に関する法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔をおいて、国際労働事務局長に報告しなければならない。この報告には、立法、行政的措置、労働協約又はその他によつて條約の規定のいずれがどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているかが示されていなければならない。

(五)　各勧告については、連邦及びこれを構成する邦、州又は県の勧告に関する法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔をおいて、国際労働事務局長に報告しなければならない。この報告には、勧告の規定がどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているか、及びこれらの規定を採択し、又は適用するに当つて必要と認められ又は認められるこれらの規定の変更が示されていなければならない。

8　いかなる場合にも、総会による條約若しくは勧告の採択又は加盟国による條約の批准は、條約又は勧告に規定された條件よりも関係労働者にとつて有利な條件を確保している法律、裁決、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされてはならない。

第二十條

前條によつて批准された條約は、国際連合憲章第百二條の規定に従つて登録するために、国際労働事務局長が国際連合事務総長に送付するが、その條約は、批准する加盟国のみを拘束する。

第二十一條

1　最終的審議のために総会に提出された條約が出席代表の投票の三分の二の支持を確保しなかつたときも、相互間においてその條約を協定することは、この機関の加盟国の権利に属する。

2　前項によつて協定した條約は、関係政府が国際労働事務局長及び、国際連合憲章第百二條の規定に従つて登録するために、国際連合事務総長に送付しなければならない。

第二十二條

各加盟国は、当事国となつた條約の規定を実施するために執つた措置について、国際労働事務局に年次報告をすることに同意する。この報告は、理事会が要請する様式で作成され、且つ、理事会が要請する細目を記載していなければならない。

第二十三條

1　事務局長は、第十九條及び第二十二條に従つて加盟国が送付した資料及び報告の概要を総会の次回の会期に提出しなければならない。

2　各加盟国は、第三條の適用上承認された代表的団体に、第十九條及び第二十二條に従つて事務局長に送付した資料及び報告の写を送付しなければならない。

第二十四條

加盟国のいずれかが当事国である條約の実効的な遵守をその管轄権の範囲内において何らかの点で確保していないことを使用者又は労働者の産業上の団体が国際労働事務局に申し立てた場合には、理事会は、この申立をその対象となつた政府に通知し、且つ、この事項について適当と認める弁明をするようにその政府を勧誘することができる。

第二十五條

理事会は、当該政府から相当な期間内に弁明を受領しなかつた場合又はこれを受領しても弁明を満足と認めなかつた場合には、前記の申立及び、弁明があるときは、この弁明を公表する権利をもつ。

第二十六條

1　いずれの加盟国も、他の加盟国が前記の諸條に従つてともに批准した條約の実効的な遵守を確保していないと認めた場合には、国際労働事務局に苦情を申し立てる権利をもつ。

2　理事会は、適当と認めるときは、後に規定する審査委員会に前項の苦情を付託する前に、第二十四條に掲げた方法で当該政府と連絡することができる。

3　理事会は、苦情を当該政府に通知することを必要と認めなかつた場合又はこの通知をしても理事会が満足と認める弁明を相当な期間内に受領しなかつた場合には、苦情を審議し、且つそれについて報告すべき審査委員会を設けることができる。

4　同一の手続は、理事会がその発意によつても又は総会における代表から苦情を受けたときにも採択することができる。

5　第二十五條又は第二十六條から生ずる事項を理事会が審議している場合に、当該政府は、理事会に代表者を出していないときは、その事項の審議中理事会の議事に参加するための代表者を送る権利をもつ。その事項を審議する期日に関する適当な通告は、当該政府にしなければならない。

第二十七條

加盟国は、第二十六條に基いて苦情が審査委員会に付託される場合には、自国がその苦情に直接に関係があつてもなくても、苦情の対象となつている事項に関係のあるすべての資料でその所有するものを審査委員会の使用に供することに同意する。

第二十八條

審査委員会は、苦情を充分に審議したときは、当事国間の係争問題の決定に関係のあるすべての事実問題の認定を記載し、且つ、苦情に応ずるために執るべき措置及びこの措置を執るべき期限について適当と認める勧告を含む報告書を作成しなければならない。

第二十九條

1　国際労働事務局長は、審査委員会の報告書を理事会及び苦情に関係のある各政府に送付し、且つ、報告書が公表されるようにしなければならない。

2　これらの各政府は、審査委員会の報告書に含まれている勧告を受諾するかしないか、及び受諾しない場合に苦情を国際司法裁判所に付託する意図があるかどうかを、三箇月以内に国際労働事務局長に通知しなければならない。

第三十條

加盟国が條約又は勧告について第十九條第五項(b)、第六項(b)又は第七項(b)(一)に規定された措置を執らなかつた場合には、他の加盟国は、この事項を理事会に付託する権利をもつ。理事会は、このような不履行のあつたことを認めた場合には、この事項を総会に報告しなければならない。

第三十一條

第二十九條に従つて付託された苦情又は事項に関する国際司法裁判所の決定は、最終的とする。

第三十二條

国際司法裁判所は、審査委員会の認定又は勧告を確認し、変更し、又は破棄することができる。

第三十三條

加盟国がそれぞれ審査委員会の報告書又は国際司法裁判所の決定に含まれている勧告を指定された期間内に履行しなかつたときは、理事会は、勧告の履行を確保するための適宜と認める措置を総会に勧告することができる。

第三十四條

勧告を履行しなかつた政府は、それぞれ審査委員会の勧告又は国際司法裁判所の決定中の勧告を履行するために必要な措置を執つたことをいつでも理事会に通知し、且つ、その主張を確めるべき審査委員会の設置を要請することができる。この場合には、第二十七條、第二十八條、第二十九條、第三十一條及び第三十二條の規定を適用するものとし、審査委員会の報告又は国際司法裁判所の決定が勧告を履行しなかつた政府に有利であるときは、理事会は、第三十三條に従つて執つた措置の中止を直ちに勧告しなければならない。

第三章　一般規定

第三十五條

1　加盟国は、この憲章の規定に従つて批准した條約を、自国が施政権者たる信託統治地域を含めて自国が国際関係に責任をもつ非本土地域に対して適用することを約束する。但し、その條約の主題たる事項が当該地域の自治権内にある場合又は條約が地方的條件によつて適用できない場合を除くものとし、また、條約を地方的條件に適応させるために必要な変更を加えることを條件とする。

2　條約を批准する各加盟国は、批准の後なるべくすみやかに、次の第四項及び第五項に掲げたものを除く地域について、條約の規定のどの程度の適用を約束するかを述べ、且つ、條約で定める細目を示した宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

3　前項によつて宣言を通知した各加盟国は、條約の條項に従つて、前の宣言の條項を変更し且つ当該地域に関する現況を述べた新たな声明を随時に通知することができる。

4　條約の主題たる事項がいずれかの非本土地域の自治権内にあるときは、当該地域の国際関係に責任をもつ加盟国は、当該地域の政府による立法又は他の措置のためになるべくすみやかに條約を当該政府に送付しなければならない。その後、加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のために條約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

5　條約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

(a)　この機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、この二以上の加盟国　又は

(b)　国際連合憲章若しくはその他によつて国際機関が施政の責任をもつ地域については、その国際機関

6　第四項又は第五項による條約の義務の受諾は、條約の條項で定めた義務及びこの機関の憲章に基く義務で批准した條約に適用されるものを関係地域のために受諾したものとする。受諾の宣言には、條約を地方的條件に適応させるために必要な條約の規定の変更を明記することができる。

7　この條の第四項又は第五項によつて宣言を通知した各加盟国又は国際機関は、條約の條項に従つて、関係地域のために前の宣言の條項を変更する新たな宣言又は條約の義務の受諾を終止する新たな宣言を随時に通知することができる。

8　條約の義務がこの條の第四項又は第五項に関する地域のために受諾されないときは、関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、條約で取り扱われている事項に関する当該地域の法律及び慣行の現況を国際労働事務局長に報告しなければならない。この報告には、立法、行政的措置、労働協約又はその他によつて條約の規定のいずれがどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているかが示され、且つ、條約の受諾を妨げ、又は遅延させる障害が述べられていなければならない。

第三十六條

総会が出席代表の投票の三分の二の多数によつて採択するこの憲章の改正は、この憲章の第七條第三項の規定に従つて主要産業国たる加盟国として理事会に代表者を出している八加盟国のうちの五国を含むこの機関の加盟国の三分の二によつて批准され、又は受諾された時に効力を生ずる。

第三十七條

1　この憲章又は加盟国がこの憲章の規定に従つて今後締結する條約の解釈に関する疑義又は紛争は、決定のために国際司法裁判所に付託する。

2　この條の第一項の規定にかかわらず、理事会は、理事会によつて又は條約の條項に従つて付託される條約の解釈に関する紛争又は疑義をすみやかに解決すべき裁判所の設置に関する規則を作成し、且つ、承認のために総会に提出することができる。国際司法裁判所の判決又は勧告的意見で適用できるものは、この項によつて設置される裁判所を拘束する。この裁判所が行つた裁決は、この機関の加盟国に通報され、裁決に関する加盟国の意見書は、総会に提出されなければならない。

第三十八條

1　国際労働機関は、この機関の目的を達成するために望ましい地域会議の招集及び地域機関の設立を行うことができる。

2　地域会議の権限、任務及び手続は、理事会が作成し且つ確認のために総会に提出される規則によるものとする。

第四章　雑則

第三十九條

国際労働機関は、完全な法人格及び特に次の能力をもつ。

(a)　契約すること。

(b)　不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c)　訴訟を提起すること。

P.180

昭27.1.16.　第7504号

第四十條　1　国際労働機関は、各加盟国の領域において、その目的の達成に必要な特権及び免除を享有する。

2　同様に、総会における代表、理事会の構成員、事務局長及び職員は、この機関に関連するその任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

3　前記の特権及び免除は、この機関が加盟国による受諾のために作成する別個の取極で規定する。

附属書

国際労働機関の目的に関する宣言

国際労働機関の総会は、その第二十六回会期としてフィラデルフィアに会合し、千九百四十四年五月十日、国際労働機関の目的及び加盟国の政策の基調をなすべき原則に関するこの宣言をここに採択する。

一

総会は、この機関の基礎となつている根本原則、特に次のことを再確認する。

（a）労働は、商品ではない。

（b）表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。

（c）一部の貧困は、全体の繁栄にとつて危険である。

（d）欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもつて、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定にともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によつて、遂行することを要する。

二

永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立できるという国際労働機関憲章の宣言の真実性が経験上充分に証明されていると信じて、総会は、次のことを確認する。

（a）すべての人間は、人種、信條又は性にかかわりなく、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の條件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ。

（b）このことを可能ならしめる状態の実現は、国家の及び国際の政策の中心目的でなければならない。

（c）国家の及び国際の政策及び措置はすべて、特に経済的及び財政的性質をもつものは、この見地から判断することとし、且つ、この根本目的の達成を促進するものであり且つ妨げないものであると認められる限りにおいてのみ是認することとしなければならない。

（d）この根本目的に照らして経済的及び財政的の国際の政策及び措置をすべて検討し且つ審議することは、国際労働機関の責任である。

（e）国際労働機関は、委託された任務を遂行するに当り、関係のあるすべての経済的及び財政的要素に考慮を拂つて、その決定及び勧告の中に適当と認める規定を含めることができる。

三

総会は、次のことを達成するための計画を世界の諸国間において促進する国際労働機関の厳粛な義務を承認する。

（a）完全雇用及び生活水準の向上

（b）熟練及び技能を最大限度に提供する満足を得ることができ、且つ、一般の福祉に最大の貢献をすることができる職業への労働者の雇用

（c）この目的を達成する手段として、及びすべての関係者に対する充分な保障の下に、訓練のための便宜並びに雇用及び定住を目的とする移民を含む労働者の移動のための便宜を供与すること。

（d）賃金及び所得並びに労働時間及び他の労働條件に関する政策で、すべての者に進歩の成果の公正な分配を保障し、且つ、最低生活賃金による保護を必要とするすべての被用者にこの賃金を保障することを意図するもの

（e）団体交渉権の実効的な承認、生産能率の不断の改善に関する経営と労働の協力並びに社会的及び経済的措置の準備及び適用に関する労働者と使用者の協力

（f）基本収入を与えて保護する必要のあるすべての者にこの収入を与えるように社会保障措置を拡張し、且つ、広はんな医療給付を拡張すること。

（g）すべての職業における労働者の生命及び健康の充分な保護

（h）児童の福祉及び母性の保護のための措置

（i）充分な栄養、住居並びにレクリエーション及び文化施設の提供

（j）教育及び職業における機会均等の保障

四

この宣言に述べた目的の達成に必要な世界生産資源の一層完全且つ広はんな利用は、生産及び消費の増大、激しい経済変動の回避、世界の未開発地域の経済的及び社会的発展の促進、一次的生産物の世界価格の一層大きな安定の確保並びに国際貿易の量の多大な且つ確実な増加のための措置を含む実効的な国際的及び国内的の措置によつて確保できることを確信して、総会は、国際労働機関がこの偉大な事業並びにすべての人民の健康、教育及び福祉の増進に関する責任の一部を委託される国際団体と充分に協力することを誓約する。

五

総会は、この宣言に述べた原則が全世界のすべての人民に充分に適用できること並びに、それをいかに適用するかは各人民の到達した社会的及び経済的発達の段階を充分に考慮して決定すべきであるとしても、まだ従属的な人民及び既に自治に達した人民に対してそれを漸進的に適用することが文明世界全体の関心事項であることを確認する。

外務大臣　吉田　茂
労働大臣　吉武　恵市
内閣総理大臣　吉田　茂

省令

◉通商産業省令第二号

通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十七年一月十六日

通商産業大臣　高橋龍太郎

通商産業省組織規程の一部を改正する省令

通商産業省組織規程（昭和二十四年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十六條中「アルコール課」を「アルコール第一課、アルコール第二課」に改める。

第八十條を次のように改める。

第八十條　アルコール第一課においては、左の事務をつかさどる。

一　アルコール専売に関する事務の総合調整に関すること。
二　アルコール専売事業特別会計に関すること。（アルコール第二課の所掌に係ることを除く。）
三　アルコールの販売及び取締に関すること。
四　エーテルに関すること。
五　アルコールに関し、アルコール第二課の所掌に属しない事務に関すること。

第八十條の次に次の一條を加える。

第八十條の二　アルコール第二課においては、左の事務をつかさどる。

一　アルコールの生産に関すること。
二　アルコール専売事業特別会計に属する施設に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

◉会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日

会計検査院長　佐藤　基

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一條中「、法規、審査及び改善の五課」を「及び法規改善の七課」に改める。

第二條中第九号を削り第十号を第九号とする。

第四條中第七号を第八号とし、同條に第七号として次の一号を加える。

七　渉外事項及び翻訳に関すること

第六條中「法規課」を「法規改善課」に改め、同條中第二号を第三号とし、以下第八号までを一号ずつ繰り下げ、同條に第二号として次の一号を加える。

二　会計検査に関する改善事項の企画立案に関すること

同條中第九号を第十一号とし、同條に第十号として次の一号を加える。

十　審査要求の調整に関すること

第七條及び第七條の二を次のように改める。

第七條　削除

第八條を次のように改める。

第八條　検査各局に監理課及びその他の課を置き、監理課を除く他の課の名称及び事務分掌は、別表による。

第九條を第十條とし、第八條の次に次の一條を加える。

第九條　監理課は左の事務をつかさどる。

一　局内の総括事務に関すること
二　検定（再検定を除く。）に関すること
三　懲戒処分（再審を除く。）の要求に関すること
四　審査要求に関すること
五　検察庁に対する通告に関すること

別表

別表を次のように改める。

局	課	事務分掌事項
検査第一局	大蔵検査課	決算の総括 皇室費、国会、会計検査院、内閣、総理府（他の課の所掌に属する分を除く。）、大蔵省（他の課の所掌に属する分を除く。）、経済安定本部、日本銀行、都道府県
	国有財産検査課	国有財産の総括 大蔵省所管国有財産（造幣庁、印刷庁の分を除く。）、財務局（資金運用部特別会計の分を除く。）
	租税検査第一課	一般会計歳入決算の総括、財産税等収入金特別会計決算の総括、租税検査の総括、国税庁、東京、関東信越、札幌、仙台各国税局及びその管内税務署、横浜、函館各税関
	租税検査第二課	大阪、名古屋、金沢各国税局及びその管内税務署、神戸、大阪、名古屋各税関
	租税検査第三課	広島、高松、福岡、熊本各国税局及びその管内税務署、門司税関
検査第二局	司法検査課	裁判所、法務府
	警察検査課	警察予備隊、国家地方警察、国家消防庁
	終戦処理検査課	総理府所管終戦処理費、賠償施設処理費、特殊財産処理費及び解除物件処理費、特別調達資金、連合国軍人等住宅公社
	外務通商産業検査課	外務省、通商産業省
	文部検査課	文部省、米国対日援助見返資金特別会計（文部省の各部局等に支出を委任した分）、大日本育英会
	厚生労働検査課	厚生省、米国対日援助見返資金特別会計（厚生省の各部局等に支出を委任した分）、労働省
検査第三局	農林検査第一課	農林省（他の課の所掌に属する分を除く。）、米国対日援助見返資金特別会計（農林省の各部局等に支出を委任した分）
	農林検査第二課	食糧庁、林野庁
	運輸検査課	運輸省（他の課の所掌に属する分を除く。）、米国対日援助見返資金特別会計（運輸省の各部局等に支出を委任した分）
	建設検査第一課	北海道開発庁（農林省及び運輸省から支出を委任された分を含む。）、建設省（他の課の所掌に属する分を除く。）、米国対日援助見返資金特別会計（建設省の各部局等に支出を委任した分）
	建設検査第二課	建設省所管公共事業費（補助の分）
検査第四局	大蔵事業検査課	造幣庁、印刷庁、日本専売公社
	郵政検査課	郵政省
	電気通信検査課	電気通信省、電波監理委員会
	鉄道検査第一課	日本国有鉄道（他の課の所掌に属する分を除く。）
	鉄道検査第二課	静岡、名古屋、金沢各地方経理事務所長の管轄する区域以西所在の日本国有鉄道の各局所
	出資検査課	米国対日援助見返資金特別会計（他の課の所掌に属する分を除く。）、国が出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）、閉鎖機関整理委員会、帝都高速度交通営団、日本放送協会

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

◉総理府告示第四号

村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年八月一日から、埼玉県比企郡唐子村と宮前村の境界を次の通り変更する旨、埼玉県知事から届出があつた。

昭和二十七年一月十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

比企郡唐子村に編入する区域

比企郡宮前村大字月輪字大久保　一六六七ノ二、一六六八ノ二、一六六九ノ二、一六七〇ノ二、一六七四ノ二、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八ノ五、同字百間山南一六九四ノ五、一七〇〇ノ三、一七〇一ノ二、一七〇二ノ二、一七〇三ノ二、一七〇四、一七〇五ノ四、一七〇八ノ三、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三ノ二、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九ノ二、一七二〇ノ二、一七二一、一七二二ノ二、一七三二ノ二、一七三三ノ二、一七三四ノ二、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、同字後新田　一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二ノ一、一七五二ノ二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四ノ二、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇ノ一、一七八二ノ二

右区域に介在する土地台帳法による二種地

比企郡宮前村に編入する区域

比企郡唐子村大字石橋字宿浦　一七六二ノ二、一七六三、一七六四ノ二、一七九一ノ二、一七九三ノ三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七ノ二、一七九八ノ二、一七九九ノ二、一七九九ノ三、一七九九ノ四、一八一七ノ二、一八一八ノ一、一八一九、一八一八ノ二、一八二〇ノ一、一八二〇ノ二、一八二〇ノ三、一八二一、一八二二、一八二三ノ一、一八二三ノ二、一八二三ノ三、一八二四ノ一、一八二四ノ二、一八二四ノ三、一八二五ノ一、一八二五ノ二、一八二六、一八二七ノ一、一八二七ノ二、一八二七ノ三、同字東久保　一八二八、一八二九、一八三〇ノ一、一八三〇ノ二、一八三一ノ一、一八三一ノ三、一八三一ノ二、一八三二、一八三三ノ一、一八三三ノ二、一八三三ノ三、一八三四、一八三五、一八三六ノ一、一八三六ノ二、一八三六ノ三、一八三七、一八三八ノ一、一八三八ノ二、一八三八ノ三、一八三九ノ一、一八三九ノ二、一八四〇、一八四一、一八四二ノ二、一八四三、一八四四、一八四五ノ二、一八四六ノ三、一八四六ノ二、一八六六ノ二、一八六八ノ二、一八九九ノ五、一九〇一ノ二、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六ノ二、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇ノ一、一九一〇ノ二、一九一一、同字大久保　一九一二、一九一三ノ一、一九一三ノ二、一九一三ノ三、一九一四ノ一、一九一四ノ二、一九一四ノ三、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九

二一、一九二三、一九二二、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、同字砂久保　一九三四ノ二、一九三三、一九三二、同字三軒前　一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六ノ二、一九六七ノ二、一九六八ノ二、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇

右区域に介在する土地台帳法による二種地

◉総理府告示第五号

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十月一日から、埼玉県北足立郡上尾町と上平村の境界を次の通り変更する旨、埼玉県知事から届出があつた。

昭和二十七年一月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂

北足立郡上平村に編入する区域

北足立郡上尾町大字上尾村字榛山　一九八ノ一ノ内六畝、一九八ノ二ノ内二畝八歩、一九九ノ内五歩、二〇〇ノ内二畝、二〇六ノ内一畝、二〇七ノ一ノ内一反二畝、二〇七ノ二ノ内二反、二〇七ノ三ノ内八畝、二〇七ノ四ノ内八畝、同字原　五九二ノ二、同大字上尾宿字榛山　五二五ノ内五畝

右区域に介在する土地台帳法による二種地

北足立郡上尾町に編入する区域

北足立郡上平村大字西門前字荒久　一ノ内二反二畝、二ノ内七畝、五ノ内四畝一三歩、一〇ノ内二畝二三歩、三四ノ内一反五畝、三五ノ内一畝、三六ノ内五畝、三七、三八ノ内七畝

右区域に介在する土地台帳法による二種地

◉総理府告示第六号

村の境界変更

地方自治法第七條第二項の規定により、昭和二十六年十月一日から、埼玉県大里郡岡部村、藤沢村、用土村及び本郷村の境界を次の通り変更する旨、埼玉県知事から届出があつた。

昭和二十七年一月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂

大里郡本郷村に編入する区域

大里郡岡部村大字岡部字南原山　一九〇〇、一九〇七、一九〇八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九六五、一九六七、一九六九、一九一六、一九一五、一九一四、一九一三、一九一二、一九一一、一九一〇、一九〇九、一九〇五、一九〇六、一九三四、一九三一、一九二九、一九二七、一九二八、一九三三、一九三二、一九三〇、一九二六、一九二五、一九二四、一九二三、一九二二、一九二一、一九二〇、一九一九、一九一八、一九一七、一九五四、一九五三、一九四八、一九四七、一九四六、一九四五、一九四四、一九四三、一九四二、一九四一、一九四〇、一九三九、一九三八、一九三七、一九三六、一九三五、同大字普済寺字櫛挽　一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇ノ一、一七三〇ノ二、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七五五、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七一、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一二八三、一二八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九ノ一、一七八九ノ二、一七九〇、一七九一、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八二八、一八三二、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、同大字岡部字南原山　一九六六、一九六四、一九六三、一九六二、一九六一、一九六〇、一九五九、一九五八、一九五六、一九五七、一九〇四ノ一

右区域に介在する土地台帳法による二種地

大里郡藤沢村に編入する区域

大里郡本郷村大字本郷字大坊前　二八七ノ二、二八八、同字百間堀　二九六ノ三、二九五、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三ノ二、二九四ノ二、同字角力辻　三一六ノ二、三一七、同字北絵図小屋　三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一ノ二、三三二ノ二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一ノ二、三四二、三四三ノ二、同字南絵図小屋　三八三ノ二、三八四ノ二、同字櫛挽ヶ原　一八一六ノ二、一八四四ノ三、一八四四ノ二、一八四三ノ二、一八四二ノ二、一八四一、一八四〇ノ二、一八三九、一八三八、一八三七、一八三六、一八三五、一八三三、一八三四ノ二、一八三〇ノ二、一八二七ノ二、一八二四、一八二八、一八二九、一八二六、一八二五、一八二三ノ二、一八二三ノ二、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一ノ一、一八五一ノ二、一八五一ノ三、一八五一ノ四、一八五二、一八五三ノ一、一八五三ノ二、一八五四、一八五五、一八五七ノ二、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三ノ二、一八九四ノ二、一八九五、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七ノ二、一九〇八、一九〇九、一九一一ノ二、一九一四ノ二、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四ノ二、一九六五ノ二、一九六六ノ三、一九六六ノ四、一九六七、一九七〇ノ二、一九七一、一九七二ノ二、一九七四ノ二、一九七五、一九七六、一九七七ノ二、一九八〇ノ二、一九八一ノ二、一九八二、一九八三ノ二、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九ノ一、一九八九ノ二、一九八九ノ三、一九九〇ノ五、一九九〇ノ二、一九九〇ノ三、一九九〇ノ四、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三ノ二、二〇三四ノ二、二〇三九ノ二、二〇四〇ノ二、二〇四八ノ二、二〇四九、二〇五〇、二〇五一ノ二、二〇五二ノ二、二〇五七ノ二、二〇五八ノ二、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三ノ二、二〇六六、二〇六八ノ二、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五ノ二、二〇八三ノ二、二〇八四

右区域に介在する土地台帳法による二種地

大里郡用土村に編入する区域

大里郡本郷村大字本郷字袋枳　五四四、五四五、五四六、五四八ノ二、五五四ノ二、五五七ノ二、五五八ノ二、五五九ノ二、五六〇ノ二、五六一、同字門彌　五六二、五六三ノ二、五六七ノ二、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三ノ二、五七四ノ二、同字櫛挽ヶ原　二〇八五ノ二、二〇八六、二〇八七、二〇八八ノ二、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二ノ二

右区域に介在する土地台帳法による二種地

大里郡藤沢村に編入する区域

大里郡用土村大字用土字東原　三五四七、三五四八、三五四九、三五五〇、

三五五一、三五五三、三五五四、三五五五、三五五六、三五五七、三五五九、三五八一、三五八二、三五八三、三五六〇

右区域に介在する土地台帳法による二種地

大里郡用土村に編入する区域

大里郡藤沢村大字人見字櫛曳　二七〇二、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七二七、二七二八、二七三〇、二七三一、二七三二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三七、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七五四、二七六一、二七六二、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七一、二七七二、二七七三、二七七四、二七七五、二七七六、二七七七、二七七八、二七七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七、二七八八、二七八九、二七九〇、二七九一、二七九二、二七九三、二七六四

右区域に介在する土地台帳法による二種地

◉総理府告示第七号

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年十一月三日から、秋田県南秋田郡天王村を天王町とする旨、秋田県知事から届出があつた。

昭和二十七年一月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第八号

所属未定地の編入

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、次の所属未定地を滋賀県野洲郡北里村及び蒲生郡岡山村の区域にそれぞれ編入する旨、滋賀県知事から届出があつた。

昭和二十七年一月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂

一、位　置
野洲郡北里村及び蒲生郡岡山村地先
公有水面埋立地
二、編入地
野洲郡北里村へ編入
三三〇、九七五坪
蒲生郡岡山村へ編入
二八四、六七〇坪

◉総理府告示第九号

村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、和歌山県伊都郡端場村を廃し、その区域を応其村に編入する旨、和歌山県知事から届出があつた。

昭和二十七年一月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第十号

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、大分県速見郡山香町の次の区域を藤原村に編入する旨、大分県知事から届出があつた。

昭和二十七年一月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂

速見郡藤原村に編入する区域

速見郡山香町大字広瀬字北原　二四一六の一、二四一六の二、二四一七、二四一八、二四二二、二四二九、二四三〇、二四三一の一、二四三一の二、二四三一の三、二四三一の四、二四三一の五、二四三一の六、二四三一の七、二四三一の八、二四三一の九、二四三一の一〇、二四三一の一一、二四三一の一二、二四三一の一三、二四三一の一四、二四三一の一五、二四三一の一六、二四三一の一七、二四三二、二四三三、二四三四、二四三五、二四三六、二四三七の一、二四三七の二、二四三七の三、二四三七の四、二四三七の五、二四三八の一、二四三八の二、二四三九、二四四〇の一、二四四〇の二、二四四〇の三、二四四一、二四四三の一、二四四六、二四四七、二四四八、二四四九、二四五〇、二四五一、二四五二、二四五三、二四五五、二四五六、二四五七、二の二四五七、二四五八の一、二四五八の二、二四五九の一、二四五九の二、二四六〇、二四六一の一、二四六一の二、二四六二の一、二四六二の二、二四六三の一、二四六三の三、二四六四、二四六五、二四六六、二四六七、二四六八、二四六九の一、二四六九の二、二四六九の三、二四六九の四、二四七〇、二四七一、二四七二の一、二四七二の二、二四七三、二四七四、二四七五の一、二四七五の二、二四七五の三、二四七五の四、二四七五の五、二四七六の一、二四七六の二、二四七六の三、二四七六の四、二四七七、二四七八の一、二四七九、二四八〇の一、二四八〇の二、二四八一、二四八二の一、二四八二の二、二四八三、二四八四、二四八五の一、二四八五の二、二四八五の三、二四八五の四、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九の一、二四八九の二、二四八九の三、二四八九の四、二四八九の五、二四八九の六、二四八九の七、二四八九の八、二四九〇、二四九一、二四九二、二四九三、二四九四、二四九五の一、二四九五の二、二四九五の三、二四九五の四、二四九五の五、二四九六の一、二四九六の二、二四九七、二四九八の一、二四九八の二、二四九八の三、二四九八の五、二四九八の六、二四九八の七、二四九八の八、二四九八の九、二四九八の一〇、二四九九の一、二四九九の二、二五〇〇、二五〇一、二五〇二、二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七、二五〇八、二五〇九、二五一〇、二五一一、二五一二、二五一三、二五一四、二五一五、二五一六、二五一七、二五一八、二五一九、二五二〇、二五二一、二五二二、二五二三、二五二四、二五二五、二五二六の一、二五二六の二、二五三〇、二五三一、二五三二、二五三三、二五三四、二五三五、二五三六、二五三七、二五三八、二五三九、二五四〇、二五四一、二五四二、二五四三、二五四四、二五四五、二五四六、二五四七、二五四八、二五四九、二五五〇、二五五一の一、二五五一の二、二五五一の三、二五五二、二五五六、二五五九の一、二五六〇の一、二五六一の一、二五六一の二、二五六二、二五六三の一、二五六三の二、二五六三の三、二五六三の五、二五六三の七、二五六三の九、二五六三の一〇、二五六三の一一、二五六三の一三、二五六三の一四、二五六五、二五六六、二五六七、二五六八、二五六九、二五七〇、二五七一、二五七二の一、二五七二の二、二五七三、二五七四、二五七五、二五七六、二五七七、二五七八の一、二五七八の二、二五七八の三、二五七八の四、二五七八の五、二五七八の六、二五七八の七、二五七八の八、二五七八の九、二五七八の一〇、二五七八の一一、二五七八の一二、二五七八の一三、二五七八の一四、二五七八の一五、二五七九の一、二五七九の二、二五七九の三、二五七九の四、二五七九の五、二五七九の六、二五七九の七、二五七九の八、二五七九の九、二五七九の一〇、二五七九の一一、二五七九の一二、二五七九の一三、二五七九の一四、二五七九の一五、二五七九の一六、二五七九の一七、二五七九の一八、二五七九の一九、二五七九の二〇、二五七九の二一、二五七九の二二、二五七九の二三、二五七九の二四、二五七九の二五、二五八〇、二五八一、二五八二、二五八三の一、二五八三の二、二五八三の三、二五八四、二五八五の一、二五八五の二、二五八五の三、二五八六の一、二五八六の二、二五八七の一、二五八七の一の二、二五八七の二、二五八七の三、二五八八、二五八九、二五九〇、二五九一の一、二五九一の二、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二五九六、二五九七、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六〇一、二六〇二、二六〇三の一、二六〇三の二、二六〇三の三、二六〇四、二六〇五、二六〇六の一、二六〇六の二、二六〇六の三、二六〇七、二六〇九、二六一〇の一、二六一〇の二、二六一一の一、二六一一の二、二六一二、二六一三の一、二六一三の二、二六一三の三、二六一四、二六一五の一、二六一五の二、二六一六の一、二六一六の二、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二一、二六二二、二六二三の一、二六二三の二、二六二三の三、二六二四、二六二五、二六二五の二、二六二五の三、二六二六、二六二七、二六二八の一、二六二八の二、二六二九、二六三〇、二六三〇の二、二六三〇の三、二六三〇の四、二六三〇の五、二六三一、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九の一、二六四九の二、二六四九の三、二六五〇、二六五一、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六一、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七の一、二六六七の二、二六六八、二六六九の一、二六六九の二、二六六九の三、二六六九の四、二六七〇、二六七四、二六七五、二六七六の一、二六七六の二、二六七六の三、二六七七、二六七八、二六七九、二六八〇、二六八一の一、二六八一の二、二六八一の三、二六八二、二六八三、二六八四、二六八五、二六八六、二六八七、二六八八、二六八九の一、二六八九の二、二六九〇、二六九一、二六九二、二六九三、二六九四、二六九五、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二七〇〇、二七〇一、二七〇二、二七〇三、二七〇四

昭27.1.16.　第7504号

の一、二七〇四の二、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一一、二七一二、二七一三、二七一四、二七一五、二七一六、二七一七、二七一八、二七一九、二七二〇の一、二七二〇の二、二七二一の二、二七二二の一、二七二二の二、二七二三、二七二四、二七二五、二七二六、二七二七、二七二八の一、二七二八の二、二七二八の三、二七二九の一、二七二九の二、二七三〇の一、二七三〇の二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五二、二七五三、二七五四、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八の一、二七五八の二、二七五九、二七六〇、二七六一、二七六二の一、二七六二の二、二七六三の一、二七六三の二、二七六四、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七一、二七七二、二七七三、二七七四の一、二七七四の二、二七七五の一、二七七五の二、二七七五の三、二七七六、二七七七の一、二七七七の二、二七七八、二七七九、二七八〇の一、二七八〇の二、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七の一、二七八七の二、二七八八の二、二七八九、二七九〇の一、二七九〇の二、二七九〇の三、二七九一、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五の一、二七九五の二、二七九六、二七九七、二七九八の一、二七九八の二、二七九九の一、二七九九の二、二七九九の三、二八〇〇、二八〇一、二八〇二、二八〇三、二八〇四の一、二八〇四の二、二八〇五の一、二八〇五の二、二八〇六、二八〇七、二八〇八、二八〇九の一、二八〇九の二、二八一〇、二八一一、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、二八一六、二八一七の一、二八一七の二、二八一八、二八二〇、二八二一の一、二八二八、二八三〇、二八三一、二八三三、二八三四の一、二八三四の二、二八三五、二八三六、二八三七、二八三八、二八三九、二の二八三九、二八四〇、二八四一、二八四二、二八四三、二八四四の一、二八四四の二、二八四四の三、二八四四の四、二八四四の五、二八四四の六、二八四四の七、二八四四の八、二八四四の九、二八四四の一〇、二八四四の一一、二八四四の一二、二八四五、二八四六、二八四七、二八四八の一、二八四八の二、二八四九、二八五〇、二八五一の一、二八五一の二、二八五二、二八五三の一、二八五三の二、二八六〇の一、二八六〇の二、二八六〇の三、二八六〇の四、二八六〇の五、二八六〇の六、二八六〇の七、二八六〇の八、二八六〇の九、二八六〇の一〇、二八六〇の一一、二八六〇の一二、二八六〇の一三、二八六〇の一四、二八六〇の一五、二八六〇の一六、二八六〇の一七、二八六〇の一八、二八六〇の二〇、二八六〇の二一、二八六〇の二二、二八六〇の二三、二八六一、二八六二の二、二八六二の三、二八六二の四、二八六二の五、二八六二の六、二八六二の八、二八六二の九、二八六二の二三

◉大蔵省告示第七十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、石動信用組合第一回だいこく割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　石動信用組合第一回だいこく割増定期貯金

二　條件
（一）契約期間　一年
（二）預入金額　一口千円
（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年二月二十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、記念賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
記念賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	五
三等	二〇〇	九〇
四等	一〇〇	九〇〇
五等	二〇	四、〇〇〇
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十三日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月二十五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第七十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、札幌信用金庫改組記念割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　札幌信用金庫改組記念割増金附定期預金

二　條件
（一）契約期間　一年
（二）預入金額　一口三百円
（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年二月二十五日まで。

四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
特等	一、五〇〇円又は旅行券一枚	五〇本
一等	二〇〇円	一〇〇
二等	四五円	二〇〇
三等	七円	九、六五〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十九日

六　割増金品の支払開始期日　昭和二十七年三月一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第七十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、広島県信用組合信用金庫連合第十回割増金附はがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　広島県信用組合信用金庫連合第十回割増金附はがらか定期預金

二　條件
（一）契約期間　六月
（二）預入金額　一口千円
（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年二月十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	三
二等	一、〇〇〇	八
三等	五〇〇	四〇
四等	一〇〇	八〇
五等	五〇	八〇〇
六等	三〇	四、〇〇〇
七等	二〇	三五、〇六八
計		四〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月八日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年三月十七日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第七十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、平和相互銀行第一回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　平和相互銀行第一回平和定期預金

二　條件
（一）契約期間　六月
（二）預入金額　一口千円
（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年三月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	一五
三等	三〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、五〇〇
五等	二〇	四八、三八〇
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十八日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年四月五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第七十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、熊本相互銀行第二回金星定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　熊本相互銀行第二回金星定期預金

二　條件
（一）契約期間　六月
（二）預入金額　一口千円
（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年三月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	五、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	五〇〇	一〇〇
五等	一〇〇	五〇〇
六等	三〇	五、〇〇〇
七等	二〇	九四、三七五
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十九日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年四月七日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第八十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、佐賀相互銀行第一回日の本定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　佐賀相互銀行第一回日の本定期預金

二　條件
（一）契約期間　六月
（二）預入金額　一口千円
（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年二月二十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一五〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	四
二等	五〇〇	一〇
三等	二〇〇	一〇〇
四等	三〇	二、〇〇〇
五等	二〇	四七、八八五
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月九日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年三月十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第八十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、愛媛相互銀行第七回愛媛定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　愛媛相互銀行第七回愛媛定期預金

二　條件
（一）契約期間　六月
（二）預入金額　一口千円
（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年三月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	一五
三等	三〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、五〇〇
五等	二〇	四八、三八〇
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十九日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年四月八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第八十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、兵庫相互銀行第八回兵銀定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　兵庫相互銀行第八回兵銀定期預金

二　條件
（一）契約期間　六月
（二）預入金額　一口千円
（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年三月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各三十組につき次のとおりとする。但し、特賞A、特賞B及び特賞Cは、一等のうちから定め、兵銀幸運賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	一〇〇,〇〇〇円	一本
特賞B	五〇,〇〇〇	一
特賞C	三〇,〇〇〇	一
一等	五,〇〇〇	二七
二等	一,〇〇〇	三〇
三等	三〇〇	三〇〇
四等	一〇〇	三,〇〇〇
五等	四〇	三〇,〇〇〇
六等	二〇	二六六,六四〇
兵銀幸運賞	一,〇〇〇	三〇
計		三〇〇,〇三〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十三日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年四月一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

昭27.1.16.　第7504号

◉**大蔵省告示第八十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、振興無盡第二回振興割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　振興無盡第二回振興割増定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年三月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一四
二等	五〇〇	二四
三等	一〇〇	三〇〇
四等	三〇	三、〇〇〇
五等	二〇	二六、六六一
計		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十七日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第八十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、和歌山県農協第五回久美愛定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　和歌山県農協第五回久美愛定期貯金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年二月二十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五百個をもつて一組とし、各百組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	九九
二等	一〇〇	三〇〇
三等	三〇	五、〇〇〇
四等	二〇	四四、六〇〇
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第八十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、小倉、門司市農協講和記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　小倉、門司市農協講和記念定期貯金

二　條件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年三月十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	六〇〇	五
三等	三〇〇	一五
四等	一〇〇	四〇
五等	六〇	一四〇
六等	三〇	七九七
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第八十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、井通村農協第二回みのる定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　井通村農協第二回みのる定期貯金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口二千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年三月五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五百個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	二、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一
二等	五〇〇	四
三等	一〇〇	四〇
四等	四〇	九五四
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第八十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、信託銀行第九回ダイヤモンド定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　信託銀行第九回ダイヤモンド定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年三月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	三
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	三〇〇
四等	三五	五、〇〇〇
五等	二〇	九四、六八六
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第八十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、十八銀行第二回たのしみ積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　十八銀行第二回たのしみ積金

二　條件

㈠預金の種類　定期積金

㈡契約期間　一年

㈢給付金額　一口六千円

㈣掛金の金額及び回数　五百円　十二回

㈤抽せん権　全掛金拂込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附与する。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十六日から同年二月二十九日まで。

四　割増金　抽せん権千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	一〇〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	七五	八、八九〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十八年二月二十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十八年三月二日

◉**通商産業省告示第四号**

電気用品取締規則（昭和十年逓信省令第三十号）第三條により、次のように電気用品の型式を承認する。

昭和二十七年一月十六日

通商産業大臣　高橋　龍太郎

型式承認番号	主な営業所の所在地	氏名または名称	電気用品名	型
▽第一―一一七〇号	東京都板橋区志村前野町一―一五三	豊国電線株式会社	六〇〇ボルトゴム絶縁電線	錫めつき軟銅単線
▽第一―一一七四号	〃	〃	〃	錫めつき軟銅撚線
▽第一―二八八二号	東京都荒川区尾久町六の二四三	西浦電線株式会社	〃	〃
▽第二―一五号	東京都澁谷区衆楽町一四	千代田電線株式会社	二箇撚コード	ゴム絶縁、錫めつき軟銅撚線二心
▽第二―一〇四号	〃	〃	丸形コード	〃
▽第二―二〇〇号	〃	〃	二箇撚コード	ゴム絶縁、錫めつき軟銅撚線二心、防湿
▽第二―二七一号	〃	〃	丸形コード	〃
▽第二―八四三号	東京都世田谷区喜多見町二二二七	坂口特殊電線株式会社	袋打コード	ゴム絶縁、錫めつき軟銅撚線二心
▽第二―八四四号	泉大津市上ノ町九五	阪南電線株式会社	〃	〃
▽第二―八四五号	東京都目黒区上目黒六の一二五二	木島通信電線株式会社	二箇撚コード	〃
▽第二―八四六号	〃	〃	丸形コード	〃
▽第二―八四七号	〃	〃	袋打コード	〃
▽第二―八四八号	東京都荒川区尾久町一の一一八〇	酒井電線株式会社	〃	〃
▽第三―一五六二号	東京都板橋区小豆沢町二の一七	岩崎鋼管株式会社	厚鋼電線管	軟鋼ガス熔接、乾式亜鉛メッキ、ネジ接続
▽第三―一五六三号	〃	〃	薄鋼電線管	〃
▽第五―一六九六号	東京都世田谷区玉川奥沢町一の二七五	株式会社日幸電機製作所	分電盤ユニットスイッチ	RM型、一五アンペア、二五〇ボルト、二極、単投、速切装置あり、ヒューズなし、一回路用、フェノールレジン成型品台、アルミニユウム板ふた、過負荷制限装置付
▽第五―一六九七号	瀬戸市宮脇町二二	喜多電機製作所　喜多清八	カットアウトスイッチ	一五アンペア、二五〇ボルト、三極、磁器ふたおよび同台
▽第五―一六九八号	愛知県東春日井郡水野村大字中水野一二六九の二	日東工業株式会社	カバー付ナイフスイッチ	三〇アンペア、二五〇ボルト、二極、単投、速切装置なし、爪付ヒューズ用、フェノールレジン成型品ふた、磁器台、折曲クリップ
▽第五―一六九九号	神奈川県津久井郡與瀬町七一九	日東電機株式会社	〃	三型、六〇アンペア、二五〇ボルト、三極、単投、速切装置なし、爪付ヒューズ用、フェノールレジン成型品ふた、磁器台、折曲クリップ
▽第七―一六三五号	大宮市大字大宮二二一三	有限会社八千代工業所	キーソケット	新型、六アンペア、二五〇ボルト、フェノールレジン成型品外かく
▽第七―一六三六号	東京都大田区新井宿七の四五	神保電器株式会社	挿込プラグ	角形、一〇アンペア、二五〇ボルト、極配置‖、フェノールレジン成型品外かく
▽第七―一六三七号	〃	〃	コンセント	角形、一〇アンペア、二五〇ボルト、極配置‖、ヒューズなし、フェノールレジン成型品器体、金属外被、自動用開閉扉付、プレート付、埋込用
▽第七―一六三八号	東京都豊島区池袋二の一七一四	永井製作所　永井勝宣	アイロンプラグ	六アンペア、二五〇ボルト、極配置●●、フェノールレジン成型品外かく
▽第七―一六三九号	東京都大田区市野倉町二八	合資会社山田電器製作所	コンセント	一〇アンペア、二五〇ボルト、極配置‖、ヒューズなし、フェノールレジン成型品ふたおよび台、露出用
▽第七―一六四一号	東京都品川区西品川四の九九一	品川合成樹脂工業株式会社	アイロンプラグ	六アンペア、二五〇ボルト、極配置：、フェノールレジン成型品外かく
▽第七―一六四二号	瀬戸市陶原町二の五	瀬戸配電器具工業株式会社	挿込プラグ	一〇アンペア、二五〇ボルト、極配置‖、磁器外かく

▽第七—一六四三号	東京都足立区千住元町五二	合資会社中電機製作所	ランプレセプタクル	六アンペア、二五〇ボルト、ヒューズなし、フエノールレジン成型品ふたおよび台、露出用
▽第八—五七四号	東京都千代田区丸の内二の二の一	三菱電機株式会社	電気炬燵	K六型、一〇〇ボルト、四〇〇ワット、鉄板外かい、角型
▽第八—五七五号	〃	〃	〃	K五型、一〇〇ボルト、二〇〇ワット、アルミニユウム板外かい、丸型
▽第八—五七六号	〃	〃	電気行火	一〇〇ボルト、六〇ワット、木箱
▽第八—五七七号	東京都港区芝田村町三の五	東京電燈器具株式会社	電気アイロン	KH—五〇、一〇〇ボルト、三〇〇ワット、四ポンド、鉄板カバー、鉄板木板組合せ架台附属、自力型兼用、スイッチ付
▽第九—三〇九号	東京都台東区浅草清川町三の一二の三	日本電気精器株式会社	扇風機	卓上用、三〇糎、三枚羽根、一〇〇ボルト、（五〇 六〇）サイクル、四極、隅取線輪起動
▽第九—三一〇号	〃	〃	〃	卓上用、三五糎、三枚羽根、一〇〇ボルト、（五〇 六〇）サイクル、四極、隅取線輪起動
▽第九—三一一号	東京都千代田区丸の内二の二の一	三菱電機株式会社	〃	卓上用、二〇糎、三枚羽根、一〇〇ボルト、（五〇 六〇）サイクル、二極、隅取線輪起動
▽第一〇—一七七四号	東京都大田区下丸子町一三四	理電工業株式会社	ネオン変圧器	三五〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一五、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇—一七五号	〃	〃	〃	三〇〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一二、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用二二〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧九、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇—一七六号	〃	〃	〃	三五〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一五、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一〇—一七七号	東京都目黒区上目黒二の二〇六七	大光電機工業株式会社	〃	三〇〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一二、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇—一七八号	〃	〃	〃	三八〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一五、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇—一七九号	大阪市城東区今福北一の七	大洋電機製造株式会社	〃	三〇〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一二、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用

◉運輸省告示第四号

造船法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十二号）第五條の二の規定により、船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、又は修繕を行う工場（事業場を含む。）を有する者であつて、常時五人以上の従業員を使用しているものの提出する施設状況報告書の書式を次のように定める。

昭和二十七年一月十六日

運輸大臣 村上 義一

*本省欄	No.	1	2	3	4	5
		6	7	8	9	0
*海運局欄	所轄海運局名					
	所在県名					
	整理番号					

船舶用機関等施設状況報告書（年報）

昭和 年12月31日現在

［A］ 会社

(1) 名称、所在地等

会社名（ふりがな）		創立 年 月 日
所在地（ふりがな）		電話
代表者氏名（ふりがな）		
東京事務所所在地		電話
同上代表者氏名（ふりがな）		
資本金額		

［B］ 工場

(1) 名称、所在地等

工場名（ふりがな）	
所在地（ふりがな）	
代表者氏名（ふりがな）	
船舶用の主要製造品名	

(2) 従業員

職種別		男	女	計
職員	技術者			
	事務員			
	計			
労務者				
従業員合計				

(3) 建物及び敷地

建物名	むね数	坪数（建物は延坪数）	備考
事務所			
機械工場			
仕上工場			
組立工場			
運転工場			
鋳造工場			
鍛造工場			
木型工場			
製かん工場			
銅工場			
倉庫			
（設計室）			
合計			
敷地			

(4) 生産実績及び能力

（a） 生産実績

工場全生産金額 前年度一箇年間	船舶部門			船舶関係外
	造船	造機		
		新造	修理	
（100%） 千円/年	%	%	%	%

（b） 製造能力

	製造機種	型式	出力又は容量	現在能力		設備能力	
				年産台数	合計出力又は容量	年産台数	合計出力又は容量
船用造機部門							
船舶部門外関係	製造機種の部門名を、右に記入すること。						

(5) 鍛造設備

（a） 能力

1箇月鍛造能力（打放品合計重量）	トン

昭27. 1.16.　第7504号

（b）プレス及びつち

プレス	水圧プレス	能力	
		数量	
つち	蒸汽つち	能力	
		数量	
	空気つち	能力	
		数量	
	落つち	能力	
		数量	
（予備欄）		能力	
		数量	

（c）炉

焼入炉及び焼鈍炉	能力	
	数量	
加熱炉	能力	
	数量	
（予備欄）	能力	
	数量	
その他火炉	用途	
	能力	
	数量	

（6）鋳造設備

（a）能力

	1箇月鋳造能力（鋳放品合計重量）	1個当り最大能力（鋳放品重量）
鋳鉄	トン	トン
鋳鋼	トン	トン
合金	トン	トン

（b）炉

熔融炉	キユポラ又はコシキ	能力	
		数量	
	ルツボ炉	能力	
		数量	
	電気炉	能力	
		数量	
鋳造品熱処理炉	焼鈍炉	能力	
		数量	
	乾燥炉	能力	
		数量	
	その他火炉	用途	
		能力	
		数量	
（予備欄）		用途	
		能力	
		数量	

（c）鋳造装置

種類	所有台数	操業台数	備考
中子製造機械			
鋳型機械			
鋳込機械			
回転金属研ま機及び装置			
鋳造用吹付清掃装置			
鋳造機械			
砂処理装置			
その他の鋳造装置			

（7）熔接設備

名称	全自動式	半自動式及び手動	合計	備考
電弧熔接機				
電気抵抗熔接機				
ガス熔接切断機				
電気ガス併用型				

（8）工作機械

（a）金属加工工作機械

種類	定置動力式	可搬動力式	所有数計	操業数計
中ぐり盤				
形削盤及び竪削盤				
ボール盤				
歯切盤及び仕上機				
研ま盤				
旋盤				
フライス盤				
平削盤				
その他				
金属加工工作機械計				

（b）製材木工機械

種類	定置動力式	可搬動力式	所有数計	操業数計
製材機械				
のこぎり盤				
かんな盤				
木工旋盤				
面取盤				
その他				
計				

（9）試験機及び陸上運転設置

名称	容量又は能力	数量	名称	容量又は能力	数量

（10）運搬設備

種類	容量	数量	備考
自動車（含オートバイ）			
車輌			
船舶			
天井走行起重機			
ジブ起重機			
ウオールクレーンホイスト			

（11）原動設備

変電設備	台	KVA
自己発電設備（原動機の種類）	台	KVA（KW）
動力用蒸汽ボイラ（発電設備は、含まない。）	台（蒸発量）	Kg/h
空気圧縮機	台	HP
電動機（工作機械附帯のものを除く。）	台	HP
消費電力（1月―12月）		KWH

昭27.1.16.　第7504号

◉電気通信省告示第十二号

昭和二十六年十二月一日から、次の郵便局に窓口交付の例による電報配達事務を開始した。

昭和二十七年一月十六日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	取扱時間
柴山郵便局	兵庫県城崎郡口佐津村	終日

◉電気通信省告示第十三号

昭和二十六年十一月一日から次の郵便局に電報受付事務を開始した。

昭和二十七年一月十六日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	取扱事務
亀代郵便局	新潟県北蒲原郡亀代村	内国和文電報受付
東山郵便局	同古志郡東山村	同
長沢郵便局	同南蒲原郡長沢村	同
寺泊野積郵便局	同三島郡寺泊町	同
平木田駅前郵便局	同北蒲原郡乙村	同
曽野木郵便局	同西蒲原郡曽野木村	同
下猪子田郵便局	同東頸城郡安塚村	同
北大井郵便局	長野県北佐久郡北大井村	同
上木島郵便局	同下高井郡上木島村	同
松本高宮郵便局	松本市大字高宮	同
東春近郵便局	長野県上伊那郡東春近村	同

◉電気通信省告示第十四号

昭和二十六年十二月一日から、次の郵便局に電報受付及び電報配達事務を開始した。

昭和二十七年一月十六日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置
熊本南健軍郵便局	熊本市健軍町

◉電気通信省告示第十五号

昭和二十六年十一月三十日限り、次の郵便局の電報配達事務を廃止した。

昭和二十七年一月十六日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	承継局
秋津郵便局	熊本市健軍町	熊本南健軍郵便局 木山郵便局（一部承継）

◉電気通信省告示第十六号

次の地方電気通信取扱局及び郵便局に、それぞれ、下記の日から国際電報及び内国欧文電報の受付及び配達事務を開始した。

昭和二十七年一月十六日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	開始年月日
入道崎郵便局	秋田県南秋田郡北浦町	昭和二六、一二、一七
碧南電報電話局	碧南市	二七、一、一
蟹江郵便局	愛知県海部郡蟹江町	同
武豊郵便局	愛知県知多郡武豊町	同
古川郵便局	岐阜県吉城郡古川町	同
神岡郵便局	岐阜県吉城郡神岡町	同
飯能電報電話局	埼玉県入間郡飯能町	同
今市電報電話局	栃木県上都賀郡今市町	同
水海道電報電話局	茨城県結城郡水海道町	同
草加電報電話局	埼玉県北足立郡草加町	同
日下部電報電話局	山梨県東山梨郡日下部町	同

正　誤

昭和二十六年十二月二十四日公布電気通信省令第三十三号（電気通信省組織規程の一部改正）中、四八三頁三段四五行『見出しを「（監察部）」に改め、』は『見出しを「（監察部）」に、同條中「監察室」を「監察部」に改め、』の誤り。

電気通信省官報報告主任

叙任及び辞令

○内　閣

◉昭和二十七年一月十二日

検事　大橋　進

判事補に任命する

○通商産業省

◉昭和二十六年十二月十六日

警察予備隊本部課長　狛　哲夫

通商産業事務官に任命する

◉昭和二十七年一月一日

経済安定事務官　川崎　立太

同　小島　英敏

同　小川　浰太

（各通）

通商産業事務官に任命する

通商産業事務官　狛　哲夫

通商振興局管理課長を命ずる

同　藤田久次郎

通商繊維局繊維輸出課長を命ずる

同　佐枝　新一

臨時通商業務局業務第三課長事務取扱を命ずる

同　村田　繁

名古屋通商産業局総務部長を命ずる

同　中野　哲夫

名古屋通商産業局通商部長事務取扱を命ずる

名古屋通商産業局総務部長事務取扱を免ずる

同　伊林初次郎

広島通商産業局通商部長を命ずる

同　石橋徳太郎

東京通商産業局勤務を命ずる

同　馬場　靖文

経済安定本部へ出向を命ずる（以上二十六年十二月十六日）

同　早野竹次郎

願に依り本官を免ずる（二十六年十二月十七日）

同　貝原　庄一

通商振興局経理部緊要物資課長を命ずる

同　菅　金麿

通商振興局経理部監査課長を命ずる

同　田村　武敏

通商繊維局絹化繊課長を命ずる

同　鈴木　正之

臨時通商産業局経理課長を命ずる

同　羽柴　忠雄

大蔵省へ出向を命ずる

同　兼坂　隆一

願に依り本官を免ずる

同　川崎　立太

名古屋通商産業局通商部長を命ずる

同　中野　哲夫

名古屋通商産業局通商部長事務取扱を免ずる

同　小島　英春

通商企業局勤務を命ずる

同　小川　浰太

同　青木　慎三

（各通）

通商局勤務を命ずる

同　林　信太郎

通商機械局勤務を命ずる

同　仲村　清市

外務省へ出向を命ずる（以上一月一日）

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第3号

昭和27年1月16日から羽越本線本楯・遊佐間に次の停車場を設置して、旅客・手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取扱はしない。

昭和27年1月16日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

停車場名	所在地	キロ程
南鳥海	山形県飽海郡南遊佐村大字米島	本楯・南鳥海間　2.6キロメートル 南鳥海・遊佐間　3.2〃

総理府公告

◉公益事業委員会事務局仙台支局公告第一号

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十條第一項第二号の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十七年一月十六日

公益事業委員会事務局仙台支局長　増井　健吉

記

件名	事案の要旨	聴聞の期日	聴聞の場所
一、東北電力株式会社申請供給施設概要の変更	神代発電所の変圧器二、五〇〇KVA三台を撤去する。	昭和二十七年一月三十日午前十時	仙台市柳町通二八番地公益事業委員会事務局仙台支局
二、同右	最上線及び飛鳥線の区間を変更するほか関係送電線路を廃止する。	右終了後	同右
三、同右	橋詰発電所を廃止する。	右終了後	同右
四、同右	不老倉分岐線を廃止する。	右終了後	同右
五、同右	三本松変電所の出力を四、五〇〇KVVに減少する。	右終了後	同右
六、同右	院内変電所及び院内送電線を廃止する。	右終了後	同右
七、同右	山形県飽海郡遊佐町に出力三、〇〇〇KVAの遊佐変電所を新設し、関係二変電所及び二送電線を廃止するほか、これに伴い必要とする送電線路の新設及び区間の変更を行う。	右終了後	同右
八、同右	檜枝岐発電所の出力を六〇KWに増加する。	右終了後	同右
九、同右	新潟火力発電所の変電設備を変更するほか、関係送電線路の廃止、区間変更及び新設を行う。	右終了後	同右
十、同右	岩泉変電所を廃止し、関係送電線路の区間変更及び廃止を行う。	右終了後	同右

備考　二、七及び九の件名に係る事案の詳細については、公益事業委員会事務局仙台支局に掲示する。

文部省公告

○著作権譲渡登録

登録番号 登録年月日	著作物の表示	著作の年月日 発行または興行の年月日	著作者の氏名	登録の目的
第四八一一号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄八犬伝（義実子別の段）（全一冊）	大正一五、五、一五 大正一五、六、三〇	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			
第四八一二号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄汐汲（全一冊）	大正一五、八、二五 大正一五、九、三〇	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			
第四八一三号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄石橋（全一冊）	大正一四、一〇、二〇 大正一四、一一、一一	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			
第四八一四号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄浅妻船（全一冊）	大正一五、九、一〇 大正一五、一〇、一二	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			

法務府公告

○工場財団

郡山市字高石六十七番地松葉製糸株式会社から郡山市字高石六十二番地所在の同会社工場に属する土地建物並びに機械器具工作物に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年一月十六日　福島地方法務局郡山支局

広島市基町一番地広島瓦斯株式会社から広島市皆実町一丁目字大黒一九三六番地、一九四六番地、一九三三番地ノ四、広島市皆実町二丁目字一ノ割二七九番地広島瓦斯株式会社広島工場呉市阿賀町字塩谷六八一〇番地ノ二、六八一三番地ノ一、六八一三番地ノ二、六八一三番地ノ三、六八一三番地ノ四、六八一三番地ノ五、六八一三番地ノ一三、六八一九番地ノ五、六八二〇番地ノ一、六八二〇番地ノ七、六八二四番地、六八二五番地ノ一二、六八二五番地ノ一四、六八二五番地ノ一五、六八二五番地ノ一六、六八二九番地ノ一呉市阿賀町字前尾城二一〇五番地ノ一、二一〇七ノ一広島瓦斯株式会社阿賀工場呉市岩方通一丁目一番地、二番地呉市岩方通二丁目一番地広島瓦斯株式会社呉工場、尾道市栗原町字沖新開南三四一番地ノ二、三四二番地ノ一、三四六番地ノ四、乙三六五番地ノ四広島瓦斯株式会社尾道工場に属する土地建物並びに機械器具等に対し工場財団組成の為め所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年一月十六日　広島法務局

登録番号 登録年月日	著作物の表示	著作の年月日 発行または興行の年月日	著作者の氏名	登録の目的
第四八一五号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄鷺娘（全一冊）	大正一五、一〇、二〇 大正一五、一一、三〇	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			
第四八一六号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄橋弁慶（全一冊）	昭和二、一一、一八 昭和二、一二、二〇	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			
第四八一七号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄俄獅子（全一冊）	大正一五、一〇、一〇 大正一五、一一、二〇	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			
第四八一八号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄梅の栄（全一冊）	大正一五、一〇、一 大正一五、一一、二〇	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			
第四八一九号の二 昭和二六、一〇、一〇	三味線文化譜長唄花の友（全一冊）	昭和二、三、三 昭和二、三、二〇	赤星　ヨウ	著作権の譲渡
	この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。 右登録の原因　譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社（代表者清算人　羽生　正） 譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子			

第四八二〇号の二　三味線文化譜長唄　大正一五、一一、三〇　赤星　ヨウ　著作権の譲渡
昭和二六、一〇、一〇　傾城(芝翫)(全一冊)　大正一五、一一、二五

この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。

右登録の原因
譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社(代表者清算人　羽生　正)
譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子

第四八二一号の二　三味線文化譜長唄　昭和　二、八、二三　赤星　ヨウ　著作権の譲渡
昭和二六、一〇、一〇　桜狩(全一冊)　昭和　二、九、三〇

この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。

右登録の原因
譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社(代表者清算人　羽生　正)
譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子

第四八二二号の二　三味線文化譜長唄　昭和　二、五、一五　赤星　ヨウ　著作権の譲渡
昭和二六、一〇、一〇　犬神(全一冊)　昭和　二、六、二〇

この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。

右登録の原因
譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社(代表者清算人　羽生　正)
譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子

第四八二三号の二　三味線文化譜長唄　昭和　二、八、二〇　赤星　ヨウ　著作権の譲渡
昭和二六、一〇、一〇　常磐の庭(全一冊)　昭和　二、九、三〇

この著作物について、昭和二十六年九月十六日、左記の者の間に著作権の譲渡があつた。

右登録の原因
譲渡人　東京都港区芝琴平町三四　文化譜保全社(代表者清算人　羽生　正)
譲受人　東京都杉並区天沼三の九六〇　平和荘内　赤星　輝子

昭和二十七年一月
文部省

運輸省公告

○鉄道財団用紙閉鎖

さきに官報で公告した蒲原鉄道株式会社所属の五泉、加茂間の鉄道財団に対する抵当権設定登録事項は、当事者の申請により全部抹消されたので十二月二十日鉄道財団の用紙を閉鎖した。

右、鉄道抵当法第三十六條により公告する。

昭和二十七年一月十六日
運輸省

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告

●昭和二十六年(ヘ)第七九五号

別紙当事者目録記載の通り　申立人

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　当事者目録
㈠尼崎市東大島春日三二七　申立人　池田　鞆太
㈡山口県熊毛郡平生町　同　台田　喜一
㈢横須賀市川間一六二　同　藤下　利男
㈣東京都渋谷区代々木初台四七三　同　中筋　敏子
㈤同都足立区五反野南町一四〇七　同　百済哲太郎
㈥同都墨田区亀沢町二丁目一九　同　大岳新太郎
㈦岡崎市六供町三丁目一一　同　畔柳アサ子
東京都武蔵野市吉祥寺八八三　右代理人弁護士　植谷　壽秋

(別紙)　目録
㈠三菱商事株式会社株式五百株、一株額面金五十円全額払込済
額面及枚数　(イ)十株二百五十円(五株)券二枚(ロ)百九十株五百円(十株)券十九枚(ハ)二百株二千五百円(五十株)券四枚(ニ)百株五千円(百株)券一枚
記号番号　(イ)い乙二九、ろ乙九七八(ロ)自丙七三七三至丙七三八一、自ろ丙一八五六一至同一八五六五、自ろ丙一四〇四四至同一四〇四六、ろ丙一八六六七、同一八六六八(ハ)自ろ丁八二〇至同八二三、(ニ)い戊二六〇
最終名義人　池田鞆太
㈡㈢日本郵船株式会社株式㈡一百株百株券一枚㈢一百株百株券一枚
額面及払込　㈡五千円券全額払込済㈢五千円券同上
記号番号　㈡AC一〇三六一九㈢同一三四六三一
発行年月日　㈡昭和二十五年六月一日㈢昭和二十六年九月二十八日
最終名義人　㈡三隅陸男㈢藤下利男
㈣同会社株式一千株一株額面金五十円全額払込済
額面及枚数　(1)五千円(百株)券九枚(2)二千五百円(五十株)券二枚
記号番号　(1)百株券(イ)C五〇〇五(ロ)C五〇〇六(ハ)C二七八六五(ニ)AC五四七七六(ホ)AC七七三五一(ヘ)AC六二九〇六(ト)自AC八〇〇九四至同八〇〇九六(2)五十株券(い)AD一七四六(ろ)AD四五九一
発行年月日　(1)(イ)(ロ)昭和二十四年七月一日(ハ)昭和二十四年十二月六日(ニ)乃至(ト)及(2)(い)(ろ)昭和二十五年六月一日
最終名義人　(1)(イ)山本今治(ロ)星野福知(ハ)川村重子(ニ)館野栄太郎(ホ)安田鉄次郎(ヘ)向川源造(ト)前田栄太郎(2)(い)伊藤要次郎(ろ)土岐春男
㈤光和実業株式会社株式三百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券三枚
記号番号　(イ)丙七六〇(ロ)丙一〇四五、丙一〇四六
最終名義人　(イ)加賀証券株式会社東京支店常務取締役支店長小川三男(ロ)黒沢筆次
㈥井華鉱業株式会社株式二百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券二枚
記号番号　三新乙一三〇二九、同一三〇三〇
発行年月日　昭和二十四年十二月二十五日
最終名義人　大岳新太郎
㈦三井船舶株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　C丙三五五一四
最終名義人　畔柳アサ子

●昭和二十六年(ヘ)第八〇〇号

大阪府大阪市東区北浜二の一　申立人　山本　源作
右代理人　岡本　喜平

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　目録
日本ピストンリング株式会社発行株式七百株
記号番号　(イ)ろ乙二七八、自八一〇自八一四、一二七四、一八四七、一八四八、二〇二一、二八八四、三〇三二、三八二三(ロ)ろ甲自三七一〇自三七一四
額面及び払込額　(イ)(ロ)一株金五十円、十二円五十銭払込
発行年月日　(イ)(ロ)昭和十八年九月十日
最終株主　(イ)(ロ)大賀猛夫

●昭和二十六年(ヘ)第八〇六号

大阪府大阪市阿倍野区昭和町東三丁目二十五番地　申立人　松野　正夫
右代理人　益子　有武

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目録
東宝株式会社株式五百株(百株券一枚、五十株券二枚、十株券三十枚)
額面金額　金一万円也
一株金額　金二十円也
記号番号及発行者　第八新甲第一〇六九一号、第八新ろ第二八二一四号、第八新乙自第一四〇七六号至第一四〇七八号、自第一四二七九号至第一四二八二号東宝株式会社取締役社長渡辺銕蔵、第七新乙自第一〇二四八号至第一〇二五三号、自第一一一四一号至第一一一四三号東宝株式会社取締役社長大沢善夫、第七新ろ第四四六号、第六新乙自第二三七二七号至第二三七三六号、第三三二五三号、第三三二五四号、第二三九二五号、第二三九二六号東宝株式会社取締役会長澁沢秀雄
最終株主氏名　橋本楢代
最終所持人　松野正夫

●昭和二十六年(ハ)第二五号

愛知県渥美郡福江町大字古田字長沢七三番地の三　申立人　石本　新蔵
愛知県西加茂郡猿投村大字四郷字東畑九五番地の七　同　篠沢　俊男
愛知県渥美郡福江町大字畠字下地三四番地　同　小林　巴
右三名代理人　平野　太郎

別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人等より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年八月六日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十六年十二月八日
名古屋簡易裁判所
裁判官　吉田好文

(別紙)　目録
株式会社東海銀行株式(イ)百株券一枚(ロ)百株券二枚(ハ)百株券一枚(ニ)五十株券一枚(ホ)五十株券一枚
記号番号　(イ)ほ第五七七三号(ロ)ほ第五三二五〇号、ほ第五三二五一号(ハ)ほ第三二八七四号(ニ)に第三三三五〇号(ホ)に第四九七二号
一株の金額及び払込額　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)金五十円全額払込済
株券発行者　株式会社東海銀行
最終名義人　(イ)石本新蔵(ロ)篠沢俊男(ハ)高島淳一郎(ニ)長坂正吉(ホ)小林巴
最終所持人　(イ)石本新蔵(ロ)篠沢俊男(ハ)(ニ)(ホ)小林巴

●昭和二十六年(ヘ)第八一二号

香川県高松市内町七十六番地　申立人　高橋　吾市

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目録
大映株式会社株券
種類及枚数　十株券十枚
記号及び番号　自は乙第六八号至い乙第七〇号、自い乙第一六一号至い乙第一六二号、自波乙第二八〇六号至波乙第二八一〇号
株券額面　一株金五十円
一株に付払込金　全額払込済
株券発行者　大映株式会社
最終名義人　高橋吾市

●昭和二十六年(ヘ)第八二〇号

別紙当事者目録記載の通り　申立人

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　当時者目録
(イ)東京都杉並区井荻二の一二六番地　申立人　岩村徳一郎
(ロ)大阪府枚方市渚御殿山住宅地　同　萩原　四郎
(ハ)千葉県夷隅郡西畑村田代　同　市原　卓爾
(ニ)兵庫県尼崎市東富松字塚内一二一六番地　同　宮副彦四郎
(ホ)東京都杉並区和田本町八〇八番地　同　亀沢　省朔
(ヘ)東京都杉並区成宗一丁目三五番地　同　神谷　香一
(ト)東京都目黒区上目黒八丁目五二一番地　同　小林辰四郎
(チ)東京都豊島区池袋二丁目一〇五〇番地　同　内堀慶三郎
以上八名

(別紙)　目録
ライオン歯磨株式会社(旧称号株式会社小林商店)株券(イ)十株券五枚(ロ)十株券五枚(ハ)十株券五枚(ニ)十株券五枚(ホ)十株券二十枚(ヘ)十株券四十五枚、五十株券三枚(ト)五十株券二十枚(チ)五十株券十枚
記号番号　(イ)十株券路自第四七六号至第四八〇号(ロ)十株券路自第五二一号至第五二五号(ハ)十株券路自第五二六号至第五三〇号(ニ)十株券路自第五四六号至第五五〇号(ホ)十株券路自第六九一号至第七一〇号(ヘ)十株券乙自第一七一号至第二〇五号、ろ自第一九一号至第二一〇〇号、五十株券は自第三二六号至第三二八号(ト)五十株券は自第六五号至第八四号(チ)五十株券波自第二〇五号至第二一四号
株券面額　十株券五百円、五十株券二千五百円
株券発行者　ライオン歯磨株式会社(旧称号株式会社小林商店)
最終名義人　(イ)岩村徳一郎(ロ)萩原四郎(ハ)市原卓爾(ニ)宮副彦四郎(ホ)亀沢省朔(ヘ)神谷香一(ト)小林辰四郎(チ)内堀慶三郎

●昭和二十六年(ヘ)第八二一号

別紙当事者目録記載の通り　申立人

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　当事者目録
(イ)東京都豊島区巣鴨三丁目八番地　申立人　小林富次郎
(ロ)東京都豊島区高松二丁目二八番地　同　堀田　吉治
(ハ)東京都南多摩郡原町田二七五番地　同　関根　まき
(ニ)東京都南多摩郡原町田二七五番地　同　関根　重治
(ホ)東京都武蔵野市吉祥寺二六三五番地　同　平野　次郎
(ヘ)埼玉県浦和市本太六四七番地　同　佐藤　雷三
(ト)東京都品川区上大崎中丸四一九番地の三　同　向井　喜男
(チ)東京都豊島区高松二丁目三三番地　同　本多　武雄
以上八名

(別紙)　目録
ライオン歯磨株式会社(旧称号株式会社小林商店)株券(イ)一株券二百八十枚十株券百八十五枚(ロ)十株券五枚(ハ)十株券二枚五十株券四枚(ニ)十株券十四枚(ホ)十株二十券枚(ヘ)十株券二十枚(ト)十株券二十枚(チ)十株券五枚
記号番号　(イ)一株券甲自第一号至第一〇〇号、い自第一号至第一八〇号、十株券乙自第五三号至第五五号、〃第五九号、〃自第六四号至第八〇号、〃自第八九号至第一〇一号、〃自第二二七号至第二四二号、〃自第二四九号至第二六九号、〃自第二七五号至第二七九号、〃自第二九七号至第三〇〇号、ろ自第七五号至第九二号、〃自第二〇六号至第二二九号〃自第二三五号至第二五二号、〃自第二五七号、至第三〇〇号、路第三一号(ロ)十株券路自第四五一号至第四五五号、(ハ)十株券路自第七五号至第七六号、五十株券は自第三二〇号至第三二一号〃自第三三三号至第三三四号(ニ)十株券路自第七七号至第九〇号(ホ)十株券路自第二三六号至第二五五号、(ヘ)十株券路自第二七六号至第二九五号(ト)十株券路自第二九六号至第三一五号(チ)十株券路自第四五六号至第四六〇号
株券面額　一株券五十円十株券五百円五十株券二千五百円
株券発行者　ライオン歯磨株式会社(旧称号株式会社小林商店)
最終名義人　(イ)小林富次郎(ロ)堀田吉治(ハ)関根まき(ニ)関根重治(ホ)平野次郎(ヘ)佐藤雷三(ト)向井喜男(チ)本多武雄

●昭和二十六年(ヘ)第八二四号

愛知県名古屋市港区稲荷町四丁目三　申立人　宮田　昭彦
千葉県市川市新田二一四一　同　堀木　惣市
右代理人　松本　清澄

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目録
三菱電機株式会社株式四百株六枚
記号番号　(1)い丁第〇九一〇七号、第〇九一〇八号(2)い丁第〇九一〇一号、第〇九一〇二号(3)E第七九三一号
額面(記号別)　E五千円、い丁二千五百円
一株払込金額　五十円全額払込済
発行年月日(記号別)　い丁昭和二十四年三月十五日、E昭和二十四年二月一日
発行者　三菱電機株式会社
最終名義人　(1)小椋浩(2)田村金吾(3)堀木惣市
最終所持人　(1)(2)は宮田昭彦(3)は堀木惣市

●昭和二十六年(ヘ)第八二六号

東京都中野区沼袋町四百三十六番地　申立人　勝野　群二

別紙表示の割引興業債券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に割引興業債券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目録
株式会社日本興業銀行発行第五十九号割引興業債券五枚
記号番号　自第二五二八四号至第二五二八八号
額面金　一万円也
発行日　昭和二十六年六月二十六日
償還日　昭和二十七年六月二十六日
所持人　勝野群二

●昭和二十六年(ヘ)第八二八号

大阪府豊中市麻田一〇九〇の一西良一郎方　申立人　蒲田　憲一
同　玉井　幹一
右代理人弁護士　三宅　辰雄

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　目録
飯野海運株式会社株式二百株
記号番号　ろ甲第一三九二八号、同第七七九三号
額面　各金五十円一株に付金五十円全額払込
発行年月日　昭和二十四年四月二十日
最終名義人　蒲田憲一

●昭和二十六年(ヘ)第八三一号

別紙当事者目録記載の通り　申立人

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　当事者目録
山形県東田川郡立谷沢村大字肝煎字福地山本三三　申立人　斎藤　重作
大阪市東区内平野町二丁目一三の三　同　井崎　清

昭27.1.16. 第7504号

川崎市貝塚七六　同　成川　フミ
西宮市川西町二九
林杉造家督相続人
申立人　林　弘造
右親権者母　林　恒子
静岡市駒形通四丁目三二
申立人　小林　謙
京都市東山区山科東野舞台町九七
同　西村季次郎
静岡市東新町五五
同　池ヶ谷栄吉
東京都千代田区丸ノ内二丁目一〇
右七名代理人弁護士　今井　義雄

（別紙）　目録

㈠斎藤重作の部
三菱鉱業株式会社株式十株券一枚
記号番号　寅一八六〇六
額面　一株五十円
発行年月日　昭和十四年二月二十日
株式名義人　斎藤重作

㈡井崎清の部
三菱鉱業株式会社株式一株券四枚
記号番号　甲二三六、い一〇一一、子二一五、二一六
額面金額　一株五十円
発行年月日　甲大正九年六月十五日い同九年十月二十日子昭和十四年二月二十日
株式名義人　井崎清

㈢成川フミの部
三菱鉱業株式会社株式十株券二枚
記号番号　寅三五一〇二、丙一七〇三八
額面金額　一株五十円
発行年月日　寅昭和十四年二月二十日丙大正九年六月十五日
株式名義人　成川フミ

㈣林弘造名義
三菱鉱業株式会社株式十株券四枚
記号番号　は丙自一四八四至一四八七
額面金額　一株五十円
発行年月日　昭和二十年九月二十日
株式名義人　林杉造

㈤小林謙の部
三菱鉱業株式会社株式十株券二枚
記号番号　寅四二〇五、一二四〇一
額面金額　一株五十円
発行年月日　昭和十四年二月二十日
株式名義人　小林謙

㈥西村季次郎の部
三菱鉱業株式会社株式百六十株
種類枚数　寅四枚（十株券）乙四枚（五株券）は丙三枚（十株券）は二枚（十株券）は丁一枚（五十株券）
記号番号　寅自二九七三七至二九七四〇、乙三四二三、三四二四、三四四八、三四四九、は丙自一〇六一至一〇六三、は七三五三、八九五二、は丁二六七〇
額面金額　一株五十円
発行年月日　寅昭和十四年二月二十日乙大正九年六月十五日は大正九年十二月二十日は丙は丁昭和二十年九月二十日
株式名義人　西村和三郎

㈦池ヶ谷栄吉の部
三菱鉱業株式会社株式五株券二枚
記号番号　丑一四一、ろ一五五八
額面金額　一株五十円
発行年月日　丑昭和十四年二月二十日ろ大正九年十月二十日
株式名義人　池ヶ谷栄吉

●昭和二十六年（へ）第八三二号

神奈川県川崎市下殿町五五五〇
申立人　原　忠太

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目録
日本電気株式会社株式百株券一枚
記号番号　第四新戌第二二五八一号
額面金額　金五千円也
一株の金額　金五十円也（全額払込済）
発行年月日　昭和二十四年十二月二十日
発行者　日本電気株式会社社長渡辺斌衡
最終株主　根岸邦光

●昭和二十六年（へ）第八三四号

東京都中央区日本橋兜町一の八
申立人　明和証券株式会社
右代表取締役　白鳥誠一郎
右代理人　田口吉三郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目録

日清紡績株式会社百株券一枚
記号番号　と丁第四五〇四号
額面金額　五千円（全額払込済）
一株の金額　五十円
発行年月日　昭和二十四年五月三十一日
発行者　日清紡績株式会社
最終株式名義人　酒井正造
最終株式所持人　明和証券株式会社

日産汽船株式会社百株券五枚
記号番号　は甲自第七一七三九至第七一七四三号
額面金額　五千円（全額払込済）
一株の金額　五十円
発行年月日　昭和二十六年七月一日
発行者　日産汽船株式会社
最終株式名義人　森下正作
最終株式所持人　明和証券株式会社

日曹製鋼株式会社百株券五枚
記号番号　A第一九四五、一九四六、自一四三九八至一四四〇〇号
額面金額　五千円（全額払込済）
一株の金額　五十円
発行年月日　昭和二十五年七月一日
発行者　日曹製鋼株式会社
最終株式名義人　天笠富美子
最終株式所持人　明和証券株式会社

東邦海運株式会社五十株券二枚
記号番号　乙第二八八、二八九号
額面金額　二千五百円（全額払込済）
一株の金額　五十円
発行年月日　昭和二十四年十月一日
発行者　東邦海運株式会社
最終株式名義人　竹田龍男
最終株式所持人　明和証券株式会社

日本カーバイト工業株式会社百株券二枚
記号番号　と丙第一五七九一号、に丙第一四七八号
額面金額　五千円（全額払込済）
一株の金額　五十円
発行年月日　と丙昭和二十五年一月十日、に丙昭和十九年十月八日
発行者　日本カーバイト工業株式会社
最終株式名義人　岡田正夫
最終株式所持人　明和証券株式会社

日本カーバイト工業株式会社百株券一枚
記号番号　と丙第一四七七八号
額面金額　五千円（全額払込済）
一株の金額　五十円
発行年月日　昭和二十五年一月十日
発行者　日本カーバイト工業株式会社
最終株式名義人　武田喜美代
最終株式所持人　明和証券株式会社

昭和電工株式会社百株券一枚
記号番号　へ丙第一〇二〇号
額面金額　五千円（全額払込済）
一株の金額　五十円
発行年月日　昭和二十六年二月十日
発行者　昭和電工株式会社
最終株式名義人　大隈花子
最終株式所持人　明和証券株式会社

東洋レーヨン株式会社百株券一枚
記号番号　合ゐ第二三三八号
額面金額　五千円（全額払込済）
一株の金額　五十円
発行年月日　昭和十六年八月一日
発行者　東洋レーヨン株式会社
最終株式名義人　松原美枝
最終株式所持人　明和証券株式会社

●昭和二十六年（へ）第八三五号

埼玉県大里郡吉見村字箕輪一八〇
申立人　渡辺まつの

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録
日本軽金属株式会社発行株式一百株券一枚
記号番号　は丙第六〇五〇八号
額面　金五千円也
払込金額　全額
発行年月日　昭和二十五年三月一日
最終株式名義人　渡辺まつの

●昭和二十六年（へ）第一七号

長野市元善町四百八十二番地
申立人　依田久左衛門
申立人代理人弁護士　小川益太郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月二十日
川崎簡易裁判所
裁判官　植田德市

（別紙）　目録
東京芝浦電気株式会社株式百株券五枚
記号番号　L号自四〇八三〇二号至四〇八三〇五号、L号四〇八三二三号
一株の金額　金五千円也全額払込済
最終名義人　依田久左衛門

○破産宣告

●京都市下京区吉祥院這登町十九
債務者　株式会社育友社

右に対する昭和二十六年（フ）第六七号破産事件に付昭和二十七年一月九日午前十時当裁判所が為した破産宣告に付ては次の通り公告する。

一、債務者株式会社育友社を破産者とする。
一、破産管財人　京都市上京区東堀川通元誓寺上る弁護士小林昭
一、債権届出期日　昭和二十七年一月二十八日迄
一、第一回の債権者集会期日並債権調査の期日　昭和二十七年二月六日午後一時

㈠ 破産者の債権者は前記期間内に債権届出書正、副二通に証拠書類の写を各々添付して当裁判所宛提出のこと。
㈡ 破産者の債務者並破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済をしてはならない。財産を交付してはならない。
㈢ 別除権者並㈡の該当者は破産管財人に昭和二十七年一月二十八日迄に届出ること。

昭和二十七年一月九日
京都地方裁判所

○破産管財人辞任

大分県中津市大字中殿四百四番地
破産者　合資会社中外商会

右の者に対する昭和二十六年（フ）第二号破産事件に付、破産管財人福原清賢辞任した。

昭和二十六年十二月四日
大分地方裁判所中津支部

会社その他の公告

合併公告

下記甲乙両社は昭和二十七年一月十四日甲、昭和二十七年一月十一日乙の各株主総会において甲は乙を合併しその権利義務を承継し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある債権者は昭和二十七年三月二十日までに其の旨御申出下さい。

昭和二十七年一月十六日
東京都中央区日本橋室町二丁目一番地一
（甲）　**北海船舶株式会社**
新潟市西堀前通七番町九一七番地
（乙）　**新潟倉庫株式会社**

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月二十日臨時株主総会の決議に依り解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月十六日
横浜市神奈川区山内町一番地
横浜バナナ貿易株式会社
清算人　佐野　浅吉

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月十六日
東京都墨田区太平町二丁目十七番地
共和加工株式会社
清算人　荒畑　義雄

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年三月一日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月十六日
東京都中央区槇町三丁目三番地
国際家具株式会社
清算人　設楽　敏男

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月二十五日株主総会の決議により解散しました。当会社に債権を有される方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出がないと清算から除斥致します。

昭和二十七年一月七日
大阪府三島郡山田村大字山田下二千五百一番地
光和メリヤス株式会社
清算人　山本　茂

会社解散公告（第三回）

当会社は昭和二十五年七月十九日の株主総会の決議に因り解散し現在清算手続中でありますから当会社に対して債権を有する方はこの公告の日から二箇月以内にその旨を申出で下さい。もしこの期間内に申入がないときは清算から除斥します。

昭和二十七年一月七日
住所　大阪市南区難波新地六番町一番地
会社名　**ナニワ物産株式会社**
清算人　亀田　定雄

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月九日
東京都中央区銀座東八の一九
日本産業株式会社
清算人　西山　裕彦

会社解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月二十四日の臨時株主総会の決議に於て解散致しましたから債権を有せられる向は昭和二十七年三月十五日迄に其の債権の御申出相成りたく若し右期間内に其申出なきときは清算より除外致しますから此段公告します。

昭和二十七年一月十四日
神戸市生田区東町一二三番地
日華石鹸販売株式会社
清算人　安藤　芳顕

解散公告（第二回）

当社は昭和二十六年十二月二十日社員総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者は此の公告の日から二箇月以内に申出でられ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年一月八日
大阪市住吉区粉浜東之町五丁目七六番地
住吉葬祭有限会社
代表清算人　斎藤　員男

解散公告（第一回）

当社は昭和二十六年十二月二十日臨時株主総会の決議により解散致しましたから当社に債権を有せられる方は本公告の日から二箇月以内に御申出下さい。右申出無き時は清算より除外致します。

昭和二十七年一月十一日
大阪市東成区川西町五五二
共立油化工業株式会社
清算人　西川　久

解散公告（第一回）

当社は昭和二十六年十二月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月十六日
青梅市勝沼三番地
丹羽被服工業株式会社
清算人　松永　鶴吉

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十二月二十五日の社員総会に於て資本金八十万円を金四十万円に減少することを決議をしたから異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出で下さい。

昭和二十七年一月八日
福岡県三潴郡西牟田村流三五三二
近藤染色有限会社

株式併合につき株券提供公告

当会社は昭和二十六年十二月二十一日の株主総会において資本額金三十万円を金十五万円に減少し、その方法として発行済株式総数六千株を三千株に減少して未払込株金の徴収を免除し額面株式二株を一株に併合することを決議した。株券を所有する者はこの公告の日から三箇月以内に当会社に提出せられたい。

昭和二十七年一月十日
東京都文京区林町七十五番地
共和木工株式会社

債権申出公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議に因り解散しましたについては当会社に対し債権を有せらるる方は本公告掲載の日より二箇月以内にその債権の御申出相成度く若し右期間内に御申出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十七年一月十六日
京都市中京区烏丸通二條上ル蒔絵屋町二百六十番地
日本薬品株式会社
清算人　山村　善助
同　小川　次郎

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月二十五日の株主総会の決議により同日解散した当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年一月十五日
大阪市東区瓦町三丁目二〇番地
椿本産業株式会社
代表清算人　椿本宗太郎

復興金融金庫解散公告

当金庫は日本開発銀行法第四十三條及び政令第三九一号の規定により昭和二十七年一月十六日解散し、当金庫の権利、義務は解散と同時に日本開発銀行に承継されましたから右公告致します。

昭和二十七年一月十六日
復興金融金庫
理事長　工藤昭四郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月二十日株主総会の決議により解散しましたから債権者は第一回公告の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月三十日
名古屋市東区赤萩町三の四一
株式会社東光舎時計製造所
清算人　後藤　重夫

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により同日解散したから当会社に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥します。

昭和二十七年一月七日
神戸市生田区三宮町二丁目三五番地
ユニオン商事有限会社
右清算人　大西豊太郎

合併公告

昭和二十六年十二月二十八日開催の各株主総会において下記会社に於て（甲）は存続し（乙）は解散することに決議致しましたから上記合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年一月十六日
名古屋市中村区泥江町三の七
（甲）　**八洲工業株式会社**
名古屋市中区西万町一の一
（乙）　**株式会社ヤシマトレイディングカンパニー**

株式併合公告

当会社は昭和二十六年十一月十七日株主総会に於いて一株の額面金五十円の株式十株を併合して一株の額面五百円の株式となす事も決議したから当会社の株券を所持する者は本公告掲載の日から三箇月以内に其の株券を当会社に提出せられたい。

昭和二十七年一月十五日
長野市大字長野東町一四九
長野県養鶏産業株式会社
取締役社長　小林　国威

基準日設定公告

昭和二十七年二月二十日現在の当社株主名簿記載の株主を以て当社発行予定の新株につき引受権を行使すべき株主と致します。

昭和二十七年一月十六日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉附録　十六日付十二月官報目録一五頁

合併につき株券提出公告

昭和二十六年十二月二十八日開催の当会社並に株式会社ヤシマトレイディングカンパニーの株主総会の決議により当会社は株式会社ヤシマトレイディングカンパニーを合併することとなりました就ては株式併合の必要がありますから当会社の株券御所持の方は本公告掲載の翌日から九十日以内に当会社本店に御提出を願います。

昭和二十七年一月十六日
名古屋市中村区泥江町三の七
八洲工業株式会社

株式併合株券提出公告

昭和二十六年十二月十八日の臨時株主総会で一株の額面金二十五円を金五百円とすることに決議したので向う九十五日間に株券を当会社に提出相成度右公告致します。

昭和二十六年十二月二十八日
長野県松本市大字筑摩五八一番地
普及社工業株式会社
取締役社長　小岩井宗忠

講和締結の秋！
先ず世界の現状を把握しよう!!

国際統計要覧
世界の統計
総理府統計局編集

A5判　130頁　150円　〒16円

講和條約の締結により、日本も世界の各国に互して国際場裡に復帰し、輝かしい前途が約束された。しかし講和後の我が国民経済の繁栄を図るには、先づ第一に世界の現状を適確に把握する必要がある。本書はこの要請に応えることは勿論、特に政治・外交・経済・教育関係者必携の書として最適である。又広く一般人士、学生の参考書として座右好個の統計資料である。

特色
☆☆☆☆
日本の国勢を科学的に知り得る
世界各国の凡ゆる統計を網羅した
統計局が責任を持つて正確を期した
特に中学上級、高校の参考書に好適

―内　容―
□面積人口及び人口密度□主要都市の人口□婚姻率□平均余命表□産業別人口□農業生産高（米、大豆、コーヒー等13種類）□家畜数及び畜産物（馬、牛等8種類）□漁業生産高□鉱業生産高（鉄・石炭等22種類）□工業生産高（綿糸、パルプ、自動車等22種類）□電力生産高□国際航路□品目別輸出入高□貿易額□国民所得□社会保障□住宅数
（附録）度量衡換算表。通貨換算表

販売所　全国各地の官報販売所・主要書店又は印刷庁内直売代理部へ！
東京都牛込局区内（振替）東京 22013 番

第三十期決算公告

貸借対照表
昭和二十六年十月三十一日現在

資産の部	
流動資産	九、〇〇五、四二六・五八
固定資産	六、九〇九、一一〇・〇〇
合計	一五、九一四、五三六・五八
負債の部	
流動負債	六、九三九、六三五・五〇
資本金及積立金	八、八六二、〇一九・〇〇
繰越利益金	七一、一五二・九八
当期純利益金	四一、七二九・一〇
合計	一五、九一四、五三六・五八

右の通り公告致します。

昭和二十七年一月十日
東京都板橋区長後一の九の六
江東エーテル製造株式会社

第六十八期決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）
貸借対照表

借方の部	
現金	七〇八、〇一五・六四
銀行預金	五九七、七八九・〇八
信託預金	八、一六〇・四五
振替貯金	一、五一八・九〇
有価証券	五〇九、一五〇・〇〇
受取手形	二七一、八七五・〇〇
掛売金	九、〇二四、〇七六・〇二
半製品	五、五二三、七五六・一五
原料品	六、五〇六、六四七・四九
雑原料品	八一七、四三五・七一
貸金	三一五、一七一・〇〇
仮出金	八九六、〇四〇・〇〇
出張所勘定	一三、一八〇・一〇
建物	三、〇九三、九八七・〇〇
機械・装置	一六、〇五〇、八三七・〇〇
器具・什器	一、九二四、三〇九・〇〇
土地	七二三、四一八・三五
合計	四六、九八四、三六六・八九
貸方の部	
仕払手形	六、九〇九、四八七・〇〇
掛買金	二、八一九、七六〇・九〇
借入金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未払金	二、四九八、四二六・〇〇
仮受金	二、五七二、二一二・〇〇
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
納税引当金	二、七九六、〇七八・二四
資産再評価積立金	八、六九八、八四五・五四
利益準備金	一、〇七一、四五〇・〇〇
別途積立金	三、一三三、八一六・〇〇
退職慰労積立金	三、四九七、三四〇・八七
貸倒準備金	三七、三八四・〇〇
前期繰越金	五八〇、七七一・二八
当期利益金	四、三六六、一七七・〇六
固定資産償却積立金	三、〇〇二、六一八・〇〇
合計	四六、九八四、三六六・八九

昭和二十七年一月十日
大阪市生野区鶴橋南之町一丁目
五六一三
昌栄印刷株式会社

第五十五期決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）
貸借対照表

資産の部	
流動資産	五九、八三一、八七〇・六九
現金預金	一二、三八七、四五八・九〇
受取手形	一二、三五八、五三三・一八
売掛金	一四、九八五、四四九・五一
有価証券	八六六、〇九〇・〇〇
原材料準備物	七、二四三、八八一・一〇
製品半製品	五、四三一、〇二七・〇〇
前払金	二、三三〇、〇〇〇・〇〇
その他流動資産	四、二三九、四三一・〇〇
固定資産	九、八四一、一八〇・〇〇
建物	五、一四八、〇〇〇・〇〇
機械装置	二、三七九、三〇〇・〇〇
車りよう運搬具	一、七四六、〇〇〇・〇〇
什器備品	一九三、九八〇・〇〇
土地	一五三、九〇〇・〇〇
出資金	二二〇、〇〇〇・〇〇
合計	六九、六七三、〇五〇・六九
負債及び資本の部	
流動負債	二三、四〇四、三三七・七四
支払手形	一、一五〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	二、三三四、六五一・九五
借入金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未払金	三、〇〇八、五一五・一〇
前受金	一、九七〇、九四四・〇〇
預り金	二五二、三七六・〇〇
割引手形	四、六九七、八五〇・六九
資本の部	四六、二六八、七一二・九五
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	六、六〇五、五一二・〇〇
利益準備金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一五、〇六四、四七〇・〇〇
前期繰越金	二、九五三、二一三・八三
当期利益金	一七、六四五、五一七・二二
合計	六九、六七三、〇五〇・六九

昭和二十七年一月
大阪府泉佐野市湊町一六二二番地
合同シヤツトル株式会社

月刊
（B5判）
法令全書
印刷庁発行

昭和26年11月号

―主要内容―
法律▼連合国財産補償法▼所得税法の臨時特例に関する法律▼旅券法
政令▼土地改良財産の管理及び処分に関する政令▼高圧ガス取締法施行令
省令▼特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程▼高圧ガス取締法施行規則▼港湾法施行規則▼資金運用部出納及び計算整理規則
○その他重要な法令の制定及び改廃せられたるものを集録する

日々公布される法令の集録!!

申込所　全国官報販売所・主要書店
定価500円　送料65円

第三十一回決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

資産の部	
預金現金	三、七一六、五五五・一九
売掛金	五〇九、三九五・〇〇
商品及副産品	三、八二一、〇七〇・〇〇
貯蔵品	三三八、六四七・〇〇
未収入金	一七一、八九四・〇〇
前払費用	二三、〇三六・〇〇
土地建物機械	六、四三三、五〇九・七三
什器及備品	一〇四、七六〇・〇〇
車輛及運搬具	一、八〇一、〇五二・〇〇
出資金及有価証券	二九五、四四三・七五
合計	一七、二一五、三六二・六七
負債の部	
支払手形	四、一六九、三〇〇・〇〇
未払金及売掛金	一、〇五二、六四五・〇〇
資本金	四、四〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	二三〇、〇〇〇・〇〇
別途準備金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	三、八五八、八五四・〇〇
退職給与資金	四二八、四六九・〇〇
前期繰越金	四九、三九七・六六
当期利益金	二、八二六、六九七・〇一
合計	一七、二一五、三六二・六七

昭和二十七年一月
埼玉県熊谷市大字熊谷三〇五八
松本米穀精麦株式会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)三三一一—三三九
振替東京一九〇〇〇　官報課

昭26.12.

昭和二十七年一月十六日　第七五〇四号　附録

昭和二十六年十二月官報目録

本紙　第七四七〇号から第七四九四号まで
号外　第一〇二号から第一〇六号まで

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は番号を示す。
2. 件名の下の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。
3. 叙任及び辞令以下の各記事は主要のものを掲載する。
4. 物価号外目録は物価号外に添附する。

法律

		日	号外	頁
二八三	外務省設置法	一	102	一
二八四	昭和二六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律	一	102	三
二八五	博物館法	一	102	三
二八六	未復員者給与法等の一部改正	三		二五
二八七	物品税法の一部改正	三		二五
二八八	日本専売公社法の一部改正	三		二六
二八九	旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律	三		二六
二九〇	日本輸出銀行法の一部改正	三		二九
二九一	国民金融公庫法の一部改正	三		二九
二九二	日本国有鉄道法の一部改正	三		二九
二九三	一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律	五		六五
二九四	食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正	五		六五
二九五	農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律	五		六五
二九六	米国対日援助物資等処理特別会計法の一部改正	五		六五
二九七	行政機関職員定員法の一部改正	五		八九
二九八	裁判所職員定員法等の一部改正	六		九〇
二九九	裁判所職員臨時措置法	六		九〇
三〇〇	国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部改正	六		九〇
三〇一	学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律	六		九一
三〇二	商工組合中央金庫法の一部改正	七		一一七
三〇三	租税特別措置法の一部改正	八		一三三
三〇四	保険業法の一部改正	一〇		一四九
三〇五	損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正	一〇		一五〇
三〇六	恩給法の一部改正	一五		二八五
三〇七	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改正に関する法律	一五		二八七
三〇八	昭和二六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律	一五		二八七
三〇九	漁業法の一部改正	一五		二八八
三一〇	繭糸価格安定法	一七		三一七
三一一	糸価安定特別会計法	一七		三一八
三一二	漁港法の一部改正	一七		三一九
三一三	水産資源保護法	一七		三二〇
三一四	国家公務員法等の一部改正	二一		四一七
三一五	財閥同族支配力排除法を廃止する法律	二一		四一七
三一六	新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律	二一		四一七
三一七	宮内庁法の一部改正	二二		四四九
三一八	文化財保護法の一部改正	二四		四八一

政令

		日	号外	頁
三六二	警察予備隊令施行令の一部改正	一	102	六
三六三	在外公館等借入金整理準備審査会法施行令の一部改正	一	102	八
三六四	日本政府在外事務所において徴収する手数料に関する政令の一部改正	一	102	八
三六五	船員外航従事令を廃止する政令	一	102	八
三六六	特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令	一	102	八
三六七	電気事業再編成令附則第一〇項及び第一二項の規定による登記の手続に関する政令	一	102	一〇
三六八	物品税法施行規則の一部改正	三		二九
三六九	国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する件廃止	五		六五
三七〇	日本政府在外事務所増置令	七		一一七
三七一	建築基準法施行令の一部改正	七		一一七
三七二	一〇円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令の一部改正	七		一一八
三七三	国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の施行に関する政令の一部改正	一〇		一五一
三七四	輸出貿易管理令の一部改正	一〇		一五二
三七五	公共企業体労働関係法施行令の一部改正	一二		二〇五
三七六	終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部改正	一四		二五三
三七七	検疫法施行令	一四		二五三
三七八	米国対日援助物資等処理特別会計法施行令の一部改正	一四		二五六
三七九	日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令の一部改正	一四		二五七
三八〇	昭和二六年一二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令	二一		四一七
三八一	鹿児島県大島郡十島村に関する郵政事業及び電気通信業務の暫定措置に関する政令	二一		四一八
三八二	宮内庁法施行令の一部改正	二二		四四九
三八三	東宮侍従長等の給与に関する政令	二二		四四九
三八四	特別預金勘定に関する政令を廃止する政令	二二		四四九
三八五	国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正	二五		四九七
三八六	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正	二五		四九八
三八七	警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつたことに伴う国家地方警察の職員の定員増加令の一部改正	二六		五一三
三八八	検疫伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域を指定する政令	二六		五一三
三八九	損害保険料率に係る審査の手続の特例に関する政令	二六		五一三
三九〇	農地調整法施行令の一部を改正する政令の一部改正	二六		五一三

明治二十五年三月十二日　第三種郵便物認可

目録

昭26.12.

		日	号外	頁
三九一	復興金融金庫の解散及び業務の引継に関する政令	二六		五一三
三九二	新聞出版用紙割当審議会令廃止	二六		五一四
三九三	地方自治法施行規程の一部改正	二六		五一四
三九四	食糧管理法施行令の一部改正	二六		五一四
三九五	執行吏国庫補助基準額令の一部改正	二九		六二五
	最高裁判所規則			
一七	昭和二十六年度における裁判官に対する年末手当の額の特例に関する規則	一	102	一〇
	府令			
	●**総理府**			
五一	恩給法の一部を改正する法律附則第三項及び第六項に規定する恩給の改定等に関する手続	一五		二八九
五二	総理府内部部局組織規程の一部改正	二八		五八一
五三	読者の選択に基く新聞用紙の割当の調整のための措置に関する総理庁令廃止	二八		五八一
五四	総理府職員定数規程の一部改正	二九		六二五
	●**法務府**			
一六九	法務府職員定数規程の一部改正	八		一三五
一七〇	自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の規定による強制譲渡に関する登記の特例に関する府令	一三		二〇五
一七一	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正	一五		二九一
一七三	〃	二〇		三九三
一七七	〃	二九		六二七
一七二	人権擁護委員定数規則の一部改正	一五		二九一
一七三	（一七一参照）			
一七四	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正	二一		四一八
一七五	〃	二三		四五〇
一七六	少年院及び少年保護鑑別所組織規程の一部改正	二八		五八一
一七七	（一七一参照）			
	府令 省令			
	●**法務府、大蔵省**			
三	国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の施行に関する命令の一部改正	二五		四九八
	省令			
	●**外務省**			
二六	一般旅券発給申請書等の様式に関する省令	一		一
二七	外務省組織規程	一	102	一〇
二八	外務省職員定数規程の一部改正	一	102	三
三三	〃	二八		五八一
二九	日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部改正	一	102	三
三二	〃	二三		四五〇
三〇	特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令施行規則	一	102	一五
三一	不動産登記の嘱託職員を指定する省令	二〇		三九三
三二	（一一九参照）			
三三	（一一八参照）			
	●**大蔵省**			
一〇五	大蔵省組織規程の一部改正	一		六
一〇六	大蔵省職員定数規程の一部改正	一五		二九一
一〇七	銀行法施行細則の一部改正	二六		五一四
一〇八	外国為替の管理に関する省令の一部改正	二八		五八一
一〇九	外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令の一部改正	二八		五八三
一一〇	租税特別措置法施行規則の一部改正	二八		五八三
一一一	所得税法施行細則の一部改正	二八		五八四
	●**大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省**			
二	指定生活物資配給規則を廃止する省令	二四		四八二
	●**大蔵省、通商産業省**			
二	商工組合中央金庫法施行規則の一部改正	一一		一八一
	●**文部省**			
二二	社会教育主事講習等規程の一部改正	一九		三六一
	●**文部省、厚生省**			
四	診療エックス線技師学校養成所指定規則	一一		一八一
	●**厚生省**			
四七	社会保険診療報酬支払基金法施行規則等の一部改正	六		九一
四八	保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部改正	一七		三三三
四九	厚生省職員定数規程の一部改正	二七		五四五
五〇	引揚援護庁職員定数規程の一部改正	二七		五四五
五一	検疫所職員服制の暫定措置に関する省令	二七		五四五
五二	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	二七		五四五
五三	検疫法施行規則	二九	106	一
	●**農林省**			
七九	砂糖需給調整規則の一部改正	七		一一九
八一	〃	二〇		三九三
八〇	指定遠洋漁業取締規則等の一部改正	一三		二〇六
八一	（七九参照）			
八二	食糧管理法施行規則の一部改正	二四		四八二
八三	肥料取締法施行規則の一部改正	二六		五一八
八四	〃	二六		五一八
八四	（八二参照）			
八五	農林省職員定数規程の一部改正	二七		五四八
	●**通商産業省**			
七一	ニッケル等使用制限規則の一部改正	一		六
七二	貿易関係為替管理規則の一部改正	一		六
七三	コバルト等使用制限規則の一部改正	七		一一九
七四	金属鉱山等保安規則等の一部改正	一五		二九一
七五	通商産業省職員定数規程の一部改正	一五		二九七
七六	繊維製品流通統計調査規則	一九		三六一
七七	鉱山施設性能検査手数料規則	二三		四五〇
七八	指定輸入自動車等販売規則の一部改正	二四		四八六
七九	度量衡に関し地方長官に委任する事項の一部改正	二六		五一九
八〇	指定消費者用石油製品配給規則の一部改正	二六		五一九
八一	工業統計調査規則	二八		五八四
八二	通商産業省組織規程の一部改正	二八		五八五
八三	小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則の一部改正	二八		五八六
八四	輸入貿易管理規則の一部改正	二八		五八六
八五	非鉄金属等需給調査規則	二九		六二七
	●**通商産業省、運輸省**			
二	外国自動車譲受規則の一部改正	二七		五四九
	●**運輸省**			
九九	船員外航従事令施行規則廃止	一	102	一五
一〇〇	一般旅客自動車運送事業用自動車への危険品の持込等の制限に関する省令	八		一三五
一〇一	海上保安庁組織規程の一部改正	一五		二九八

一〇二	港湾調査規則の一部改正	一五		二九八
一〇三	自動車運送事業補償規則	二〇		三九三
一〇四	自動車事故報告規則	二〇		三九四
一〇五	運輸省職員定数規程の一部改正	二五		四九八
一〇六	自動車用石油製品割当規則	二六		五一九
	●**電気通信省**			
三二	電気通信省組織規程の一部改正	五		六五
三三	〃	二四		四八三
三五	〃	二七		五四九
三四	海外に発着する電報及び電話通話の取扱制限に関する省令廃止	二五		四九九
三五	（三三参照）			
	●**労働省**			
三〇	毎月勤労統計調査規則の一部改正	一四		二五七
三一	労働省職員定数規程の一部改正	二九		六三九
三二	職業安定法施行規則の一部改正	二九		六三九
	●**建設省**			
三五	地方建設局組織規程の一部改正	六		九二
三六	道路工事施行令の一部改正	二九		六三九
	省令 本部令			
	●**通商産業省、経済安定本部**			
一	鉱山施設性能検査手数料規則廃止	二三		四五〇
	●**郵政省、経済安定本部**			
一〇	外国郵便料金規則の一部改正	二三		四五〇
	本部令			
	●**経済安定本部**			
一三	蚕苗検査手数料規則の一部改正	八		一三六
	規則			
	●**人事院**			
一—四	現行の法律、命令及び規則の廃止に関する件の一部改正	八		一三六
一—五	特別職に関する件の一部改正	二三		四五一
四—〇	人事主任官を置く国の機関に関する件の一部改正	二七		五五〇
八—一	職員の任用及び叙級に関する件の一部改正	二七		五五〇
八—七	非常勤職員の任用に関する件の一部改正	二七		五五〇
八—九	條件附任用に関する件の一部改正	二七		五五〇
九—六	俸給の調整額に関する件の一部改正	二七		五五〇
九—七	俸給等の支給に関する件の一部改正	一一		一八二
	〃	一七		三二四
	〃	二七		五五〇
九—一一	勤務地手当の支給地域の区分に関する官署の指定に関する件	一一		一八二
一一—〇	職員の意に反する降任及び免職に関する件の一部改正	一八		三三三
一二—〇	職員の懲戒に関する件の一部改正	一八		三三三
一四—一	職員団体に関する職員の行為に関する件の一部改正	一八		三三三
一四—四	営利企業への就職に関する件の一部改正	二七		五五〇
一四—八	職員が官職以外の職務又は業務に従事する場合に関する件の一部改正	二七		五五〇
一五—〇	職員の勤務時間に関する件の一部改正	二七		五五〇
一五—三	職員団体の業務にもっぱら従事するための職員の休暇に関する件の一部改正	一八		三三三
一六—〇	職員の災害補償に関する件の一部改正	二七		五五〇
	●**国家公安委員会**			
九	国家地方警察北海道方面設置規程の一部改正	一三		二三九
	●**地方財政委員会**			
二〇	市町村に対し概算交付すべき昭和二六年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則	一〇		一五二
二一	地方税法施行規則の一部改正	二九		六四〇
	●**外国為替管理委員会**			
一二	外国為替銀行等の報告に関する規則の一部改正	一〇		一五二
一五	〃	二九		六四一
一三	外国為替等集中規則の一部改正	一五		二九九
一四	標準決済方法に関する規則の一部改正	二九		六四〇
一五	（一二参照）			
	●**電波監理委員会**			
九	電波法施行規則の一部改正	一一		一八六
一〇	無線従事者国家試験及び免許規則の一部改正	一一		一八六
一一	無線局運用規則の一部改正	一一		一八七
	●**文化財保護委員会**			
一一	文化財保護委員会事務局組織規程の一部改正	二四		四八三
一二	国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則	二四		四八三
	告示			
	●**総理府**			
三八八	連合国財産の返還等に関する政令により財産を引き渡す命令	一		六
三九八	〃	一九		三六二
三八九	連合国財産管理人解任	一		六
三九〇	連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に通知した事項	七		一一九
三九六	〃	一五		二九九
三九一	国土総合開発法に基く特定地域指定	一〇		一五二
三九二	村の境界変更（山形県）	一三		二三九
四二六	〃（広島県）	二五		四九九
四三五	〃（静岡県）	二六		五二四
四三六	〃（同）	二六		五二五
四四八	〃（宮城県）	二八		五八七
三九三 三九四	町村の境界変更（栃木県）	一三		二三〇
四三四	〃（静岡県）	二六		五二三
四三七	〃（同）	二六		五二四
四五〇 四五一 四五三	〃（東京都）	二八		五八七
四五五	〃（広島県）	二八		五八八
四五七	〃（福井県）	二九		六四一
三九五	連合国財産の返還等に関する政令により財産を譲渡又は引き渡す命令	一五		二九九
三九六	（三九〇参照）			
三九七	連合国財産の返還等に関する政令により財産を譲渡する命令	一九		三六二
四〇〇—四〇八	〃	一九		三六三
四〇九—四一八	〃	一九		三六四
四一九—四二四	〃	一九		三六五
四四三	〃	二七		五五〇
三九八	（三八八参照）			
三九九	連合国財産の指定	一九		三六二
四〇〇—四二四	（三九七参照）			
四二五	町を市とする処分（岡山県玉島市）	二五		四九九
四二六	（三九二参照）			
四二七	村を町とする処分（徳島県久勝町等）	二五		四九九
四二八	〃（高知県大内町）	二五		四九九
四二九	〃（長崎県時津町）	二五		四九九
四三〇	〃（同県福島町）	二五		四九九
四三一	〃（同県吉井町）	二五		四九九
四三二	〃（青森県蔵館町）	二六		五二三
四三三	〃（福井県織田町）	二六		五二三
四三八	〃（静岡県浜名町）	二六		五二四
四四〇	〃（大阪府熊取町）	二六		五二四
四四一	〃（岡山県伊里町）	二六		五二四
四四二	〃（広島県天応町）	二六		五二四
四四五	〃（北海道手稲町）	二八		五八七
四四六	〃（同訓子府町）	二八		五八七
四四七	〃（同浜頓別町）	二八		五八七
四四九	〃（東京都谷保町）	二八		五八七
四三四	（三九四参照）			
四三五	（三九二参照）			
四三六	（三九二参照）			

目録

昭26.12.

		日	号外	頁
四三七	（三九四参照）			
四三八	（四三三参照）			
四三九	市村の廃置分合（三重県）	二六		五二四
四四〇―四四二	（四三三参照）			
四四三	（三九七参照）			
四四四	ドイツ人財産の指定	二七		五五〇
四四五―四四七	（四三三参照）			
四四八	（三九二参照）			
四四九	（四三三参照）			
四五〇 四五一	（三九四参照）			
四五二	市の設置（東京都青梅市）	二八		五八七
四五三	（三九四参照）			
四五四	市の境界変更（愛知県）	二八		五八八
四五五	（三九四参照）			
四五六	読者の選択に基く新聞用紙の割当の調整のための措置に関する件に基く告示廃止	二八		五八八
四五七	（三九四参照）			
	●統計委員会			
一四	昭和二五年統計委員会告示第二八号の一部改正	一一		一八七
	●地方財政委員会			
三二	自転車競走を行うことのできる市指定（多治見市等）	一二		二〇六
三五	〃（富田林市）	二九		六四三
二六	〃（寝屋川市）	二九		六四三
三三	地方競馬を行うことのできる市（町、村）指定（三鷹市）	二〇		三九六
三八	〃（守口市等）	二九		六四三
三九	〃（岐阜県穂積町、牛牧村）	二九		六四三
四〇	〃（鳴門市）	二九		六四三
三四	昭和二五年地方財政委員会告示第二九号の一部改正	二九		六四三
三五 三六	（三二参照）			
三七	地方税法により地方財政委員会が指定する大規模発電施設	二九		六四二
三八―四〇	（三三参照）			
	●外国為替管理委員会			
五	昭和二五年外国為替管理委員会告示第一号中連合王国通貨の買相場改正	一九		三六五
六	同第三号中連合王国通貨の直物売買相場改正	二〇		三九六
七	外貨交換済証明書の発行及び使用手続を定める件	二九		六四三
	●電波監理委員会			
二二〇四	無線局の通信の相手方変更（うしほ丸）	五		六六
二二六二	〃（株式会社毎日新聞社所属）	一一		一八八
二三八六	〃（青森県野辺地地区警察署）	二一		四二〇
二二〇五	無線局免許（日本放送協会所属）	五		六六
二二〇七	〃（大玄丸）	五		六七
二二〇八	〃（陽春丸）	五		六七
二二〇九	〃（大理丸）	五		六七
二二一〇	〃（第七盛幸丸）	五		六七
二二一一	〃（第二十八大東丸）	五		六八
二二一二	〃（第一笑福丸）	五		六八
二二一三	〃（第十漁福丸）	五		六八
二二一五	〃（第八大浜丸）	五		六八
二二一六	〃（第二巴丸）	五		六九
二二一八	〃（第八号幸丸）	五		六九
二二一九	〃（たかしま丸）	五		六九
二二二〇	〃（第二彌満登丸）	五		七〇
二二二一	〃（龍王丸）	五		七〇
二二二四	〃（第十三住吉丸）	五		七一
二二二五	〃（第二徳壽丸）	五		七一
二二二六	〃（陽光丸）	五		七一
二二二七	〃（東和丸）	五		七二
二二二八	〃（東洲丸）	五		七二
二二三一	〃（幸丸）	五		七二
二二三二	〃（住吉丸）	五		七三
二二三三	〃（第六新南丸）	五		七三
二二三四	〃（第六大丸）	五		七四
二二三五	〃（第三良栄丸）	五		七四
二二四一	〃（第百八振興丸）	一〇		一五五
二二四四	〃（宝洋丸）	一〇		一五五
二二四七	〃（第十南海丸）	一〇		一五六
二二四九	〃（蛭子丸）	一〇		一五七
二二五〇	〃（第二盛進丸）	一〇		一五七
二二五四	〃（幸平丸）	一〇		一五八
二二五五	〃（第三明栄丸）	一〇		一五八
二二五六	〃（北海道所属）	一一		一八七
二二六四	〃（第三十三吉粧丸）	一一		一八九
二二六五	〃（第三十一吉粧丸）	一一		一八九
二二六六	〃（第十福壽丸）	一一		一八九
二二六七	〃（員山丸）	一一		一八九
二三〇六	〃（大土佐丸）	一四		二六八
二三〇七	〃（第三万壽丸）	一四		二六九
二三〇八	〃（第二美登丸）	一四		二六九
二三一一	〃（第七壽々丸）	一四		二七〇
二三一二	〃（第三南輝丸）	一四		二七〇
二三一三	〃（第七大吉丸）	一九		三六五
二三一六	〃（第六壽丸）	一九		三六六
二三一七	〃（三保丸）	一九		三六六
二三一九	〃（松漁丸）	一九		三六七
二三二〇	〃（第七福丸）	一九		三六七
二三二一	〃（第二長久丸）	一九		三六七
二三二二	〃（第五良栄丸）	一九		三六八
二三二三	〃（豊丸）	一九		三六八
二三二四	〃（第十一高取丸）	一九		三六八
二三二五	〃（第七高取丸）	一九		三六八
二三二六	〃（第三　八丸）	一九		三六九
二三二七	〃（姫丸）	一九		三六九
二三二八	〃（第一高取丸）	一九		三六九
二三二九	〃（第七正丸）	一九		三六九
二三三〇	〃（第二明和丸）	一九		三七〇
二三三一	〃（芳丸）	一九		三七〇
二三三二	〃（第二盛幸丸）	一九		三七〇
二三三三	〃（清水無線漁業協同組合所属）	一九		三七〇
二三三四	〃（同）	一九		三七一
二三三五 二三三六	〃（株式会社毎日新聞社所属）	一九		三七一
二三三七 二三三八	〃（犯罪捜査機研究所所属）	一九		三七一
二三四二	〃（第七大鵬丸）	一九		三七二
二三四三	〃（第十一芳丸）	一九		三七二
二三四四	〃（第七千代丸）	一九		三七三
二三四五	〃（第七号幸丸）	一九		三七三
二三四六	〃（第五芳丸）	一九		三七三
二三四七	〃（第三虎一丸）	一九		三七三
二三四八	〃（第十五宮佐丸）	一九		三七四
二三四九	〃（第二大鵬丸）	一九		三七四
二三五一	〃（豊島丸）	一九		三七四
二三五二	〃（第一彌英丸）	一九		三七五
二三五三	〃（振興丸）	一九		三七五
二三五五	〃（鶴岡丸）	一九		三七五
二三七三	〃（第三久保丸）	二〇		三九八
二三七八	〃（第六扶桑丸）	二〇		三九九
二三八七	〃（第三高木丸）	二一		四二〇
二三八八	〃（第一福栄丸）	二一		四二〇
二三八九	〃（第六興南丸）	二一		四二〇
二三九〇	〃（魁丸）	二一		四二一
二三九一	〃（第七北州丸）	二一		四二一
二三九二	〃（第二新成田丸）	二一		四二二
二三九三	〃（第二白宝丸）	二一		四二二
二三九四	〃（第八源海丸）	二一		四二三
二三九五	〃（協和丸）	二一		四二三
二四一八 二四一九	〃（日本放送協会所属）	二一		四二七
二四二二	〃（第五新造丸）	二一		四二七
二四二三	〃（第三玉力丸）	二一		四二八
二四二四	〃（第二十二伊勢丸）	二一		四二八
二四二五	〃（第五金比羅丸）	二一		四二八
二四二六	〃（第二宗吾丸）	二一		四二八
二四二七	〃（第十二長栄丸）	二一		四二九
二四二八	〃（第八万勢丸）	二一		四二九
二四二九	〃（第七　八崎丸）	二一		四二九
二四三〇	〃（第二十成田丸）	二一		四二九
二四三四	〃（第三十五金比羅丸）	二五		五〇〇
二四三六	〃（第一嶺東丸）	二五		五〇一
二四三七	〃（第七十六万生丸）	二五		五〇一
二四三八	〃（第八多賀丸）	二五		五〇二
二四三九	〃（第八南海丸）	二五		五〇二
二四四〇	〃（勝栄丸）	二五		五〇二
二四四一	〃（第五協栄丸）	二五		五〇二
二四四二	〃（女島丸）	二五		五〇二
二四四三	〃（第一祝丸）	二五		五〇二
二四四四	〃（金比羅丸）	二五		五〇三
二四四五	〃（幸洋丸）	二五		五〇三
二四四九	〃（明星電気株式会社所属）	二九		六四四
二四五〇	〃（下松漁業無線協会所属）	二九		六四四
二四五一	〃（第三初丸）	二九		六四五
二四五二	〃（第三不動丸）	二九		六四五
二四五三	〃（第一稲荷丸）	二九		六四五
二四五四	〃（第二十一住吉丸）	二九		六四五
二四五五	〃（第二芳丸）	二九		六四五
二四五七	〃（木津川丸）	二九		六四六
二四五八	〃（伊達丸）	二九		六四六
二四六〇	〃（第十近油丸）	二九		六四七
二四六一	〃（第四共同丸）	二九		六四七
二四六二	〃（三月山丸）	二九		六四七
二四七四	〃（第一盛漁丸）	二九		六四九
二四七五	〃（第五賀津丸）	二九		六四九
二四七七	〃（赤城山丸）	二九		六五〇

		日	号外	頁
二四七九 二四八〇	〃（九州電力株式会社所属）	二九		六五一
二四八一 二四八二	〃（日本放送協会所属）	二九		六五一
二四八三	〃（岸和田市公安委員会所属）	二九		六五一
二四八四	〃（同）	二九		六五二
二四七三	〃（第三　五水丸）	二九		六四九
二二〇六	無線局の免許人等変更（第二厚生丸）	五		六六
二二〇七―二二一三	（二二〇五参照）			
二二一四	無線局承認（はつはる）	五		六六
二二四六	〃（海王丸）	一〇		一五六
二二五七	〃（日本国有鉄道所属）	一一		一八七
二二五八―二二六〇	〃（同）	一一		一八八
二二六八	〃（こしき）	一一		一九〇
二二六九	〃（国家公安委員会所属）	一一		一九〇
二二七〇	〃（同）	一二		二〇六
二二七一―二二七六	〃（同）	一二		二〇七
二二七七―二二八一	〃（同）	一二		二〇八
二二八二―二二八六	〃（同）	一二		二〇九
二二八七―二二八九	〃（同）	一二		二一三
二二九〇―二二九四	〃（同）	一二		二一四
二二九五―二二九九	〃（同）	一二		二一五
二三〇〇	〃（同）	一二		二一六
二三〇四 二三〇五	〃（工業技術庁所属）	一四		二六八
二三〇九	〃（おくしり）	一四		二六九
二三一〇	〃（くさかき）	一四		二六九
二三一八	〃（ひらど）	一九		三六七
二三四〇 二三四一	〃（国家公安委員会所属）	一九		三七二
二三七六	〃（もがみ）	二〇		三九八
二三七七	〃（いそぎく）	二〇		三九九
二三七九	〃（建設省所属）	二一		四一八
二三八〇	〃（国家公安委員会所属）	二一		四一八
二三八一―二三八五	〃（同）	二一		四一九
二四〇三―二四〇五	〃（海上保安庁所属）	二一		四二四
二四〇七 二四〇八	〃（同）	二一		四二五
二四一〇 二四一一	〃（同）	二一		四二六
二四三一 二四三二	〃（同）	二五		五〇〇
二四三三	〃（のと）	二五		五〇〇
二四三五	〃（田村丸）	二五		五〇一
二四四六―二四四八	〃（海上保安庁所属）	二九		六四四
二四五六	〃（やまぎく）	二九		六四六
二四五九	〃（のぎく）	二九		六四六
二四六八 二四六九	〃（海上保安庁所属）	二九		六四八
二四七六	〃（宗谷）	二九		六五〇
二四八五 二四八六	〃（国家公安委員会所属）	二九		六五二
二二一五 二二一六	（二二〇五参照）			
二二一七	無線局の免許人変更（大宮丸）	五		六九
二三五〇	〃（第一照国丸）	一九		三七四
二三六四	〃（第十八大洋丸）	二〇		三九六
二三七四	〃（第二大洋丸）	二〇		三九八
二三七五	〃（第五十一大洋丸）	二〇		三九八
二二一八―二二二一	（二二〇五参照）			
二二二二	無線局の周波数変更（愛宕丸）	五		七〇
二二二九	〃（第一昭生丸）	五		七二
二二三〇	〃（第六大清丸）	五		七二
二二四五	〃（第五勢旺丸）	一〇		一五六
二二四八	〃（かわせみ）	一〇		一五六
二二五二	〃（第二復興丸）	一〇		一五七
二三一四	〃（第四海洋丸）	一九		三六五
二三一五	〃（第七関丸）	一九		三六六
二三五八	〃（第三文丸）	一九		三七六
二三五九	〃（第三千大丸）	一九		三七六
二三六〇	〃（第八関丸）	一九		三七七
二三六七	〃（第一福田丸）	二〇		三九六
二三六八	〃（第七長栄丸）	二〇		三九七
二三六九	〃（舞鶴丸）	二〇		三九七
二三七〇	〃（福壽丸）	二〇		三九七
二三七一	〃（第一御岳丸）	二〇		三九七
二三七二	〃（第二成庄丸）	二〇		三九七
二四二〇	〃（第二文丸）	二一		四二七
二四六七	〃（山仙丸）	二九		六四八
二四七二	〃（第三福田丸）	二九		六四九
二四七八	〃（勝壽丸）	二九		六五〇
二四八九	〃（第二御岳丸）	二九		六五三
二四九〇	〃（錦昭丸）	二九		六五三
二四九二	〃（三永丸）	二九		六五三
二四九三	〃（米山丸）	二九		六五四
二二二三	無線局の周波数等変更（さんちゑご丸）	五		七〇
二二四二	〃（第八広漁丸）	一〇		一五五
二二五三	〃（空知丸）	一〇		一五八
二三五六	〃（宗像丸）	一九		三七五
二三五七	〃（第八喜代丸）	一九		三七六
二三六一	〃（白山丸）	一九		三七七
二三六二	〃（彌彦丸）	一九		三七七
二三六三	〃（生田丸）	一九		三七八
二二二四―二二二八	（二二〇五参照）			
二二二九―二二三〇	（二二二二参照）			
二二三一―二二三五	（二二〇五参照）			
二二三六	無線局の呼出符号変更（海士町漁業協同組合所属輪島固定局）	一〇		一五四
二二三七	無線局の空中線の型式等変更（新潟県警察本部）	一〇		一五四
二四〇六	〃（東京都所属大島漁業指導用海岸局）	二一		四二四
二四六六	〃（栃木県栃木地区警察署構内）	二九		六四八
二二三八	無線局の電波の型式等変更（宮崎県所属油津海岸局）	一〇		一五四
二二三九	〃（宮崎県漁業無線協会所属油津海岸局）	一〇		一五五
二二五一	〃（二六年電波監理委員会告示第二九〇号の無線局）	一〇		一五七
二三〇一	〃（広島県安芸地区警察署構内）	一二		二一六
二三九六	〃（千葉県所属館山漁業指導用海岸局）	二一		四二三
二三九九	〃（千葉県無線漁業協同組合所属館山漁業用海岸局）	二一		四二三
二四一二	〃（海士町漁業協同組合所属輪島海岸局）	二一		四二六
二四七〇	〃（千葉県所属勝浦海岸局）	二九		六四九
二四七一	〃（千葉県無線漁業協同組合所属勝浦海岸局）	二九		六四九
二二四〇	無線局の船名等変更（第七十一報国丸）	一〇		一五五
二二四一	（二二〇五参照）			
二二四二	（二二二三参照）			
二二四三	無線局の呼出符号等変更（第七広漁丸）	一〇		一五五
二二四四	（二二〇五参照）			
二二四五	（二二二二参照）			
二二四六	（二二一四参照）			
二二四七	（二二〇五参照）			
二二四八	（二二二二参照）			
二二四九―二二五〇	（二二〇五参照）			
二二五一	（二二三九参照）			
二二五二	（二二二二参照）			
二二五三	（二二二三参照）			
二二五四―二二五六	（二二〇五参照）			
二二五七―二二六〇	（二二一四参照）			
二二六一	無線局の通信の相手方等変更（株式会社神戸新聞社所属）	一一		一八八
二二六三	〃（株式会社毎日新聞社所属）	一一		一八九
二四〇〇	〃（海上保安庁所属徳山海岸局）	二一		四二三
二二六二	（二二〇四参照）			
二二六三	（二二六一参照）			
二二六四―二二六七	（二二〇五参照）			
二二六八―二三〇〇	（二二一四参照）			
二三〇一	（二二三九参照）			
二三〇二 二三〇三	検定に合格した無線機器	一四		二六八
二四一四 二四一五 二四一七	〃	二一		四二六
二三〇四 二三〇五	（二二一四参照）			
二三〇六―二三〇八	（二二〇五参照）			
二三〇九 二三一〇	（二二一四参照）			
二三一一―二三一三	（二二〇五参照）			

目録

昭26.12.

		日	号外	頁
二三一四 二三一五	（二三二二参照）			
二三一六 二三一七	（二三一〇五参照）			
二三一八	（二三一四参照）			
二三一九—二三三八	（二三一〇五参照）			
二三三九	無線設備変更（鹿児島県肝属地区警察署を常置場所とする無線局）	一九		三七二
二四〇九	〃（長崎県下五島地区警察署無線局）	二一		四二五
二三四〇 二三四一	（二三一四参照）			
二三四二—二三四九	（二三一〇五参照）			
二三五〇	（二三一七参照）			
二三五一—二三五三	（二三一〇五参照）			
二三五四	一二月期無線従事者国家試験の施行に関する件の一部改正	一九		三七五
二三五五	（二三一〇五参照）			
二三五六 二三五七	（二三二三参照）			
二三五八—二三六〇	（二三二二参照）			
二三六一—二三六三	（二三二三参照）			
二三六四	（二三五〇参照）			
二三六五	無線局の空中線電力変更（栄丸）	二〇		三九六
二三六六	〃（第一新興丸）	二〇		三九六
二四八八	〃（海上保安庁所属厳原固定局）	二九		六五三
二三六七—二三七二	（二三二二参照）			
二三七三	（二三一〇五参照）			
二三七四 二三七五	（二三一七参照）			
二三七六 二三七七	（二三一四参照）			
二三七八	（二三一〇五参照）			
二三七九—二三八五	（二三一四参照）			
二三八六	（二三一〇四参照）			
二三八七—二三九五	（二三一〇五参照）			
二三九六	（二三三九参照）			
二三九七	無線局運用規則による入港中の船舶の船舶局の運用の一部改正	二一		四二三
二三九八	無線局運用規則による海岸局の通信圏改正	二一		四二三
二三九九	（二三三九参照）			
二四〇〇	（二三六一参照）			
二四〇一	漁業通信に使用する電波の型式及び周波数の使用区別指定	二一		四二三
二四〇二	漁業局の通信時間割の一部改正	二一		四二三
二四〇三—二四〇五	（二三一四参照）			
二四〇六	（二三三七参照）			
二四〇七 二四〇八	（二三一四参照）			
二四〇九	（二三三九参照）			
二四一〇 二四一一	（二三一四参照）			
二四一二	（二三三九参照）			
二四一三	検定に合格した無線機器の型式の変更承認	二一		四二六
二四一六	〃	二一		四二六
二四六三 二四六四	〃	二九		六四七
二四六五	〃	二九		六四八
二四一四 二四一五	（二三〇三参照）			
二四一六	（二四一三参照）			
二四一七	（二三〇三参照）			
二四一八 二四一九	（二三一〇五参照）			
二四二〇	（二三二二参照）			
二四二一	無線局の主たる停泊港変更（北壽丸）	二一		四二七
二四二二—二四三〇	（二三一〇五参照）			
二四三一—二四三三	（二三一四参照）			
二四三四	（二三一〇五参照）			
二四三五	（二三一四参照）			
二四三六—二四四五	（二三一〇五参照）			
二四四六—二四四八	（二三一四参照）			
二四四九—二四五五	（二三一〇五参照）			
二四五六	（二三一四参照）			
二四五七 二四五八	（二三一〇五参照）			
二四五九	（二三一四参照）			
二四六〇—二四六二	（二三一〇五参照）			
二四六三—二四六五	（二四一三参照）			
二四六六	（二三三七参照）			
二四六七	（二三二二参照）			
二四六八 二四六九	（二三一四参照）			
二四七〇 二四七一	（二三三八参照）			
二四七二	（二三二二参照）			
二四七三	（二三一〇六参照）			
二四七四 二四七五	（二三一〇五参照）			
二四七六	（二三一四参照）			
二四七七	（二三一〇五参照）			
二四七八	（二三二二参照）			
二四七九—二四八四	（二三一〇五参照）			
二四八五 二四八六	（二三一四参照）			
二四八七	無線局の通信事項等変更（海上保安庁所属厳原海岸局）	二九		六五二
二四八八	（二三六六参照）			
二四八九 二四九〇	（二三二二参照）			
二四九一	無線局の船名変更（第一塚口丸）	二九		六五三
二四九二 二四九三	（二三二二参照）			
二四九四	無線従事者国家試験及び免許規則による二月期（定期）試験施行	二九		六五四
二五〇〇	同右規則による臨時国家試験施行	二九		六五六
二四九五	電波法施行規則により、受ける電波の型式及び周波数の規定の適用を受けない船舶局指定	二九		六五五
二四九六	右同規則により、備えつけなければならない予備品の規定の適用を受けない船舶局指定	二九		六五五
二四九七	無線局運用規則による無線方向探知局に関する件の一部改正	二九		六五五
二四九八	同右規則による無線標識局及び無線標識業務を取り扱う海岸局に関する件の一部改正	二九		六五五
二四九九	放送局の開設の根本的基準の規定による地点及びその地点から最少限度離れなければならない距離指定	二九		六五五
二五〇〇	（二四九四参照）			
	●公益事業委員会			
九	電気の使用を制限する件	一五		二九九
一〇	電気の使用制限の開始等について	一五		三〇一
一一	〃	二二		四五一
一二	〃	二九		六五七
	●土地調整委員会			
三	鉱区禁止地域の指定（三重県）	一一		一九〇
四	鉱区禁止地域の指定請求（山口県）	二八		五八八
	●宮内庁			
一四	昭和二七年元日の祝賀は大喪中につき受けさせられない件	二〇		三九九
	●法務府			
四六四	各刑務所の拘禁種類を定める等の告示の一部改正	三		二九
四六五	日本国籍離脱者	五		七四
四六七—四七〇	〃	六		九二
四七一—四七三	〃	七		一一九
四七五 四七六	〃	一四		二七〇
四七七—四七九	〃	一四		二七一
四八〇	〃	一五		三〇一
四八四 四八五	〃	一九		三七八

		日	号外	頁
四九一 四九二	〃	二六		五二四
四九三 四九四	〃	二八		五八九
四九九	〃	二九		六五七
四六六	千葉地方法務局勝浦出張所における登記事務を十二月末日まで停止する件	六		九二
四六七—四七三	（四六五参照）			
四七四	東京法務局に備えてある土地登記簿の一部転写命令	一三		二三六
四七五—四八〇	（四六五参照）			
四八一	供託事務を取り扱う法務局及び地方法務局出張所の指定等	一五		三〇一
四八二	日本国に帰化の件許可	一七		三三四
五〇〇	〃	二九		六五七
四八三	鹿児島県垂水町役場で保存していた除籍簿が滅失したから再製のため手続を要する者	一七		三三四
四八八	千葉県勝浦町役場で保存していた除籍簿等が滅失したから同右	二四		四八三
四八四 四八五	（四六五参照）			
四八六	受刑者の死体を解剖のため送付すべき学校を指定する告示の一部改正	二〇		三九九
四八七	千葉地方法務局勝浦出張所に備えてあつた各種の登記に関する帳簿等の滅失についての手続方	二四		四八三
四八八	（四八三参照）			
四八九	団体等規正令に基く団体指定（西任組等）	二六		五二四
四九〇	公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令による覚書該当者に準じ公職より除去されるもの指定（西任光次等）	二六		五二四
四九一—四九四	（四六五参照）			
四九五	少年院種別表に関する告示の一部改正	二八		五八九
四九六	男子の医療少年院を特に区分して男女の別に従つて少年を収容することに関する告示の一部改正	二八		五八九
四九七	少年刑務所等の特に区別した場所を男子の特別少年院に充てることに関する告示の一部改正	二八		五八九
四九八	千葉地方法務局勝浦出張所において登記簿の改製を完了すべき期日指定	二九		六五七
四九九	（四六五参照）			
五〇〇	（四八二参照）			
	●外務省			
一〇	旅券法に基き、渡航費用の支払能力を立証する書類の種類を定める件	一		六
一一	旅券法に基き、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とする書類の種類を定める件	一		七
一二	国際連合から連合国最高司令部あての書簡	七		一一九
	●外務省、農林省			
四	国際捕鯨取締条約の修正規定の効力が発生した旨の書簡	一九		三七八
	●大蔵省			
一八一一—一八一三	定期預金の細目等	一		七
一八一五 一八一六	〃	一		八
一八一八	〃	三		二九
一八二五	〃	三		三一
一八二八 一八二九	〃	四		四一
一八三三	〃	四		四三
一八四〇 一八四二	〃	五		七五
一八四三 一八四四	〃	五		七六
一八五五—一八五九	〃	六		九四
一八六〇 一八六一	〃	六		九五
一八七二 一八七四	〃	七		一二二
一八八二—一八八四	〃	八		一三七
一八八五 一八八六	〃	八		一三八
一八九〇 一八九一 一八九三	〃	一〇		一五九
一八九四—一八九六	〃	一〇		一六〇
一九〇一—一九〇四	〃	一一		一九二
一九〇五—一九〇七	〃	一一		一九三
一九一二 一九一三	〃	一二		二一〇
一九二七	〃	一二		二一七
一九三〇 一九三一	〃	一四		二七一
一九三二—一九三五	〃	一四		二七二
一九三七	〃	一五		三〇一
一九三八—一九四二	〃	一五		三〇二
一九四三—一九四五	〃	一五		三〇三
一九五六 一九五七	〃	一七		三三六
一九六三	〃	一八		三五四
一九八五	〃	二〇		四〇〇
一九八九 一九九〇	〃	二〇		四〇一
一九九四—一九九六	〃	二一		四三〇
一九九七—二〇〇一	〃	二一		四三一
二〇〇四—二〇〇六	〃	二二		四五一
二〇〇七 二〇〇八 二〇一〇	〃	二二		四五二
二〇一一 二〇一二	〃	二二		四五三
二〇一七	〃	二四		四八四
二〇一八—二〇二三	〃	二四		四八五
二〇三六 二〇三七	〃	二六		五二五
二〇四三—二〇四六	〃	二七		五五一
一八一四	定期貯金の細目等	一		七
一八二〇—一八二三	〃	三		三〇
一八二四	〃	三		三一
一八三〇—一八三二	〃	四		四一
一八三四	〃	四		四二
一八三八 一八三九	〃	五		七五
一八四五	〃	五		七六
一八五四	〃	六		九三
一八六八 一八六九 一八七一	〃	七		一三〇
一八七三 一八七五	〃	七		一三一
一八七九—一八八一	〃	八		一三七
一九一五	〃	一二		二一〇
一九一六—一九一九	〃	一二		二一一
一九二三	〃	一三		二三六
一九二四—一九二六	〃	一三		二三六
一九三六	〃	一四		二七二
一九四八	〃	一七		三三四
一九四九—一九五三	〃	一七		三三五
一九五四 一九五五	〃	一七		三三六
一九五九—一九六一	〃	一八		三五三
一九六二	〃	一八		三五四
一九六四—一九六六	〃	一八		三五四
一九六七	〃	一八		三五五
一九七一—一九七四	〃	一九		三八〇
一九七五—一九七七	〃	一九		三八一
一九八二—一九八四	〃	二〇		四〇〇
一九八六	〃	二〇		四〇〇
二〇二九 二〇三〇	〃	二五		五〇四
二〇三一—二〇三三	〃	二五		五〇五
二〇三八—二〇四〇	〃	二六		五二五
二〇四一	〃	二六		五二六

目録

昭26.12.

		日	号外	頁
一八一五 一八一六	（一八一三参照）			
一八一七	旧敵産管理法施行令により営業に関する管理人解任	三		二九
一八一八	（一八一三参照）			
一八一九	定期積金の細目	三		一三〇
一八四一	〃	五		一七五
一八七〇	〃	七		二一〇
一八九二	〃	一〇		一五九
一八九七	〃	一〇		一六〇
一九〇八	〃	一二		一九三
一九一四	〃	一三		二一〇
一九七〇	〃	一九		三八〇
二〇〇九	〃	二一		四五二
二〇二七 二〇二八	〃	二五		五〇四
一八二〇—一八二四	（一八一四参照）			
一八二五	（一八一三参照）			
一八二六	外国為替及び外国貿易管理法により両替業務を営む営業所の廃止の届出受理（財団法人日本交通公社）	四		四一
一八二七	連合国財産の指定	四		四一
一八二八 一八二九	（一八一三参照）			
一八三〇—一八三二	（一八一四参照）			
一八三三	（一八一三参照）			
一八三四	（一八一四参照）			
一八三五	酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正	五		七四
一九八一	〃	二〇		四〇〇
一八三六	連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に通知した事項	五		七四
一八三七	〃	五		七四
一九〇〇	〃	一一		一九二
二〇一六	〃	二四		四八四
一八三八 一八三九	（一八一四参照）			
一八四〇	（一八一三参照）			
一八四一	（一八一九参照）			
一八四二—一八四四	（一八一三参照）			
一八四五	（一八一四参照）			
一八四六	連合国財産である株式の回復に関する政令により特定株式の株券の提出期限指定	五		六七
一九七九	〃	二〇		三九九
一八四七	ドイツ財産管理令による無効株券	六		九三
一八四八	連合国財産の返還等に関する政令により財産を引き渡す命令	六		九三
一八四九—一八五三	〃	六		九三
一八六二—一八六五	〃	七		一一九
一八六六 一八六七	〃	七		一三〇
一八七八	〃	八		一三六
一九一一	〃	一三		二三〇
一九九二	〃	二二		四三〇
二〇〇三	〃	二三		四五一
一八五四	（一八一四参照）			
一八五五—一八六一	（一八一三参照）			
一八六二—一八六七	（一八五三参照）			
一八六八 一八六九	（一八一四参照）			
一八七〇	（一八一九参照）			
一八七一	（一八一四参照）			
一八七二	（一八一三参照）			
一八七三	（一八一四参照）			
一八七四	（一八一三参照）			
一八七五	（一八一四参照）			
一八七六	外国為替管理令第一一条第一項の大蔵大臣の許可を受けないで外国へ向けた支払をすることができる場合を指定する告示の一部改正	八		二三六
一八七七	連合国財産管理人解任	八		二三六
一八八八 一八八九	〃	一〇		一五九
一九一〇	〃	一三		二一〇
一九二〇 一九二一	〃	一三		二三六
一九八〇	〃	二〇		四〇〇
二〇一三—二〇一五	〃	二四		四八四
一八七八	（一八五三参照）			
一八七九—一八八一	（一八一四参照）			
一八八二—一八八六	（一八一三参照）			
一八八七	外国為替及び外国貿易管理法により両替業務を営むことの認可（徳山通運株式会社等）	一〇		一五九
二〇二六	〃（株式会社オリエンタルホテル）	二五		五〇四
一八八八 一八八九	（一八七七参照）			
一八九〇 一八九一	（一八一三参照）			
一八九二	（一八一九参照）			
一八九三—一八九六	（一八一三参照）			
一八九七	（一八一九参照）			
一八九八	寄附金募集に関する届出承認（学校法人工学院大学）	一一		一九一
一九二二	〃（学校法人西南学院）	一三		二三六
二〇四七	〃（学校法人日本女子大学）	二八		五八九
一八九九	連合国財産の返還等に関する政令により財産を譲渡し、引き渡す命令	一一		一九二
一九六八 一九六九	〃	一九		三七九
一九九一	〃	二三		四三〇
一九〇〇	（一八三七参照）			
一九〇一—一九〇七	（一八一三参照）			
一九〇八	（一八一九参照）			
一九〇九	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基き、外地関係共済組合のうち指定（台湾総督府営林共済組合等）	一三		二一〇
一九一〇	（一八七七参照）			
一九一一	（一八五三参照）			
一九一二 一九一三	（一八一三参照）			
一九一四	（一八一九参照）			
一九一五—一九一九	（一八一四参照）			
一九二〇 一九二一	（一八七七参照）			
一九二二	（一八九八参照）			
一九二三—一九二六	（一八一四参照）			
一九二七	（一八一三参照）			
一九二八	法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示の一部改正	一四		二七一
二〇四八	〃	二八		五八九
一九二九	関税定率法施行令に基き、私立の各種学校、博物館等を指定する告示の一部改正	一四		二七一
一九三〇—一九三五	（一八一三参照）			
一九三六	（一八一四参照）			
一九三七—一九四五	（一八一三参照）			
一九四六 一九四七	ドイツ財産でなくなる財産指定	一七		三一四
二〇三五	〃	二六		五二四
一九四八—一九五五	（一八一四参照）			
一九五六 一九五七	（一八一三参照）			
一九五八	連合国財産の返還等に関する政令により財産を譲渡する命令	一八		三三三
一九五九—一九六二	（一八一四参照）			
一九六三	（一八一三参照）			
一九六四—一九六七	（一八一四参照）			
一九六八 一九六九	（一八九九参照）			
一九七〇	（一八一九参照）			
一九七一—一九七七	（一八一四参照）			
一九七八	昭和二六年一二月一六日以降における日本銀行券の発行限度	二〇		三九九

一九七九	（一八四六参照）			
一九八〇	（一八七七参照）			
一九八一	（一八三五参照）			
一九八二—一九八四	（一八一四参照）			
一九八五	（一八一三参照）			
一九八六	（一八一四参照）			
一九八七 一九八八	定期預金の細目等の告示の一部改正	二〇		四〇一
一九八九 一九九〇	（一八一三参照）			
一九九一	（一八九九参照）			
一九九二	（一八五三参照）			
一九九三	物品税法施行規則による物品の指定に関する告示の一部改正	二二		四三〇
一九九四—二〇〇一	（一八一三参照）			
二〇〇二	銀行業を営むことを免許し、貯蓄銀行業務の兼営認可（株式会社東京都民銀行）	二三		四五一
二〇〇三	（一八五三参照）			
二〇〇四—二〇〇八	（一八一三参照）			
二〇〇九	（一八一九参照）			
二〇一〇—二〇一二	（一八一三参照）			
二〇一三—二〇一五	（一八七七参照）			
二〇一六	（一八三七参照）			
二〇一七—二〇二三	（一八一三参照）			
二〇二四	外国為替管理令の規定により連合王国地域を指定する告示改正	二五		五〇三
二〇二五	外国為替業務を営む営業所の新設許可（株式会社東京銀行）	二五		五〇四
二〇三四	〃（株式会社横浜興信銀行）	二六		五二四
二〇二六	（一八八七参照）			
二〇二七 二〇二八	（一八一九参照）			
二〇二九—二〇三三	（一八一四参照）			
二〇三四	（二〇二五参照）			
二〇三五	（一九四七参照）			
二〇三六 二〇三七	（一八一三参照）			
二〇三八—二〇四一	（一八一四参照）			
二〇四二	閉鎖機関の債務の弁済等に関する件により債権指定	二六		五二六
二〇四三—二〇四六	（一八一三参照）			
二〇四七	（一八九八参照）			
二〇四八	（一九二八参照）			
二〇四九	外国為替銀行の承認のみをもつて外国へ向けた支払のできる場合を定める告示の一部改正	二八		五八九

●文部省

六五	あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師学校養成施設認定規則による学校認定	三		三一
六六	社会教育に関係のある職又は事業指定	一八		三三五
六七	大学の設置認可（島根農科大学）	二〇		四〇一
七一	〃（順天堂大学）	二〇		四〇二
七四	〃（甲南大学）	二二		四三三
六八	大学の学部増設認可（中央大学等）	二〇		四〇一
六九	短期大学の設置認可（兵庫県農業短期大学等）	二〇		四〇二
七〇	〃（浜松短期大学等）	二〇		四〇二
七二	〃（宝仙学園短期大学等）	二〇		四〇二
七五	〃（西京大学女子短期大学部等）	二二		四三三
七六	〃（千葉短期大学等）	二二		四三三
七八	〃（稲沢女子短期大学等）	二二		四三四
七一	（六七参照）			
七二	（七〇参照）			
七三	教科用図書検定規則により検定を与えた図書	二二		四三三
七四	（六七参照）			
七五 七六	（七〇参照）			
七七	大学院の設置認可（日本大学大学院等）	二二		四三三
七八	（七〇参照）			

●文化財保護委員会

五	史跡小見真観寺古墳を管理すべきもの指定	一		八

●厚生省

二七五	主たる事務所の所在地を変更した健康保険組合（日本油脂）	五		七六
二七六	従たる事務所を設置した健康保険組合（鐘紡）	五		七六
二九〇	〃（大和紡績）	二四		四八七
二七七	社会福祉事業法による講習会指定（埼玉県）	六		九五
二七八	〃（徳島県）	六		九五
二七九	〃（宮崎県）	六		九五
二八二	〃（茨城県）	一七		三三六
二八三	〃（広島県）	一七		三三六
二八四	〃（大阪府）	一七		三三七
二八五	〃（福岡県）	一七		三三七
二八〇	健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正	一一		一九四
二九八	〃	二九		六〇二
二八一	第六改正日本薬局方追補1を定める件	一五		三〇三
二八二—二八五	（二七九参照）			
二八六	理容師（美容師）養成施設指定	一七		三三七
二八七	健康保険組合の設立認可（病院協会）	二四		四八六
二八八	〃（東武通運）	二四		四八六
二八九	〃（大昭和製紙）	二四		四八六
二九二	〃（揖斐川電工）	二四		四八七
二九〇	（二七六参照）			
二九一	名称を変更した健康保険組合（伊予合同銀行）	二四		四八七
二九二	（二八九参照）			
二九三	結核予防法第三九条第一項に規定する診療報酬の例によることができないとき等の診療報酬	二五		五〇五
二九四	結核予防法第四条第三項に基く区域指定	二六		五二六
二九五	阿蘇国立公園計画の一部である集団施設地区等決定	二八		五九〇
二九六	十和田国立公園計画の一部である同右	二八		五九〇
二九七	結核予防法に基く指定医療機関指定	二九		六五七
二九八	（二八〇参照）			
二九九	検疫法第八条第四項による区域指定	二九	106	二
三〇〇	ツベルクリン（診断用ツベルクリン稀釈液）基準	二九	106	二
三〇一	ペニシリンストレプトマイシン及びペニシリンジヒドロストレプトマイシン基準	二九	106	一四
三〇二	BCGワクチン（乾燥）基準の一部改正	二九	106	一五

●厚生省、農林省、通商産業省

一〇	輸出品取締法に基く第三条輸出品の指定等に関する件の一部改正	一〇		一六一

●厚生省、農林省、通商産業省、運輸省

一	輸出品取締法に基く第四条輸出品の指定等に関する件の一部改正	一〇		一六七

●農林省

四三七	漁港修築事業用作業船整備費補助金交付規程の一部改正	一		八
四三八	松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律に基く駆除予防の命令の内容となる事項	四		四三
四三九	昭和二七年度第二水産講習所学生募集	五		七六
四四〇	猟区の廃止認可（東京都）	五		七六
四四一	猟区の承認料変更（栃木県）	六		九五
四四二	〃（埼玉県）	六		九五
四四三	肥料の仮登録	六		九五

目録

昭26.12.

日　号外　頁

四四四　農薬の登録　六　九六
四五七　〃　二一　四二五
四四五　砂糖需給調整規則による用途指定に関する件の一部改正　七　一一三
四六四　〃　二七　五五二
四四六　南緯四〇度以南において座頭鯨を捕獲することができる期間指定　一三　二二三
四四七　漁港の指定　一三　二二八
四四八　伐採調整資金調査補助金交付規程　一三　二四一
四四九　保安林指定(宮城県)　一四　二七三
四五〇　昭和二七年産の麦に適用する反当共済金額の基準額指定　一四　二七四
四五一　三枝土地改良区設立に関する調査報告書等の縦覧期間等　一五　三〇三
四五二　木炭の日本農林規格の特例の適用に関する件の一部改正　一五　三〇三
四五三　蚕糸試験場桑の接穂配付規程　一五　三〇三
四五四　農薬の再登録　一九　三八一
四五八　〃　二一　四五三
四五五　林業施設補助金交付規程の一部改正　二一　四二五
四五六　禁猟区解除(山梨県)　二一　四二五
四五七　(四四四参照)
四五八　(四五四参照)
四五九　生物学的製剤の検定手数料指定　二五　五〇五
四六〇　特殊肥料の指定の件の一部改正　二六　五三〇
四六一　普通肥料の公定規格の一部改正　二六　五三〇
四六二　食糧管理法の施行に関する件の一部改正　二六　五三一
四七一 四七二　〃　二八　五九一
四六三　昭和二七年第一回調教師及び騎手の免許試験実施　二七　五五一
四六四　(四四五参照)

四六五　積雪寒冷単作地帯農業振興施設補助金交付規程　二七　五五二
四六六　農林物資規格法に基き、一般材等についての登録格付機関となるための登録基準を定める件　二七　五五二
四六七　農林物資規格法施行規則に基く一般材等の格付方法　二七　五五二
四六八　林業種苗法に基くすぎ等の種苗の配付区域　二七　五五三
四六九　植物防疫官の服制　二七　五五五
四七〇　砂糖需給調整規則に基き、配給割当公文書等の様式を定める件の一部改正　二八　五九〇
四七一 四七二　(四六二参照)

●通商産業省

二八三　輸入公表の一部改正(第四六回)　一　八
二九三　〃(同)　一三　二四二
二九九　〃(第四五回)　二〇　四二六
三〇〇　〃(第四六回)　二一　四五四
三〇一　〃(第四五回)　二一　四五四
三〇二　〃(第四九回)　二一　四五四
三一三　〃(第四五回)　二八　六一四
三一五　〃(第五一回)　二九　六六三
三一六 三一七　〃(第四六回)　二九　六六三
三一八　〃(第五〇回)　二九　六六三
三一九　〃(第四五回)　二九　六六三
二八四　ニッケル等使用制限規則によりニッケル等を使用することができる物品指定　一　八
二八五　輸入公表(第五一回)　四　四三
二九四　〃(第五二回)　一三　二四二
二九五　〃(第五三回)　一五　三〇四
三〇三　〃(第五四回)　二四　四八七
二八六　高圧ガス取締法施行規則に基き、冷凍能力の算定基準等を定める件　六　九六
二八七　高圧ガス取締法にかかわる印紙をもつて納付することができる手数料を定める件　六　九七

二八八　電気計器の型式追加承認　七　一一三
二九〇　〃　七　一一三
二八九　電気計器の型式承認　七　一一三
二九〇　(二八八参照)
二九一　輸出品取締法第七條の五第一項により登録した被登録者の氏名または名称および第七條の二第一項による表示の業務にかかわる事務所または事業所の所在地　八　一三八
二九二　仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正　一〇　一七三
二九三　(二八三参照)
二九四 二九五　(二八五参照)
二九六　繊維製品流通統計調査規則第四條の繊維製品指定　一九　三八二
二九七　鉱工業品の品目指定の公表に関する件等の一部改正　二一　四三五
二九八　工業標準化法施行規則により指定商品の表示許可申請書および表示の様式等指定(二硫化炭素等)　二一　四三六
三〇四　〃(事務用家具等)　二四　四八七
二九九—三〇二　(二八三参照)
三〇三　(二八五参照)
三〇四　(二九八参照)
三〇五　金属鉱山等保安規則第五二條の建設物、工作物その他の施設につき変更の認可を要する事項等の一部改正　二六　五三一
三〇六　輸出品取締法に基く第三條輸出品の指定等に関する件の一部改正　二六　五三三
三〇七　右同法に基く第四條輸出品の同右　二六　五三三
三〇八　度量衡に関し地方長官に委任する事項の規定による指定の件の一部改正　二六　五三三

三〇九　昭和二七年の高圧ガス作業主任者国家試験の場所および期日等　二七　五五九
三一〇　工業統計調査規則により工業調査票甲等の様式指定　二八　六〇九
三一一　小型自動車競走場の登録規格に関する件の一部改正　二八　六一四
三一二　対外支払手段の取扱の制限の特例に関する場合指定　二八　六一四
三一三　(二八三参照)
三一四　指定輸入自動車等販売規則に基き、外国為替銀行の発行する書類指定　二九　六六二
三一五—三一九　(二八三参照)

●通商産業省、運輸省

三　高圧ガス取締法施行規則に基き、鉄道車両に固定する容器の容器検査および容器再検査における基準を定める件　六　九七
四　外国自動車譲受規則に基き、在日米軍調達機関指定　二七　五五九

●運輸省

三〇二　運輸審議会の決定(通運事業経営免許申請について)　三　三一
三〇四　〃(冷蔵倉庫の基準料金の設定について)　五　七七
三〇八　〃(自動車運送事業経営免許について)　七　一二三
三〇九　〃(大分港ほか二港の港湾区域の認可について)　一一　一九四
三一三　〃(通運事業経営免許及び譲渡譲受の認可申請について)　一三　二四四
三一五　〃(自動車運送事業経営免許について)　一四　二七四
三一六　〃(旭川電気軌道株式会社ほか一八社の旅客運賃改訂について)　一四　二七六

三二二　〃(自動車運送事業の譲渡譲受の認可について)　一九　三八二
三二六　〃(秋保電鉄ほか二三社の旅客運賃改訂について)　二一　四五五
三二八　〃(自動車運送事業経営免許について)　二五　五〇六
三三〇　〃(通運事業経営免許申請について)　二六　五三四
三三二　〃(赤穂鉄道株式会社有年、播州赤穂間鉄道運輸営業廃止ほか一件について)　二七　五五九
三三五　〃(弘前電気鉄道株式会社運輸営業開始に伴う旅客及び貨物、手、小荷物運賃並びに諸料金制定について)　二七　五六〇
三〇三　事務所を変更した保管事業を行う中小企業協同組合(東京製材協同組合)　三　三一
三〇四　(三〇二参照)
三〇五　名称を変更した倉庫営業者(西尾倉庫株式会社)　六　九七
三三四　〃(糸崎倉庫土地株式会社)　二七　五六〇
三〇六　営業所を変更した倉庫営業者(丸中清水倉庫株式会社)　六　九七
三三三　〃(脇田運輸倉庫株式会社)　二七　五六〇
三〇七　倉庫証券の発行許可(東洋海運倉庫株式会社)　六　九八
三二四　〃(井沢商店等)　一九　三八三
三〇八 三〇九　(三〇二参照)
三一〇　原動機付自転車用原動機の型式認定　一三　二二三
三一一　自動車用消火器の型式承認　一三　二二三
三一二　自動車用消火器の追加型式承認　一三　二二三
三一三　(三〇二参照)
三一四　船舶検査執行地の指定の件の一部改正　一三　二二四
三一七　〃　一五　三〇四

三一五 三一六　(三〇二参照)
三一七　(三一四参照)
三一八　日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律により指定した船舶中取消　一七　三二七
三一九　自動車登録番号標交付代行者指定　一八　三三五
三二〇　自動車の臨時運行の許可に関する町村追加指定　一八　三三六
三二一　同右に関する町村指定の件中取消　一八　三三六
三二二　(三〇二参照)
三二三　倉荷証券の発行許可(道東農産化学工業協同組合)　一九　三八三
三二四　(三〇七参照)
三二五　日本船舶国際通信書使用ノ件に基く国際通信書信号簿の改正点　二〇　四〇二
三二六　(三〇二参照)
三二七　道路運送車両法により自動車の型式について指定　二四　四八八
三二八　(三〇二参照)
三二九　水路業務法による共同漁業及び許可をした漁業の種類並びにそれらの漁場の区域等指定　二六　五三三
三三〇　(三〇二参照)
三三一　暴風標識信号所の晝間暴風標識の一部あげおろしの中止(神威岬燈台)　二六　五三四
三三二　(三〇二参照)
三三三　(三〇六参照)
三三四　(三〇五参照)
三三五　(三〇二参照)
三三六　船舶に信号符字点附　二八　六一四

●海上保安庁

三一　海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示の一部改正　二四　四八八
(航)四八　航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項　一　八

(航)四九　〃　八　一三八
(航)五〇　〃　一五　三〇四
(航)五一　〃　二一　四五八

●郵政省

四七〇　郵便局分室移転(江戸川郵便局城東分室)　一　三
四九三　〃(札幌郵便局郵政局内分室)　一四　二七八
四七一　風景入通信日附印使用　一　三
四八三　〃　八　一四一
四七二　郵便局設置(大阪玉造)　三　三一
四九一　〃(名古屋萱場等)　一三　二二三
四九七　〃(鹿児島郡元)　一七　三二七
五一〇　〃(鹿児島草牟田)　二七　五六〇
四七三　小型記念通信日附印使用　三　三一
四九〇　〃　一一　一九四
四九二　〃　一三　二四四
五〇五　〃　二五　五〇七
五一一　〃　二七　五六〇
五一五　〃　二八　六一五
四七四　特殊通信日附印使用(世界人権宣言三周年記念人権強調週間)　三　三一
四七五　郵便局改称(大久保)　四　四四
四八九　〃(肥前池野)　一一　一九四
五〇六　〃(広根)　二六　五三四
五〇八　〃(古樋)　二七　五六〇
四七六　簡易郵便局設置(原田等)　四　四四
五〇〇　〃(野々江等)　一九　三八三
四七七　郵便局移転、改称(湯沢田町)　五　七八
五一三　〃(油津岩崎町)　二八　六一五
四七八　郵便局分室廃止(立川郵便局貯金保険分室)　六　九八
四七九　外国郵便物の逓送に関する件の一部改正　七　一一三
四八〇　外国あて小包郵便物の取りもどし又は名あて変更の請求をあてることのできる国及び同請求書をあてるべき外国官署の件の一部改正　七　一一三
四八五　〃　一〇　一七三
四八一　名あて人に交付することができない小包郵便物の外国における保管期間の件の一部改正　七　一一三

四八二　郵便切手発行(法隆寺金堂壁画一〇円)　八　一四一
五〇一　〃(飛行機と五重塔二五円、三〇円)　一九　三八三
五〇三　〃(長尾鶏五円)　二四　四八八
四八三　(四七一参照)
四八四　関税を課すべき物品を包有する外国あて通常郵便物の逓送條件に関する件の一部改正　一〇　一七三
四八五　(四八〇参照)
四八六　別配達通常郵便物をあてることのできる国の件の一部改正　一〇　一七三
四八七　国際返信切手券の発売をしない国の件の一部改正　一〇　一七三
四八八　郵便局移転(呉荒神町)　一一　一九四
四九八　〃(吉原)　一八　三三六
五〇九　〃(東淀川三津屋)　二七　五六〇
五一四　〃(防府戎町等)　二八　六一五
四八九　(四七五参照)
四九〇　(四七三参照)
四九一　(四七二参照)
四九二　(四七三参照)
四九三　(四七〇参照)
四九四　一〇円往復葉書発行　一四　二七八
四九五　鉄道郵便局及びその出張所等に関する件の一部改正　一五　三〇七
四九六　〃　一五　三〇七
四九七　(四七二参照)
四九八　(四八八参照)
四九九　簡易郵便局移転(手熊)　一八　三三六
五〇〇　(四七六参照)
五〇一　(四八二参照)
五〇二　外国郵便為替に適用する外国貨幣換算割合の件の一部改正　二一　四三七
五〇三　(四八二参照)
五〇四　昭和二六年郵政省告示第一六〇号の一部改正　二四　四八八
五〇五　(四七三参照)

目録

P. 10

昭26.12.

		日	号外　頁
五〇六	（四七五参照）		
五〇七	価格表記の書状及び箱物をあてることのできる国、その国にあてる当該郵便物の表記金額の最高限その他の條件についての一部改正	二六	五三四
五〇八	（四七五参照）		
五〇九	（四八八参照）		
五一〇	（四七二参照）		
五一一	（四七三参照）		
五一二	簡易郵便局規則第四條第二号に掲げる事務の取扱開始（志原簡易郵便局）	二八	六一五
五一三	（四七七参照）		
五一四	（四八八参照）		
五一五	（四七三参照）		
	●電気通信省		
二四六	船舶託送発受所設置（伊奈波山丸等）	一	三
二四七	船舶託送発受所廃止（第五正丸）	一	三
二六〇	〃（第十一福住丸等）	一五	三〇八
二四八	電話通話事務開始（青柳郵便局等）	三	三三
二五五	〃（横山郵便局等）	七	一三三
二五八	〃（沖田郵便局等）	一四	二七九
二六二	〃（浮島郵便局）	二〇	四〇三
二六九	〃（内野原郵便局等）	二七	五六〇
二四九	欧文電報の取扱廃止（鴛泊郵便局等）	三	三三
二五〇	水底電線を布設し、線路区域指定（長崎県）	三	三三
二五一	無線電報取扱所の施設事項変更（光栄丸等）	五	七八
二五二	電話交換業務開始（浮島郵便局）	五	七八
二五四	〃（湯ノ山郵便局等）	七	一三三
二五七	〃（北灘郵便局）	一四	二七九
二七〇	〃（小川島郵便局等）	二七	五六〇
二五三	無線電報取扱所設置（石狩川丸等）	七	一三三
二六一	〃（祝丸等）	一七	三二七
二五四	（二五二参照）		
二五五	（二四八参照）		
二五六	尻矢崎燈台における船舶通報取扱業務を当分の間休止する件	一三	二四四
二五七	（二五二参照）		
二五八	（二四八参照）		
二五九	船舶託送発受所の施設事項変更（第一阪輪丸等）	一五	三〇七
二六〇	（二四七参照）		
二六一	（二五三参照）		
二六二	（二四八参照）		
二六三	電報電話局設置（那珂湊等）	二一	四三七
二六四	電気通信施設区廃止（気賀等）	二一	四三七
二六八	〃（壬生川）	二七	五六〇
二六五	国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限の一部改正	二一	四三七
二六六	簡易公衆電話の加入者の支払うべき電話使用料等に関する件の一部改正	二二	四六一
二六七	内国欧文電報の受付及び配達事務開始（稲築電報電話局等）	二二	四六一
二六八	（二六三参照）		
二六九	（二四八参照）		
二七〇	（二五二参照）		
二七一	電気通信日附印の形式に関する件の一部改正	二八	六一六
二七二	特別電話局設置（千歳）	二八	六一六
	●建設省		
一〇一九	中村都市計画街路事業及びその執行年度割決定	三	三三
一〇二〇	同右事業の執行行政庁指定	三	三三
一〇二一	布施特別都市計画復興土地区画整理事業の執行年度改正	三	三三
一〇二二	小樽都市計画公園変更追加及び同事業並びにその執行年度割決定	三	三三
一〇二三	砂防設備を要する土地を指定し砂防工事施行（奈良県）	八	一四二
一〇二七	〃（三重県）	八	一四二
一〇二四	砂防設備を要する土地指定（愛知県）	八	一四二
一〇二六	〃（同）	八	一四二
一〇三七	〃（大分県）	一五	三〇八
一〇三八	〃（徳島県）	一五	三〇八
一〇四〇	〃（宮城県）	一五	三〇八
一〇七九	〃（徳島県）	二二	四六二
一〇二五	砂防法により一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（愛知県）	八	一四二
一〇三九	〃（福岡県）	一五	三〇八
一〇二六	（一〇二四参照）		
一〇二七	（一〇二三参照）		
一〇二八	土地収用法により収用		
一〇二九	土地認定（福井県）	八	一四二
一〇三〇	〃（愛媛県）	八	一四二
一〇三一	〃（新潟県）	八	一四二
一〇三二	〃（千葉県）	八	一四二
一〇三三	〃（福井県）	八	一四二
一〇三四	〃（和歌山県）	八	一四二
一〇三五	国道の改築工事終了（滋賀県）	一五	三〇八
一〇三六	〃（青森県）	一五	三〇八
一〇三七 一〇三八	（一〇二四参照）		
一〇三九	（一〇二五参照）		
一〇四〇	（一〇二四参照）		
一〇四一	二六年一〇月分建築物及び住宅動態統計の集計結果	一五	三〇九
一〇四二	東京特別都市計画緑地地域変更	一七	三二八
一〇四三	東京特別都市計画用途地域変更	一七	三二八
一〇四四	東京特別都市計画街路事業並びにその執行年度割決定	一七	三二八
一〇四五	東京特別都市計画風致地区変更追加決定	一七	三二八
一〇四六	東京特別都市計画街路追加変更及び廃止決定	一七	三二八
一〇四七	東京特別都市計画特別工業地区指定	一七	三二八
一〇四八	東京特別都市計画準防火地域追加指定	一七	三二八
一〇四九	東京特別都市計画公園追加変更並びに同事業、緑地事業及びその執行年度決定	一七	三二八
一〇五〇	青梅都市計画用途地域指定	一七	三二八
一〇五一	青梅都市計画特別工業地区指定	一七	三二八
一〇五二	武蔵野都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定	一七	三二八
一〇五三	武蔵野都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	一七	三二八
一〇五四	立川都市計画街路事業並びにその執行年度割決定	一七	三二八
一〇五五	同右事業の執行行政庁指定	一七	三二八
一〇五六	立川都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	一七	三二八
一〇五七	立川都市計画国立文教地区指定	一七	三二八
一〇五八	立川都市計画公園変更	一七	三二八
一〇五九	北上川脇谷閘門修繕のため通航を停止する期間	二二	四六一
一〇六〇	気仙沼都市計画内の脇土地区画整理決定	二二	四六一
一〇六一	気仙沼都市計画鹿折同右	二二	四六一
一〇六二	花巻都市計画排水施設及び同事業並びにその執行年度割決定	二二	四六一
一〇六三	花巻特別都市計画復興土地区画整理事業執行年度割変更	二二	四六一
一〇六四	釜石特別都市計画同右	二二	四六一
一〇六五	宮古特別都市計画同右	二二	四六一
一〇六六	宮古都市計画準防火地域決定	二二	四六一

一〇六七	遠野都市計画街路決定	二二	四六一
一〇六八	宮古都市計画風致地区指定	二二	四六一
一〇六九	黒沢尻都市計画街路変更及び同事業並びにその執行年度割決定	二二	四六一
一〇七〇	水沢都市計画街路事業及びその執行年度割決定	二二	四六二
一〇七一	前橋都市計画桃井土地区画整理決定	二二	四六二
一〇七二	吹田都市計画街路事業執行年度変更	二二	四六二
一〇七三	吹田都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定	二二	四六二
一〇七四	布施都市計画一団地の住宅経営並びに同右	二二	四六二
一〇七五	同右事業の執行行政庁指定	二二	四六二
一〇七六	都市計画法により指定（鹿児島県笠沙町）	二二	四六二
一〇七八	〃（滋賀県草津町）	二二	四六二
一〇八一	〃（愛媛県桜井町）	二五	五〇七
一〇八三	〃（同県松前町）	二五	五〇七
一〇七七	都市計画区域指定（鹿児島県笠沙）	二二	四六二
一〇八二	〃（愛媛県桜井）	二五	五〇七
一〇八四	〃（同県松前）	二五	五〇七
一〇九四	〃（福井県朝日）	二五	五〇八
一〇七八	（一〇七六参照）		
一〇七九	（一〇二四参照）		
一〇八〇	国道の改築工事施行（香川県）	二五	五〇七
一〇八一	（一〇七六参照）		
一〇八二	（一〇七七参照）		
一〇八三	（一〇七六参照）		
一〇八四	（一〇七七参照）		
一〇八五	宝珠花都市計画土地区画整理をその県において施行することの命令	二五	五〇七
一〇八六	刈谷都市計画刈谷駅前土地区画整理を刈谷市において同右	二五	五〇七
一〇八七	福井復興都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度決定	二五	五〇七
一〇八八	同右事業の執行行政庁指定	二五	五〇七
一〇八九	小浜都市計画街路事業並びにその執行年度決定	二五	五〇八
一〇九〇	同右事業の執行行政庁指定	二五	五〇八
一〇九一	勝山都市計画区域変更	二五	五〇八
一〇九二	武生都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割決定	二五	五〇八
一〇九三	同右事業の執行行政庁指定	二五	五〇八
一〇九四	（一〇七七参照）		
一〇九五	大野都市計画街路事業執行年度割改正	二五	五〇八
一〇九六	河川の改良工事施行（石狩川等）	二五	五〇八
一〇九七	大阪特別都市計画地域変更	二七	五六一
一〇九八	守口都市計画同右	二七	五六一
一〇九九	岸和田都市計画同右	二七	五六一
一一〇〇	吹田都市計画同右	二七	五六一
一一〇一	貝塚都市計画同右	二七	五六一
一一〇二	泉大津都市計画同右	二七	五六一
一一〇三	泉佐野都市計画同右	二七	五六一
一一〇四	豊中都市計画同右	二七	五六一
一一〇五	八尾都市計画地域指定	二七	五六一
一一〇六	大阪都市計画緑地及びその執行年度割決定	二七	五六一
一一〇七	大阪都市計画防火地域変更	二七	五六一
一一〇八	池田都市計画地域変更	二七	五六一
一一〇九	国道の修繕工事完了（青森県）	二七	五六一
	●外資委員会		
五	第六回援助希望技術に関する公表	二四	四八九
	●宮城県		
保指一	保安林指定	一四	二七九
保解一	保安林解除	一四	二七九
保解二	解除しない保安林	一四	二七九
	●愛知県		
保指一	保安林指定	[illegible]	[illegible]
保解一	保安林解除	[illegible]	[illegible]
	●島根県		
保解一	保安林解除	[illegible]	[illegible]
	●愛媛県		
保指一	保安林指定	[illegible]	[illegible]
保解一 保解二	保安林解除	[illegible]	[illegible]
	訓令		
	●総理府		
七	内閣及び総理府所管国有財産取扱規程の一部改正	[illegible]	[illegible]
	●厚生省		
二	厚生省所管国有財産取扱規程	[illegible]	[illegible]
三	厚生省所管物品取扱規程	[illegible]	[illegible]
四	厚生省所管会計事務取扱規程	[illegible]	[illegible]
五	厚生省報告例改正	[illegible]	[illegible]
	●労働省		
七	毎月勤労統計調査施行心得	[illegible]	[illegible]
	●経済安定本部		
二六	指定輸入生活物資確保に関する件廃止	[illegible]	[illegible]
二七	非鉄金属等の需給調査に関する件	[illegible]	[illegible]
	国会事項		
	○衆議院		
	◉常任委員長辞任（内閣委員長等）	[illegible]	[illegible]
	◉常任委員長補欠選任（同）	[illegible]	[illegible]
	◉法律公布奏上及通知	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉選任通知	[illegible]	[illegible]
	◉予算送付及通知	[illegible]	[illegible]
	◉会期延長議決通知	[illegible]	[illegible]
	◉議決通知	[illegible]	[illegible]
	◉委員任命につき同意を求めるの書面受領	[illegible]	[illegible]
	◉同意通知	[illegible]	[illegible]
	◉通知書受領及通知	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉通知書受領	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉報告書受領	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉要請書受領	[illegible]	[illegible]
	◉政府委員承認	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉議案提出	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉議案受領	[illegible]	[illegible]
	◉要求書受領	[illegible]	[illegible]
	◉議案送付	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉回付議案受領	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉議案通知	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉議案通知書受領	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉決議送付	[illegible]	[illegible]
	◉請願書送付	[illegible]	[illegible]
	◉議案消滅	[illegible]	[illegible]
	◉質問書提出	[illegible]	[illegible]
	◉緊急質問提出	[illegible]	[illegible]
	◉答弁書受領	[illegible]	[illegible]
	◉議事日程	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	〃	[illegible]	[illegible]
	◉議員死去及弔詞（白井佐吉）	[illegible]	[illegible]

目録

昭26.12.

	日	号外 頁
○参議院		
◉議事日程	三	三三
〃	四	五二
〃	五	七八
〃	一一	一九五
〃	一五	三一一
〃	一八	三五三
◉会期延長通知及び通知書受領	四	五三
◉請願書及び陳情書送付	四	五三
〃	五	七九
◉議案提出	五	七九
〃	一三	二四四
〃	一四	二七九
〃	一五	三一一
〃	一八	三五三
◉議案受領	四	五三
〃	五	七九
〃	一五	三一一
◉議案受領（予備審査）	一三	二四四
〃	一八	三五三
◉議案付託	四	五三
〃	五	七九
〃	一三	二四四
〃	一四	二七九
〃	一五	三一一
〃	一八	三五三
◉議案付託（予備審査）	一三	二四四
〃	一八	三五三
◉議案送付	一八	三五三
◉議案回付	四	五三
〃	五	七九
〃	一八	三五三
◉議決通知	四	五三
〃	五	七九
〃	一八	三五三
◉決議送付	五	七九
〃	一八	三五三
◉通知書受領	四	五三
〃	五	七九
〃	一八	三五三
◉要求書提出	五	七九
〃	一八	三五三
◉質問主意書提出	一三	二四四
◉質問主意書転送	一五	三一一
◉報告書受領	五	七九
〃	一八	三五四
〃	二三	四六三
◉報告書提出	四	五三
〃	五	七九
〃	一〇	一七三
〃	一二	二一一
〃	一三	二四四
〃	一四	二八〇
〃	一七	三三九
〃	一八	三五四
〃	一九	三八四
〃	二六	五三四
皇室事項		
◉御除喪	四	五七
◉行幸	六	一〇〇
◉講書始の儀及び歌会始の儀	二〇	四〇三
◉任命式（国務大臣木村篤太郎外四名）	二八	六一七
官庁事項		
○内閣		
◉昭和二六年第一・四半期中における予算使用の状況	二二	四三八
○人事院		
公示 **三九** 職種及び職級の決定〔建築外二件〕	一八	三五四
四〇 〃〔船舶運行（航海）外一五件〕	二三	四六三
四一 〃〔中学校管理外四件〕	二六	五三五
四二 〃〔裁判所書記職種外四件〕	二七	五六三
◉庁舎移転（人事院札幌地方事務所）	二三	四七七
○外務省		
◉入国管理庁公示第二号（失効になつた外国人登録証明書）	一三	二四六
○大蔵省		
◉船舶公団の清算結了	三	三一
○通商産業省		
◉日本工業規格設定（水道用翼車型單濕式13mm水量計等）	六	一〇〇
◉日本工業規格設定等（防火木材製防火戸等）	二六	五三八
○労働省		
◉国鉄労働組合米子地方本部「特殊日勤勤務に関する問題」についての調停案公表	四	五七
◉労働基準法第三六條に基く協定附属覚書第一項第四号に関する紛争についての調停の公表（国有鉄道）	四	五七
◉転勤転職の取扱についての協約締結に関する紛争の仲裁公表（国有鉄道）	四	五七
同右打切り公表	二三	四七七
◉電産黒部川電力争議調停に関する公表	四	五七
◉電産争議調停に関する公表	四	五七
〃	一二	二三〇
◉日通争議調停に関する公表	四	五八
◉諸会合、競技会に出場するための時間外労働に関する調停案の公表（国有鉄道）	一二	二三〇
◉特殊日勤勤務に関する紛争の仲裁公表（国有鉄道）	二七	五七三
同右打切り公表	二九	六六四
○最高裁判所		
◉懲戒しない旨の決定（東京地方裁判所判事関谷六郎）	一七	三三九
◉再審による無罪判決の公示（塚崎幸一）	二七	五七三
◉刑事補償法による補償決定の公示	五	八一
〃	一一	一九六
○裁判官訴追委員会		
◉訴追猶予決定（名古屋地方裁判所判事鈴木正路）	二七	五七三
地方自治事項		
○北海道		
◉処務規程の一部改正	二六	五三八
○東京都		
◉土地収用法の規定に基き知事が行う事業認定等の告示及び公告並びに同法施行令に規定する手数料の納入に関する規則設定	二六	五三八
○山口県		
◉処務細則の一部改正	二七	五七五
◉知事公室規程の一部改正	二七	五七五
公共企業体事項		
○日本専売公社		
公示 **九** 昭和二七年において耕作するたばこの種類及び耕作面積の一部改正	一二	二三一
一〇 輸入製造たばこの小売定価及び特別小売定価	二九	六六五
○日本国有鉄道		
公示 **三〇九** 日本国有鉄道組織規程の一部改正	一	一〇
三二七 〃	一二	二三三
三三二 〃	一四	二八〇
三一〇 日本国有鉄道線路名称の一部改正	一	一〇
三三四 〃	一四	二八〇
三一一 運輸営業開始（赤穂線相生・播州赤穂間鉄道）	一	一〇
三一二 連絡運輸規則の一部改正	一	一〇
三一六 〃	三	三七
三二三 〃	八	一四四
三五四 〃	二四	四九〇
三五五 〃	二五	五〇九
三五七 〃	二六	五三八
三五九 〃	二八	六一七
三一三 停車場設置（北薩本線薩摩脇田等）	一	一〇
三三五 〃（越後線白山）	一四	二八〇
三三六 〃（中央本線神領等）	一四	二八〇
三四〇 〃（坂上線立石等）	一九	三八五
三四九 〃（中央本線塩崎等）	二一	四四一
三五〇 〃（関西本線月ケ瀬口）	二一	四四一
三一四 停車場名改称（北薩東線花尾等）	一	一〇
三四二 〃（善通寺線善通寺西口）	一九	三八五
三五三 〃（御殿場線駿河等）	二三	四七七
三一五 旅客及び荷物運送規則の一部改正	一	一〇
三一七 〃	五	八一
三二〇 〃	七	一二四

	日	頁
三二六 〃	八	一四四
三三一 〃	一二	二三三
三四一 〃	一九	三八五
三四七 〃	二〇	四〇三
三一六（三一二参照）		
三一七（三一五参照）		
三一八 国鉄自動車路線名称の一部改正	七	一二三
三二四 〃	八	一四四
三二九 〃	一二	二三三
三四五 〃	二〇	四〇三
三一九 自動車による運輸営業開始（白中本線東町・金山町間）	七	一二三
三二五 〃（三川線千歳橋・三川間等）	八	一四四
三三〇 〃（厚岸線浜厚岸駅前・太田間）	一二	二三三
三四六 〃（古川線吉岡・仙台間）	二〇	四〇三
三二〇（三一五参照）		
三二一 荷扱所設置（福知山線伊丹停車場所属伊丹駅豊中荷扱所）	八	一四三
三二二 荷扱所荷物取扱規則の一部改正	八	一四四
三二三（三一二参照）		
三二四（三一八参照）		
三二五（三一九参照）		
三二六（三一五参照）		
三二七（三〇九参照）		
三二八 阪神向けみかんに対する割引賃率	一二	二三三
三二九（三一八参照）		
三三〇（三一九参照）		
三三一（三一五参照）		
三三二（三〇九参照）		
三三三 運輸営業廃止（越後線関屋・白山間鉄道）	一四	二八〇
三三四（三一〇参照）		
三三五 **三三六**（三一三参照）		
三三七 札幌線等における冬期除雪運行に対する旅客運賃	一四	二八〇
三三八 日本国有鉄道広告取扱規則の一部改正	一七	三三九
三三九 自動車線における手回り品の持込及び手小荷物の受託の制限について	一七	三三九
三四〇（三一三参照）		
三四一（三一五参照）		
三四二（三一四参照）		
三四三 北海道向けみかんに対する割引賃率	二〇	四〇三
三四四 りんごに対する割引賃率改正	二〇	四〇三
三四五（三一八参照）		
三四六（三一九参照）		
三四七（三一五参照）		
三四八 身体障害者に対する旅客運賃の割引方の一部改正	二一	四四一
三四九 **三五〇**（三一三参照）		
三五一 貨物運送規則の一部改正	二三	四七七
三五六 〃	二六	五三八
三五二 公示の廃止（四エチル鉛液運送規程）	二三	四七七
三五三（三一四参照）		
三五四 **三五五**（三一二参照）		
三五六（三五一参照）		
三五七（三一二参照）		
三五八 小荷物の取扱開始（阪和線富木停車場等）	二六	五三八
三五九（三一二参照）		
日本弁護士連合会事項		
◉弁護士名簿登録等（一一月中）	七	一二四
人事院公告		
◉四級職国家公務員採用試験公告	六	一〇〇
◉第七回警察官・第四回皇宮護衛官採用試験公告	二八	六一八
総理府公告		
◉公益事業委員会公告（第二〇号）	一	二〇
◉電波監理委員会聴聞開催公告	四	五八
◉首都建設委員会公告第一号―第四号	六	一一〇
◉公益事業委員会事務局四国支局公告（第三号）	六	一二五
◉〃　福岡支局公告（第三号）	六	一二五
◉資格審査結果公告（第五一号）	七	103 一
◉公益事業委員会事務局仙台支局公告（第四号）	八	一四四
◉公益事業委員会公告（第二一号）	一〇	一七三
◉公益事業委員会事務局大阪支局公告（第二号）	一一	一九六
◉公益事業委員会公告（第二二号）	一二	二三三
◉公益事業委員会事務局札幌支局公告（第四号）	一二	二三三
◉〃　名古屋支局公告（第三号）	一二	二三三
◉首都建設委員会公告第五号―第一〇号	一四	二七九
◉建物等除去公告第一号―第一三号	二六	五三八
◉土地調整委員会聴聞会開催公告	二八	六一九
法務府公告		
◉司法試験公告（第二次試験合格者氏名）	五	八一
大蔵省公告		
◉宝くじ用奨品公売公告	一	二
◉証票無効	一	二
◉在外会社の在外店舗所有記名証券一覧表の承認	四	五八
◉国有財産売払公告	八	一四四
◉証票無効	一四	二八一
◉〃	一五	三一二
◉宝くじ用奨品公売公告	二〇	四〇六
◉在外会社の在外店舗所有記名証券一覧表の承認	二二	四四四
◉証票無効	二六	五四〇
◉公認会計士試験第三次試験合格者公告	二七	五七六
◉当せん金附証票の発売について	二八	六二一
文部省公告		
◉文部省著作教科用図書の出版権設定のために行う入札公告	五	八二
◉著作権譲渡登録	一九	三八六
◉文部省著作教科用図書の出版権設定のために行う入札公告	二〇	四〇六
◉著作権譲渡登録	二三	四七八
◉〃	二五	五一〇
◉〃	二六	五四一
◉〃	二七	五七七
厚生省公告		
◉旧軍関係債権催告	五	八三
◉動産売払公告	一五	三一三
通商産業省公告		
◉公示送達	七	一二四
◉くず化物件指定公告	二二	四四四
◉くず化物件指定取消公告	二三	四七八
◉保安技術職員国家試験の期日および試験地公告	二五	五一〇
運輸省公告		
◉運輸審議会主催公聴会開催公告	八	一四五
◉鉄道財団	一三	二五〇
◉証票無効	二三	四七八
◉〃	二七	五七七
労働省公告		
◉証票無効	二三	四七八
◉〃	二七	五七七
建設省公告		
◉昭和二六年度測量士及び測量士補試験合格者公告	一	104 八
◉新地図発行公告	二五	五一〇

十二月発行号外

日	番号	頁
一	一〇二	一六
七	一〇三	一六
八	一〇四	二四
二五	一〇五	一二
二九	一〇六	一六

目録